

図書館情報メディア研究科修士論文

公立図書館における生活困窮者自立支援サー  
ビス

2020年3月

201821632

嶺井 尚子

公立図書館における生活困窮者自立支援サー  
ビス

筑波大学  
図書館情報メディア研究科  
2020年3月  
嶺井 尚子

## 目次

1.はじめに .....	1
1.1 研究背景と研究目的.....	1
1.2 先行研究.....	2
1.3 研究課題と研究方法.....	3
1.4 用語の定義.....	4
1.5 論文の構成.....	5
2. 日本の貧困問題における生活困窮者自立支援.....	7
2.1 日本における貧困問題の経緯.....	7
2.2 貧困対策における生活困窮者自立支援.....	10
2.3 生活困窮者自立支援の現状と課題.....	13
3. 公立図書館サービスにおける貧困に関するサービス.....	21
3.1 地域における公立図書館のサービスの役割.....	21
3.1.1 公立図書館とサービスの理念.....	21
3.1.2 公立図書館サービスの類型.....	22
3.1.3 地域における公立図書館サービス.....	26
3.2 公立図書館における貧困に関するサービスの現状.....	27
3.2.1 貧困に関するサービスの実施に至るまで.....	27
3.2.2 貧困に関するサービスの事例と方針.....	30
3.2.3 公立図書館サービスに内包される貧困対策の要素.....	32
3.3 公立図書館における貧困に関するサービスの課題.....	34
4. 生活困窮者自立支援の課題に対応する公立図書館サービス.....	42
4.1 公立図書館で生活困窮者自立支援を行う意義.....	42
4.2 生活困窮者自立支援の課題と公立図書館サービス.....	44
4.3 本研究における生活困窮者自立支援サービス.....	47
5. 生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズに関する調査.....	52
5.1 調査の概要.....	52
5.1.1 調査目的と調査方法.....	52
5.1.2 調査対象地域と調査対象者.....	55
5.2 調査項目.....	57
5.2.1 図書館利用の現状について.....	57
5.2.2 知的ニーズについて.....	59
5.3 結果と考察.....	63

5.3.1	生活困窮者の図書館の利用経験.....	66
5.3.2	生活困窮者の図書館への印象 .....	67
5.3.3	生活困窮者の知的ニーズ.....	68
5.3.4	生活困窮者の知的ニーズへの対応 .....	69
5.3.5	生活困窮者の図書館利用に関する課題.....	71
5.3.6	図書館における生活困窮者自立支援サービスに要する姿勢.....	73
6.	公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの在り方 .....	78
6.1	生活困窮者の図書館利用における障害を取り除くサービス.....	78
6.2	生活困窮者と図書館とコミュニティを繋ぐ営みを支援するサービス .....	81
7.	おわりに.....	86
7.1	研究のまとめ.....	86
7.2	研究課題と今後の展望 .....	88
	謝辞.....	89
	参考文献 .....	90
	付録.....	98

## 1.はじめに

### 1.1 研究背景と研究目的

日本では貧困が社会的な課題となっている。1991年以降のバブル崩壊の余波や、2009年のリーマンショックによる経済不況の影響を受け、雇用の解雇や非正規雇用が増加した。経済不況の影響に伴い、国民の所得の減少や消費の落ち込みが見られるようになった。加えて、OECDによる日本の相対的貧困率の発表を受け、貧困が社会的課題として認識されるようになった<sup>1</sup>。更に、少子化や高齢化といった諸課題も生じており、社会保障費は増加の一途を辿っている。また、2019年度予算案では、社会保障費が歴代で最も高い割合を示している。税収の低下や長期的な経済不況、国家予算の圧迫といった課題が生じ、貧困対策が早急の課題となった。同時に、生活苦に喘ぐ国民の生活を保障する対策が求められるようになった。

2000年代の情勢を反映し、貧困対策として打ち出されたもののひとつが生活困窮者自立支援である。生活困窮者自立支援は、2011年に実施されていたパーソナル・サポート・サービス事業を継承する支援である。パーソナル・サポート・サービス事業とは、雇用を通じた社会保険と生活保護の狭間に取り残されがちな人々を支援対象とする支援である。同支援は、支援対象の基準に柔軟性を持たせることで、より多くの人を包摂する支援を実施することが試みられた<sup>2</sup>。2013年には、生活保護の不正受給や予算圧迫を防ぐことを目的とし、生活困窮者自立支援法が施行された。同法では、経済的に困窮し、最低限度の生活ができなくなるおそれのある者を生活困窮者と定義し、生活困窮者が生活保護に至らぬように支援をすることを目的としている。また、「自立」という用語については、「経済的自立」「日常的自立」「社会的自立」を指しており、経済的な困窮のみならず、最低限度の生活を維持する為、生活習慣の形成や、社会参加の実施も含まれる<sup>3</sup>。

生活困窮者自立支援は、生活困窮者が生活保護に至らぬように機能する。また、第一のセーフティーネットとされる社会保険に次ぐ第二のセーフティーネットであり、より広範囲の困窮者を包摂するための支援として展開されている。また、同支援の事業は2015年の開始から4年経ち、支援の実績やノウハウが蓄積されている。一方で、生活困窮者自立支援の事例の多様さもあり、未だに事業や支援に関する課題が生じ、方法論の模索も継続されている。その課題の1つとして、関連機関や地域へ生活困窮者自立支援や同支援の関連情報の周知、関連機関との連携が挙げられている<sup>4</sup>。生活困窮者自立支援では、「地域のつながり」を重要視しており、生活困窮者が地域の一員として自立し、地域住民同士が支え合うような地域づくりが期待されている。地域性を重視する支援という点で、支援制度に対する地域の関連機関や住民の理解を前提が必須である。また、関連機関との連携も、機関の特徴や機能に応じた支援を実施し、より支援対象を捉えるスコープを広げ、より多くの住民を支援するという点で重要である。

生活困窮者自立支援と関係する機関であり、住民に対する支援が可能な施設のひとつと

して公立図書館が挙げられる。公立図書館には、貧困に関するサービスの事例が存在する5,6,7。生活困窮者自立支援は、貧困対策の1つであり、公立図書館の貧困に関するサービスとも関係性がある。また、公立図書館は、地域の情報拠点としての機能を有する社会教育施設であり、生活困窮者の自立のための学びに対し、情報提供を通じた一助が可能である。加えて、地域住民が交流する拠点としての側面も有し、誰もが無料で使用できる施設である公立図書館は<sup>8</sup>、生活困窮者自立支援の周知にも貢献し得る土壌を有する。地域における公立図書館の特徴や機能を踏まえ、生活困窮者自立支援における機関同士の連携をどのように図るべきか検討することは、より地域性を重視した生活困窮者自立支援を実施するためにも重要な視点である。しかし、生活困窮者自立支援において、公立図書館は自らの特徴や役割を用いて、どのようなサービスが実施可能かを検討した先行研究は管見の限り存在しない。また、図書館の機能を用いた生活困窮者自立支援において、被支援者である生活困窮者の図書館利用に関するニーズや、生活困窮者の図書館利用の現状も明らかになっていない。

本研究は、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにし、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスを検討することを目的とする。

## 1.2 先行研究

田中総一郎は、生活困窮者自立支援について、生活保護と社会保険の間の「第2のセーフティーネット」であり、制度の狭間に陥らないように包摂的に、個々の状況に応じた支援を実施し、地域の資源を用いた支援体制を創造すると述べている<sup>9</sup>。下村功は相談窓口の現場における相談の事例に触れ、困窮世帯の人の疲労が生活に影響を及ぼしており、社会保障の整備といった大人の保護も行う必要があると提言している<sup>10</sup>。辻浩は、生活困窮者自立支援に求められるものとして、福祉現場における「学び」や「生活習慣の育成」に関する支援の課題から、教育と福祉の連携による支援の方向性を挙げた<sup>11</sup>。

先行研究では、生活困窮者自立支援の方針として個々の状況に寄り添った支援が検討されており、支援内容にも柔軟性が見られた。加えて、地域の資源を用いたネットワークづくりも推進されている。また、生活困窮者自立支援を受ける生活困窮者には新たな地位形成を果たす能力の育成が求められること、教育分野と福祉分野の連携の必要性が指摘されている。一方で、生活困窮者の生活疲労から子どものみならず大人も保護する必要性や、生活困窮者の「学び」や「生活習慣の育成」を促す支援の必要性が挙げられている。一方で、貧困問題における生活困窮者自立支援の位置づけや、生活困窮者自立支援の課題をまとめ、教育分野と福祉分野の連携という視点から分析を行い、今後の展望を言及した研究は管見の限りみられない。

レスリー＝ホルトとグレン＝ホルト (Leslie Holt, Glen Holt) は、アメリカ合衆国の図書館における貧困の状況下にある人に向けたサービスについて述べている。主にサービスを実施する職員側の注意点や、サービスの事例について紹介している。サービスでは、図書館が属する地域における情勢や活用できる支援といった、貧困の状況下にある人を取り巻く

環境を把握することが重要視されている。その際の注意点として、サービスを実施する地域の特性の動向を把握すること、貧困の状況下にある人は、言葉や宗教に対し敏感な傾向があり、職員側の理解の下で図書館へ訪れやすい環境を構築する必要性を指摘した。識字サービスや、利用者のニーズに基づいたレファレンス、行政の支援制度に関する情報提供、公的施設や宗教施設の支援の紹介が挙げられている<sup>12</sup>。パットム＝ロバートは、人々の社会的紐帯やコミュニティの基盤にあるソーシャル・キャピタルの観点から、公共図書館の活動を紹介している。ロバート＝パットナム (Robert Putnam) によると、二つの異なる地域の間で公共図書館を建設することで、出会うことのなかった階層の人々が交流するようになったと述べている<sup>13</sup>。これらの先行研究では、貧困の状況下にある人は職員側の理解をもって図書館へ訪れやすい環境づくりを行う必要があり、公共図書館に出会うことのなかった階層の人を繋ぐ機能を有していることが指摘されている。しかし、貧困の状況下にある人の特性や公共図書館に対する印象、職員が把握すべき知的ニーズ、地域における公共図書館という観点から貧困の状況下にある人に実施すべき公立図書館サービスは明示されていない。

そこで本研究では、生活困窮者を取り巻く環境を把握するため、貧困問題における生活困窮者自立支援の位置づけや、生活困窮者自立支援の課題を明らかにする。また、生活困窮者自立支援の課題を解決するサービスを実施する施設の一つとして公立図書館に着目する。生活困窮者の公立図書館の利用頻度や印象を中心とし、公立図書館の利用に関する現状を概観する。そして、生活困窮者自立支援で課題とされる大人の保護や「学び」・「生活習慣の形成」を促す支援に焦点を当てる。さらに、「学び」・「生活習慣の形成」を促す支援という観点から、生活困窮者が抱く知的ニーズを捉える。これらを踏まえ、今後の公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの在り方について言及する。

### 1.3 研究課題と研究方法

本研究では、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにし、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスを検討することを目的とする。そして下記のように、研究目的を達成する為に、4つの研究課題を定める。

- A. 貧困問題における生活困窮者自立支援の現状と課題を明らかにする
- B. 公立図書館サービスと公立図書館の貧困に関するサービスの現状を概観する
- C. 生活困窮者自立支援の課題に対応する公立図書館サービスを考察する
- D. 生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにする

これらの研究課題に対し、本研究では、文献調査とインタビュー調査を実施する。文献調査では、A. 貧困問題における生活困窮者自立支援の現状と課題を明らかにする。そのため、貧困問題に関する変遷と生活困窮者自立支援の現状と課題を明らかにすることを目的とし、政府の報告書や福祉分野の学術論文、図書を中心に調査を実施する。次に、B. 公立図書館サービスと公立図書館における貧困に関するサービスの現状を明らかにすることを目的とし、図書館情報学分野の学術論文、雑誌論文、新聞記事や図書を中心に調査を実施する。ま

た、C. 生活困窮者自立支援の課題に対応する公立図書館サービスを明らかにすることを目的とし、A と B の結果と、地域づくりと図書館サービスに関する学術論文や雑誌記事、図書調査の結果を合わせて考察を行う。A, B, C の課題を明らかにすることで、生活困窮者を取り巻く環境を把握する。

加えて、文献調査の結果の補完として、D. 生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにすることを目的とし、インタビュー調査を実施する。インタビュー調査では、生活困窮者と生活困窮者の支援へ携わる人を調査対象とする。調査では、生活困窮者のみならず、支援に携わる人へも調査を実施することで、生活困窮者の現状と知的ニーズを広い視点から捉える。

A から D までの研究課題の結果から、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにし、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの在り方を検討する。

#### 1.4 用語の定義

本節では、本論文における主要概念である「貧困」「生活困窮者」「自立」「知的ニーズ」について、それぞれ定義づける。

##### ① 貧困

本研究では、日本を調査のフィールドとするため、日本政府が貧困に関する報告書や政策の策定に用いている「相対的貧困」の概念を貧困の基準とする。相対的貧困とは、生存に必要な最低限の生活水準を維持することのできない所得水準である状態を表す「絶対的貧困」と対をなす概念である<sup>14</sup>。国民が生活する周辺環境の生活水準と比較し、低い水準の生活を営んでいる状態を指す。主に、全世帯の所得の中央値の一定割合の水準の所得を得られない状態を指標に用いている。日本では OECD(経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development、以下 OECD とする)が提唱した、可処分所得が中央値の 50%に満たない状態を指標としている。

##### ② 生活困窮者

生活困窮者自立支援法の定義より、「経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」を生活困窮者の定義とする。経済的に困窮しているとみなされているものの、生命の危機に関わるほどの困窮状態の人、衣食住の欠如のように最低限度の生活が維持できていないとみなされる人は除き、貧困の定義で述べた、絶対的貧困の状況下にある人を指す。そのため、最低限度の生活を位置できない者に対するセーフティーネットである生活保護を受給している人は生活困窮者に含めない。

##### ③ 自立

本研究における自立の定義についても、生活困窮者自立支援法や同法に関連する制度・政



府による提言を参照する。生活困窮者自立支援制度について、厚生労働省は、「制度の目指す自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれる<sup>15</sup>」、「各種支援は、生活困窮者の多くが自尊感情や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う<sup>16</sup>」という見解を示している。よって、本研究では、「自立」を、「就労を始めとした経済的自立・生活習慣の定着を始めとする日常的自立・主体的な社会参加や孤立からの脱出を始めとした社会的自立を包括したもの」と定義とする。

#### ④知的ニーズ

「意識の明確さに関わらず、何らかの問題を抱えた人間が、自分の知識や経験によっては問題を処理できないと判断し、解決のために得たいと思う認識状態。または、所属している社会で生活を営む上で得るべきとされているもの」と定義する。定義に関する詳細は、第5章で述べる。

### 1.5 論文の構成

第1章では研究背景と研究目的、先行研究と用語の定義、論文の構成を述べる。第2章では、日本の貧困問題における生活困窮者自立支援の現状と課題を明らかにする。第3章では、公立図書館における貧困に関するサービスを概観する。第4章では、生活困窮者自立支援に対応する公立図書館サービスを考察する。第5章では、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズに関する調査と調査結果の考察を行い、第6章では公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの在り方について論考する。第7章では研究のまとめを行い、研究の課題と今後の展望を述べる。

---

1 阿部彩.生活保護・貧困研究の50年：『季刊社会保障研究』掲載論文を中心に.季刊・社会保障研究.国立社会保障・人口問題研究所, 2014, Vol.50,p.4-17.

2 中村麻伊子. 社会的困窮者を包摂する仕組みと自治体の役割：パーソナルサポート事業・生活困窮者自立支援法の先へ. 龍谷大学大学院政策学研究, 2015, Vol.4, p.123-127.

<sup>333</sup> 厚生労働省. 自立に向けて、踏み出す力を育む支援—生活困窮者自立支援制度に関する調査—, 厚生労働省 政策統括官付政策評価官室 アフターサービス推進室, <https://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-20181207/dl/after-service-20181207-01.pdf>, 2018. (2019/07/25 参照)

4 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室. 平成30年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査 集計結果. 厚生労働省, p.6-7.

5 高橋真太郎. 労働者の直面する問題と図書館にできること～就職から再就職まで～. 文部科学省, [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2010/01/](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/01/)

---

05/1288525\_1.pdf.(2019/12/24 参照)

- 6 全国公共図書館協議会. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書, 2016, 76p.
- 7 神代浩. 困ったときは図書館へ ～図書館海援隊の挑戦～. (株)悠光堂 2014, 207p.
- 8 図書館法, 昭和二十五年四月三十日法律第百八号第二章 (改正:平成十一年二月二十二日第イ一六〇号第二章)
- 9 田中総一郎. 生活困窮者自立支援制度はどのようにスタートしたか?—実施初年度の支援状況と課題—. 社会保障研究, 2017, 1(4), p.748-750.
- 10 下村功 学力向上論の欺瞞と居場所としての学校 第2節 福祉現場の貧困 生活困窮者支援の現場から. 教育文化総合研究所, 2017, p.15-21.
- 11 辻浩. 現代教育福祉論:子ども・若者の自立支援と地域づくり. ミネルヴァ書房, 2017, 209p.
- 12 Leslie Edmonds Holt, Glen Holt. Public Library Services for the Poor : Doing All we can. ALA Editions, 2010, 168p.
- 13 Putnam Robert.D. “Branch libraries: the heartbeat of the community” Better Together: Restoring the American Community. Simon&Schuster, 2009, p.34-54.
- 14 内閣府. 平成 21 年度年次経済財政報告. 内閣府. [http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je09/09b03020.html#a3\\_2\\_2](http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je09/09b03020.html#a3_2_2). (2019/12/15 参照)
- 15 社会・援護局. 社会援護局関係主管課長会議資料 新たな生活困窮者自立支援制度について. 厚生労働省. 2014, 31p.
- 16 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室. 生活困窮者自立支援制度について 平成 27 年度居住支援全国サミット, 2016, <http://www.mlit.go.jp/common/001117462.pdf>.

## 2. 日本の貧困問題における生活困窮者自立支援

本章では、日本の貧困問題における生活困窮者自立支援の現状を明らかにする。第1節では、日本における貧困問題について概観するため、貧困対策に関する政策と貧困概念の変容を明らかにする。第2節では、生活困窮者自立支援の位置づけを確認し、貧困対策における生活困窮者自立支援の特性を述べる。第3節では、生活困窮者自立支援事業の現状と課題を明らかにし、今後の展望を述べる。

### 2.1 日本における貧困問題の経緯

本節では、日本における貧困問題について概観するため、日本政府が貧困対策や公文書で、「貧困」という概念をどのように捉えてきたかを把握する。また、貧困問題に対する取り組みの変遷を捉えるため、貧困に関する調査・研究や、「貧困」に対する公衆の認識にも触れ、日本における「貧困」概念の変容についても述べる。

日本において、法律・政策に基づき、全国的に貧困対策がなされたのは、第二次世界大戦後である。1945年、戦禍により工場設備や家財等実物資産が被害を受け、国民は雇用先や生活基盤を失い、全国的に深刻な経済損失・食糧不足である「絶対的貧困」の状態にあった<sup>1</sup>。1945年の12月には国民に対する応急的な救済制度として、生活必需品の補給や保護を目的とし、生活困窮者緊急生活援護要綱が決定された。1946年の9月には、生活保護法（旧生活保護法）が制定された。生活保護法は、2019年現在に至るまで、要保護者に対する国家の責任を明文化した法律となっている。

1948年からは、企業整備により発生した大量失業者に対する緊急失業者対策法が施行された。これは、6大都市における公共事業による戦後復興と、失業者に対する公共事業を主とした就業機会の提供を目的とした法律である。1950年には、憲法25条の生存権と社会情勢の反映、生活保護制度の拡充・強化を目的として、旧生活保護法の改正が実施された。このように、日本では第2次世界大戦の影響による損失が「絶対的貧困」であり、国家単位の課題であると認識された。その解決を目的として、要保護者に対する国家の責任が初めて明文化された。また、失業者に対する職業斡旋といった対策や、公共事業におけるインフラ整備が行われた。更に、1950年代は、生活水準や最低生活費等の貧困研究が盛んになり、実証研究や分析が行われていた<sup>2</sup>。

また、1945年には、GHQ（General Headquarters：連合国軍最高司令官総司令部）主導の戦後改革やアメリカ合衆国から文化・思想・技術の導入がなされ、産業の復興や経済の発達を着実と齎した。1952年には平和条約発効により主権が回復し、1955年には日本は1人当たりの実質国民所得は戦前と比較し約10%増加した水準へ達した。貧困対策の他、主権回復による自律的な政権運営や、経済の急激な発達に伴い、1956年の経済白書では、「国民生活は最早、戦後のものではない」と宣言している<sup>3</sup>。その一方で、1945年から1950年にかけて戦災浮浪児取り締まりや浮浪者の狩り込みといった、強制的な貧困対策が見られた。

特に、未成年者である浮浪児は、養護施設や養子縁組先における虐待や対応への不満から、再び浮浪児に戻り、徒党を組んで生活を行うといった事例も一定数見られ、新聞では浮浪児に対する批判や、新たな対策を要する声が盛んに取り上げられていた<sup>4</sup>。1948年から実施されていた緊急失業者対策事業についても、生活保障機能が就業機会の提供に偏っており、本来の生活保障機能を果たしていたか定かではなかった<sup>5</sup>。速やかな他の職種への就労が可能なよう、常用労働者の雇用は禁止されており、失業保険受給との併用も認められなかった。政府が、「国民の生活は第二次世界大戦直後と比較すると改善した」と宣言した一方で、絶対的貧困への対策や保障の欠点が指摘される状況下にもあったと述べることもできる<sup>6</sup>。同時期に、「昭和31年度年次報告書」により、生活保護を受けている者は、エンゲル係数が平均より高く、一般世帯との格差が拡大傾向にあると警鐘が鳴らされている<sup>7</sup>。しかし、1960年代の貧困研究のレビューによると、貧困に関する研究は減少し、ホームレス問題や障害者への保障といった一部の福祉的課題について言及されるのみであった<sup>8</sup>。1963年に実施された家計調査や、厚生省による「昭和38年度年次報告書」でも、労働市場の賃金のベースアップにより、格差は縮小されつつあると記載されている<sup>9</sup>。貧困に関する警告や議論を促す公的文書の数は減少し、厚生省による貧困問題に関する政策対応の議論・原因追及における調査・報告も同じく減少の一途を辿った。政府主導で調査が実施され、貧困に関する統計として公表されてきた「低消費水準世帯」も、1965年をもって終了した。しかし、阿部彩は、貧困という課題は依然として存在していたと指摘する。その一方で貧困研究が減少したのは、高度経済成長期という時世の反映により、研究者の関心が貧困研究からサービス給付や年金・医療といった社会保障制度や諸外国の制度の紹介・研究に移っていったためであると推測している<sup>10</sup>。高度成長期は、社会情勢の現状として景気は回復傾向にあったものの、生活保護やホームレス、障害者に対する保障といった福祉分野における課題が存在していた。そして、「絶対的貧困」への対策では対応しきれなかった「格差」や「浮浪者」の問題が生じていた。そこには、①認識されているものの汎用性のある対策のみでは解決できない貧困、②時勢の貧困という捉え方では貧困と認識できなかった貧困の2つの貧困が存在していたと考えられる。そのため、生活保障の機能を果たすことを目的とした、生活困窮者緊急生活援護要綱や旧生活保護法、緊急失業者対策法が、全ての人を包括していたとは言い難い状況であった。高度経済成長期が終了するまで、貧困は①の形態であり、ホームレス問題や一部の生活保護受給者に対する経済的な困窮の問題とされた。その後は、バブル崩壊に至るまで、貧困問題が社会的な課題であると認識されずにいた。

高度経済成長期後は、第1,2次オイルショックやバブル経済の崩壊を経て、阪神・淡路大震災やアメリカ合衆国の経済減速も重なり、日本は長期不況へと突入した。バブル経済が終了したこととで、資産価値の低下や景気低迷に伴い、企業の倒産や規模縮小が相次ぎ<sup>11</sup>、その対策として、企業は正社員のリストラや非正規雇用労働者の採用を行った。この影響で、1990年前後から失業率は増加し、2001年の総務省による労働力調査特別調査報告書によると、失業状態にある者の内、男性の31.1%、女性の16.7%が1年以上失業状態であるこ

とが明らかになった。橘木俊詔は、上述の失業率の増加の他、マスメディアで取り上げられた「ワーキングプア」や労働市場の約三分の一を占めるようになった非正規雇用者、給料の年功序列制から成果主義への変化といった不況に伴う労働環境の変化を、所得格差拡大の一因としている<sup>12</sup>。また、1980年代まで減少傾向にあった生活保護の被保護者数にも変化が現れた。1990年代後半から2002年にかけて被保護者数は上昇しており、1995年の約88万人から増加の一途を辿っていた。バブル経済の崩壊や震災が不況を招き、失業率の増加に伴う所得格差の拡大を引き起こしたことで、公衆の認識に貧困が表出化した。この表出化は、貧困が経済的な周辺環境の格差により生じる身近な課題となり貧困が「絶対的貧困」や障害者を始めとする特殊な事情を抱える人に関する概念であるという認識を転換する契機となった。

2000年代以降には、長期化する経済不況に伴い、研究者のみならず、公衆の間でも貧困や社会福祉の構造に関する関心は徐々に高まっていった。貧困研究や格差論争が始まり、貧困をテーマとした学術本だけでなく、一般市民向け書籍の刊行も増加し始めた。これまでの“ホームレスや浮浪者”のみを対象としていた貧困の概念は、所得格差の拡大に伴って転換していった。貧困に関する法律についても、2000年代以降に動きがみられた。2002年には、包括的なホームレス対策を目的とした、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が時限立法として制定された。2003年には、50年ぶりとなる生活保護法の見直しと再検討を目的とし、「生活保護の在り方に関する専門委員会」が厚生労働省に設置された。しかし、生活保護法の検討については、生活保護法の改正を必要としない、関連制度の調整にとどまった。このように、貧困に関する研究や論争に伴い、社会的な関心は高まり、貧困に関する法律の見直しにも動きが見られた。一方で、社会的課題として大々的に貧困を掲げてはおらず、既存の法制度の見直しや微調整に留まった。貧困という現象についても、あくまでも、不況に伴う労働環境が引き起こした貧困としての観測に留まっていると考えられる。

経済不況や所得格差に伴い表出化した貧困の概念が、更に「相対的貧困」の概念へ転換した契機として、OECDによる報告書が挙げられる。相対的貧困とは、「格差」に焦点を置いておいた概念であり<sup>13</sup>、周囲と比較し、低い水準の生活を営んでいる状態を指す。これは、1945年の貧困の概念であった、生存に必要な最低限の生活水準を維持することのできない所得水準である状態を表す「絶対的貧困」とは異なるものであった。2006年のOECDの報告書では、日本は相対的貧困率が高く、1990年代以降格差が拡大していることを明らかにした。また、可処分所得や所得の再分配の観点では、OECD諸国のうち、日本の相対的貧困率の高さが、メキシコやアメリカに次ぐものであると指摘している。

2008年には、リーマンショックにより、世界的な金融危機の影響から派遣切りを始めとした問題が発生し、日本全体の失業率が増加し、更なる経済的不況を齎した。日本景気が低迷し続けているという背景を踏まえ、同年、厚生労働省に社会保障国民会議が設置された。この会議では、最低賃金の引き上げや基礎年金の最低保証機能の強化、低所得者の生活困難の認知について提言が行われている。内閣府による平成21年度年次経済財政報告書では、

失業によって生じる問題が「貧困」であるとみなされており、貧困に関する項目が設けられている。本報告書では貧困の概念として、国際比較でも用いられている「相対的貧困」の概念や文言を文書内で用いるようになった。また、OECD の用いている指標を引用し、全世界の所得の中央値の一定割合の水準の所得を得られない状態を指標に用いるようになった。政府が 2003 年の貧困に関する検討を見直し、バブル崩壊後の不景気やリーマンショックによる経済的な打撃も踏まえ、国民の経済的・生活上の困難により生じる課題を改めて検討していることが伺える<sup>14</sup>。2011 年には厚生労働省により、生活保護の被保護者数が過去最高の約 176 万人を記録したことが公表された。また、被保護者数は 1995 年以降増加傾向にあり、特に、高齢や障害・母子世帯を理由としない人が増加傾向にあった<sup>15</sup>。2012 年には、厚生労働省による国民生活基礎調査により、社会全体の相対的貧困率が 16.1%と公表され、格差に関する議論も活発に行われている<sup>16</sup>。

その後、日本政府は貧困を社会問題の 1 つとして掲げており、貧困対策への反映を目的として、貧困の状況下にある人や貧困に関する支援に携わる人にもヒアリングを行っている。実施し、政策や白書における提言へ反映させている<sup>17</sup>。2019 年時点での最新の調査である 2016 年の国民生活基礎調査結果では、相対的貧困率は 15.7%となっている。相対的貧困率は 2012 年より低下しているものの、経済的な不況は継続しており、生活保護の被保護者数も増加の一途を辿っている。また、貧困対策の成果の評価は長期的な視点を要し、今後も社会的な課題としての取り組みが必要な状況は続いている。

## 2.2 貧困対策における生活困窮者自立支援

2.1 で述べた貧困問題について、本節では、生活困窮者自立支援法を法的根拠として実施されている生活困窮者自立支援に焦点を当てる。初めに、生活困窮者自立支援の位置づけを確認するため、生活保護法の概要を述べる。また、生活困窮者自立支援法の位置づけを行うために、生活困窮者自立支援法の法律案と関連性のある作成生活保護法の概要も確認する。次に、生活保護法との関係性から生活困窮者自立支援法を貧困対策の中に位置づけ、貧困対策における生活困窮者自立支援の特性を明らかにする。最後に、生活困窮者自立支援の構図を把握するため、生活困窮者自立支援事業を概観する。

初めに、生活保護法の概要を述べる。2.1 で述べたように、政府は、2008 年のリーマンショックを契機として、貧困に関する調査を実施してきた。また、その成果を、貧困対策に関する法律や施策に反映させている。反映の一部として、2013 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、2013 年には「生活困窮者自立支援法」が施行された。更に、2013 年には約 50 年間行われていなかった生活保護法の改正が行われている。

生活保護法は、生存権の根拠である憲法 25 条の「国民の文化的で健康的な最低限度の生活」を反映し、“国民の最低限度の生活を保障する義務を明記した法律”である。同法は、経済的な困窮を始めとする、障害や疾患、ひとり親家庭といった困難を抱える国民に対し、公的扶助を与える生活保護を具体化する法的根拠である。日本には、国民の生活において、

個人の力が及ばないようなリスクに対し、必要な生活保障を行う社会保障制度が存在する。社会保障制度とは、「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心できる生活を保障すること」を目的とする制度である<sup>18</sup>。社会保障は、①生活安定・向上、②所得再分配、③経済安定の3つの機能を有している。社会保障制度の内実として、社会保険や社会福祉、公的扶助、保健医療、公衆衛生がある<sup>19</sup>。社会保障制度の中でも、生活保護は、他の法律や援助といった手段をもって最低限度の生活を維持できない国民に対する生活を保障し、自立を促す最後のセーフティーネットとして機能している<sup>20</sup>。一方で、生活保護の補足率の低さが問題視されており、福祉領域の学識者には、セーフティーネットとしての機能を疑問視する指摘もある<sup>21</sup>。また、水際作戦といった行政側の対応に関する課題や<sup>22</sup>、不正受給や貧困ビジネス<sup>23,24,25</sup>を始めとする不正搾取の課題を抱えている。生活保護を適切に運用し、保護を要する人へ支援が行き届いているかが疑問視されている。時には生活保護の要保護者へのスティグマにより<sup>26</sup>、保護が必要な国民から制度を嫌悪されるなどの弊害も発生している。

次に、生活困窮者自立支援法の位置付けと特性について述べる。2008年のリーマンショックを契機とした貧困の表出化や、生活保護の被保護者の増加により、生活保護における課題が検討されるようになった。課題のうち、特に、生活保護の不正受給や社会保障の予算圧迫を緩和し、制度不信から信頼を回復することが検討された。また、生活保護の受給者であるか否かを問わず困窮の状態にある人の社会的・経済的な自立と生活向上を意図した生活支援体系が目指された。また、2011年からはパーソナル・サポート・サービスが検討され、生活保護に至る前の第2のセーフティーネットとしてパーソナル・サポート・サービス事業を展開する形となった。同事業は、雇用を通じた社会保険と生活保護の狭間に取り残されがちな人々を対象として支援活動を地域で展開するNPO法人を始めとする民間団体の活動に影響を受けて実施され、当事者に寄り添ったオーダーメイドの支援が志向された。2013年の生活保護法改正法の施行に伴い、2013年に生活保護自立支援法が施行された。パーソナル・サポート・サービス事業の運営に内閣府参与として関わっていた湯浅誠は、生活困窮者自立支援法は、パーソナル・サポート・サービス事業の恒久法化であると語っている<sup>27</sup>。同法は、生活困窮者が生活保護に至らぬよう、自立を促す支援を行うことを趣旨としている<sup>28</sup>。ここでは、生活困窮者を、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義している。同法は、生活保護とは対象者を分け、自立の見込みがある人を対象とした「生活困窮者」を支援の対象者としている。生活困窮者自立支援の方針について記載された厚生労働省の報告書には、仮に生活困窮者として支援を開始した場合も、要保護が必要であると判断した場合は、生活保護へ繋ぐ支援を実施する旨が記載されている<sup>29</sup>。また、生活困窮者自立支援法は、自立した生活を営むことを目指し、生活に困窮している人への生活支援を、生活保護のみに委ないことを主旨としている。加えて、就労や地域への参加を通じ、生活困窮者が自立した生活を行えるような支援体制の構築が目指されている<sup>30</sup>。また、生活困窮者が自立できるよう、個人の事情に即した支援を実現する

ことが推進されている。生活困窮者自立支援における「自立」とは、地域における「経済的自立」「日常的自立」「社会的自立」を指しており、経済的な困窮のみならず、最低限度の生活を維持する為、生活習慣の形成や、社会参加の実施も含まれる<sup>31</sup>。通常 of 社会保障のうち、社会保険といった雇用を通じた安全網を第一のセーフティーネットと捉えると、生活困窮者自立支援は、生活保護の前段階にある第二のセーフティーネットと位置付けられている。

一方で、生活困窮者自立支援の内容として、第一のセーフティーネットである雇用を通じた社会保障、最後のセーフティーネットである生活保護そのものと重複する側面もある。この側面は、第二のセーフティーネットとして位置づけられた生活困窮者自立支援の独自性を曖昧に見せる。しかし、生活困窮者自立支援の目標は自立を基軸としており、生活困窮者が地域の一員として「自立した生活」を営むことができよう to 包括的な支援の実施が目指されている<sup>32</sup>。更に、他の支援事業ごとの役割分担を十分に把握した上で、生活困窮者に適切な支援を実施することが推進されている。そのため、生活困窮者自立支援は支援内容が全て新規のものではなく、支援対象者も正確に定められていない。生活困窮者自立支援の特性は、支援の内容や対象者にあるのではなく、あくまでも「自立」を枢軸として、生活困窮者の事情に即してあらゆる制度・支援を活用して自立を促すことに特化し、生活困窮者が自立できるような基盤を整えるための支援として発足したことが特性であると言える。

また、生活困窮者の抱える課題の複合性を前提としていることも、生活困窮者自立支援の特性である。厚生労働省は、生活困窮者自立支援法の施行の背景として、「全国的に血縁や地縁の希薄化が進み、社会構造が複雑化していることから、個人は今や誰もが生活困窮に至るリスクに直面する可能性があること」<sup>33</sup>を挙げた。また、社会構造の複雑化に生じる課題として、かつての困窮者を支える役割を担っていた地縁や家族関係における位置づけの変化により、生活困窮者が陥る社会的な孤立に言及している。更に、社会・援護局長と生活困窮者に関する学識者及び実務経験者により構成される、生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会は、生活困窮者が社会的な孤立傾向や自己肯定感の低さから、生活面・就労面・健康面に複合的課題を抱えることを前提とし、通常の制度や支援といった画一的な対処では問題把握ができない層を、支援対象として想定している<sup>34</sup>。この想定に基づき、生活困窮者自立支援では、孤立した環境から地域の一員として参画することを目標とし、「地域のつながり」が強調されている。その際、生活困窮者の複合的な課題に対し、個別に寄り添うことで、尊厳と主体性を回復する視点が重要視されている。自立のための支援を行政から一方的に行うのではなく、生活困窮者の事情を中心として、尊厳や主体性を重んじる支援の実施も、生活困窮者自立支援の特性である。

この他、行政の相談窓口に来ない層を把握するため、アウトリーチによる訪問支援や、支援対象把握のために関連機関のネットワークの構築が目指されている<sup>35</sup>。特に、関連機関のネットワーク構築は、支援体制づくりのみではなく、他機関を通じた生活困窮者の発見にも繋がると考えられている。また、関連機関同士の情報共有や事例検討を通じた支援体制を実施し、困窮状態の早期把握や適切な支援に繋げる可能性が指摘されている<sup>36</sup>。更に、地域の



一員として相互に支え合う地域づくりを目指す地域包括ケアのノウハウ活用も提言されている<sup>37</sup>。関連機関のネットワーク構築や、これまでの関係施策のノウハウの活用など、生活困窮者にとって必要な支援体制の構築も支援において重要視されている。2018年には、より包括的な支援体制の強化や生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の見直し措置を講じる為、生活困窮者自立支援法が改正された。いずれも、関係部署の連携が努力義務として課されており、より地域の一員として参画できるよう、自立を促すことが可能となるような体制作りに焦点が当てられている。

最後に、生活困窮者自立支援で実施されている事業を概観する。生活困窮者自立支援法の主な目的として、「生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ること」が挙げられた<sup>38</sup>。2015年には、同法を法的根拠とした生活困窮者自立支援制度が設立され、生活困窮者自立支援事業が実施されている。生活困窮者自立支援制度の運用は、地域の事情を考慮した柔軟な運営を行う為、地方公共団体が主体となって制度が運用されている。その上で、国と地方公共団体と民間が協働し、ノウハウの共有も含めた一体的・連続的な支援が推奨されている<sup>39</sup>。実施する事業の詳細については、相談支援と住宅確保給付金の支給を必須事業とし、他の事業の実施については地方公共団体ごとの任意事業である。相談支援では、各地方公共団体により相談窓口が設置され、一人ひとりの状況や相談内容に応じ、相談プランの作成が実施されている。この相談支援は生活支援自立支援事業の中核として実施されており、自立に向けたプラン作成を生活困窮者の意志に沿って作成することが試みられている。住宅確保給付金は、福祉事務所設置の地方公共団体が、離職で住居を失った生活困窮者へ家賃相当分の給付金を支給する。任意事業の主な内容としては、就労準備支援、家計相談、子どもの学習支援、一時生活支援金が挙げられる<sup>40</sup>。

### 2.3 生活困窮者自立支援の現状と課題

本節では、生活困窮者自立支援の現状と課題を明らかにすることで、今後の生活困窮者自立支援で求められる支援について検討することを目的としている。初めに、厚生労働省の調査や、生活困窮者自立支援の関連研究を通じて、生活困窮者自立支援の現状を捉える。その後、生活困窮者自立支援の課題を、生活困窮者支援に携わる人の提言や、関連研究に基づいて明らかにする。最後に、現状と課題を踏まえ、今後の生活困窮者自立支援で求められる支援について考察を行う。

初めに、生活困窮者自立支援の現状について述べる。2019年時点で最新の調査は、平成30年度生活困窮者自立支援制度の実施状況に関する調査である。2018年に厚生労働省は、全国の地方公共団体を対象とし、生活困窮者自立支援制度の実施状況に関する悉皆調査を実施した。地方公共団体の総数は902であり、回答率は100%であった。そのうち、生活困窮者自立支援の任意事業の実施率について、割合の高い順に並べると、子どもの学習支援(59%)、就労支援(48%)、家計相談支援(45%)、一時生活支援(31%)であった。特に、子ども

の学習支援は、貧困の連鎖防止や生活困窮者自立支援法の改正の影響もあり、生活困窮者自立支援事業が開始された2015年以降、増加傾向にあった<sup>41</sup>。いずれも、生活困窮者の尊厳や主体性を重んじる姿勢が重視されており、傾聴と生活困窮者の意志に基づいた支援が展開されている。生活困窮者自立支援事業の運営については、行政による直営方式(35.1%)、社会福祉協議会やNPO法人への委託(54.7%)、直営と一部委託(10.2%)であり、地方公共団体によって異なる<sup>42</sup>。また、地方公共団体の84.8%が、生活困窮者自立支援主任相談員は他の行政職員と比較し、住民への制度周知や関連機関への連絡といった渉外業務に取り組んでいると回答した。更に、地方公共団体の66.6%が、生活困窮者自立支援主任相談員が、生活困窮者が就労機会・参加の場といった社会資源の開拓を行っていた<sup>43</sup>。社会資源とは、生活困窮者への支援に用いられる有形・無形を問わない資源であり、制度・機関・人材・技術・知識を含意する資源である<sup>44</sup>。社会資源の開拓は、生活困窮者自立支援の幅を広くするためにも必要な取り組みである。

生活困窮者自立支援事業の実施直後の課題として、厚生労働省の社会・援護局における地域福祉課生活困窮者自立支援室によると、地方公共団体による地域差があることを掲げている。その他の課題として、自立相談支援事業の支援員の不足や、ノウハウのある職員の不足、予算圧迫が挙げられている<sup>45</sup>。志賀文哉は、生活困窮者の社会的孤立に着目し、事業の効果を高めるには要支援者に対し支援する側が出向き、アウトリーチに基づいた問題解決を図ることで、ニーズを拾い、生活困窮者自立支援制度の支援対象を拡大し、質の高い支援を行うべきであると指摘している<sup>46</sup>。社会・援護局長と生活困窮者に関する学識経験者及び実務経験者により構成される、生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会は、生活困窮者自立支援の改善を検討する際に、生活困窮者には、自立相談支援機関にアクセスしにくい人や、そもそもアクセスすることができない人がいるという社会的孤立の観点を含める必要性を指摘している。厚生労働省の社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会は、2017年の生活困窮者自立支援制度の課題について、地域との関係づくりに試行錯誤している地方公共団体が多いこと、支援体系の構築状況について、地方公共団体ごとのばらつきを大きさを引き続き課題とした。また、自立相談支援事業の資金としての生活福祉金の在り方を検討するに当たり、利用者の置かれている状況や生活におけるニーズを含めたデータの整備や、他事業との連携、長期的に地域で孤立しない状態を作る支援が課題として挙げられた<sup>47</sup>。加えて、福祉に留まらず、まちづくり等の他分野とのかかわりについて、都道府県がどのような役割を果たす必要があるかを検討する必要性を指摘した。更に、町村部においては町村が当事者として参加するための枠組み作りの必要性も挙げられた<sup>48</sup>。その他、生活困窮者が抱える家賃負担や連帯保証人の確保といった「住まい」をめぐる課題が明らかになった<sup>49</sup>。

最後に、生活困窮者自立支援の現状と課題を総括し、今後の展望を述べる。2017年までに行われた生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理の内容の一部が反映され、2018年に、生活困窮者自立支援法が改正された。改正法では、主に包括的な支援体制の強

化や生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援の追加、児童扶養手当の見直し措置が講じられた。また、包括的な支援体制の強化については、地域から孤立している人に対する訪問による見守り支援が追加された。同支援では、社会的な孤立の状況下にある人を視野に含めた取り組みとして実施されている<sup>50</sup>。一方で、訪問や見守り支援のみでは包摂できない生活困窮者もいると推定されている。関連機関との連携強化や、利用者の置かれている状況や生活におけるニーズを含めた支援の事例や対応例といったデータの整備、長期的に地域で孤立しない状態を作る支援については引き続き課題とされている。関連機関との連携については、生活困窮者が複合的な課題を有していることを前提として支援は実施されているものの、関連機関の詳細や関連機関を定める基準が不透明である。関連施設との連携に関する情報共有も進みつつあるが、より生活困窮者や生活困窮者の抱える課題と関わりのある機関を検討し、関連機関における生活困窮者自立支援の渉外活動を継続することが重要となるだろう。その他、生活困窮者自立支援法の改正では、生活困窮者自立支援で課題として掲げられていた生活困窮者の尊厳確保について、理念としての明確化が行われた。

また、生活困窮者自立支援の現場で支援を行う立場から、困窮世帯の大人や教育の観点を含む支援の重要性の指摘も行われている。下村功は相談窓口の現場における生活困窮者自立支援における相談の事例から、困窮世帯の人の疲労が生活に影響を及ぼしており、社会保障の整備といった大人の保護も行う必要性があると提言している<sup>51</sup>。また、辻浩は、社会教育と生活困窮者自立支援の関係性について、福祉現場を通じた視点から、教育と福祉の連携による「学び」や「生活習慣の育成」に関する支援を課題として挙げた<sup>52</sup>。大人の保護を視野に含めた支援や、生活困窮者の自立を促すような教育に関する支援も課題となるだろう。教育に関する支援は、生活困窮者の現状を打開する支援としても期待されている。仁科典宏は、主体化されてない者が主体化に至る変化が教育に内包されていることを指摘し、20世紀以降の社会保障がワークフェアの性格を有することを指摘した。ワークフェアとは、社会的扶助の受給条件として就職の義務を課し、精神的な自立を促す理念である。仁科典宏は、教育における社会的排除に関する文献調査を通じ、階層化を防ぐ要素として、一般教育と職業教育の移動可能性と高水準の公的支出の寄与を抽出した<sup>53</sup>。困窮世帯の大人にも目を向け、教育分野と福祉分野の連携という視点から、階層化を防ぎ、社会的排除に抗する支援の検討も課題となる。

更に、生活困窮者の置かれている状況や生活におけるニーズを含めた支援の事例や対応例に関するデータ整備には、整備の為のデータ分析も必要である。データ分析にあたり、生活困窮者自立支援の事例検討に留まらず、生活困窮者の現状や生活におけるニーズを対象とした調査・研究も兼ね合わせた分析を実施することで、データの利活用を前提とした整備が可能となるだろう。長期的に地域で孤立しない状態についても、これまでの事例検討に留まらず、エビデンスや地域特性に基づいた支援を実施することで、長期的な視野を含み、結果を期待できるような支援に繋がるのではないだろうか。

また、生活困窮者のうち、自ら自立相談支援機関に相談することが難しい人には、何らか

の事情により相談機関に出向けない人と、自立相談支援機関に相談する必要性を感じない人、困ったときに相談する先がわからない人といったケースが想定される。自立相談支援機関に相談する必要性を感じない生活困窮者については、自立相談支援機関による生活困窮者のニーズ調査や、必要性を感じない原因を捉え、自立相談支援へ反映させることが課題となる。しかし、生活困窮者のうち、困ったときに相談先が分からない人への支援内容については十分に検討されておらず、今後の検討が必要な対象者であると考えられる。

そして、生活困窮者が就労機会・参加の場といった社会資源の開拓も課題である。生活困窮者の大人は、不安定な就労や病気を始めとした困難を抱え、境遇に不安感を抱き、自己肯定感が低い傾向にある<sup>54</sup>。更に、孤立傾向にもあり、感情の負の連鎖や、子どものいる生活困窮者世帯では子どもへの悪影響も懸念される。就労の定着や、社会参加を通じた交流により、自己肯定感の回復や、地域の一員として社会的孤立に陥らない生活を行う機会となるのではないか。

また、地方公共団体の生活困窮者自立支援担当の職員は、自ら相談に訪れることができない状態の人を支援に繋げる為、アウトリーチに加えて、住民への制度周知や関連機関への連絡といった渉外業務に取り組んでいる。その一方で、兼ねてから公的扶助を受給する人はスティグマの影響を受ける傾向にあり<sup>55,56</sup>、貧困の状況下にある人が公的扶助を避ける要因とされている<sup>57,58</sup>。ここでは、住民に対する生活困窮者自立支援制度の周知による偏見の緩和や、関連機関との連携による多面的な支援が課題となるだろう。生活困窮者がスティグマを回避するために支援を拒む可能性を考慮し、地域における生活困窮者自立支援への理解を促進し<sup>59,60</sup>、生活困窮者が支援を受けやすい環境づくりに留意していく必要がある。

本章では、日本の貧困問題における生活困窮者自立支援の現状を明らかにすることを目的とした。まず、日本の貧困問題が、長期的な経済不況による不景気と「貧困」概念の変容から生じたものであることを述べた。また、生活保護法が最低限度の生活を維持できない人の最後のセーフティーネットとして機能し、生活困窮者自立支援は生活保護の前段階のセーフティーネットであり、「自立」を基軸とした支援であると位置づけた。また、生活困窮者自立支援では、地縁の希薄化や家族観の変化から「地域のつながり」が強調され、地域の一員として、生活困窮者の自立を促すような支援が目標とされていた。そして、生活困窮者自立支援の特性として、生活困窮者の事情に即してあらゆる制度・支援を活用して生活困窮者の自立を促すことに特化し、生活困窮者が地域の一員として自立できるような基盤を整えるための支援であることを述べた。

加えて、生活困窮者自立支援の現状と課題を述べた。生活困窮者自立支援の現状については、約半数の地方公共団体で子どもの学習支援や就労訓練が実施されており、生活困窮者の主体性を重んじる支援が展開されていた。また、生活困窮者が複合的な課題を有していることを前提としており、生活困窮者自立支援担当職員により、地域における渉外活動を通じた生活困窮者自立支援制度の周知の促進と、就労機会・参加を促進する社会資源の開拓が試み

られている。更に、2018年には、生活困窮者自立支援法の改正により、生活困窮者の尊厳確保も理念として明文化された。

一方で、生活困窮者の大人の保護や「学び」「生活習慣の育成」を促進する必要性、関連機関との連携強化や、利用者の置かれている状況や生活のニーズを含めたデータの整備、生活困窮者の長期的な孤立の回避、自ら自立相談支援機関に相談することが難しい人への支援が課題として挙げられている。

そして、生活困窮者世帯の大人の保護、生活困窮者の主体化を促すような支援の実施、関連機関の検討と連携、自立相談支援機関による生活困窮者のニーズ調査や、地域における生活困窮者自立支援への理解の促進<sup>61,62</sup>、生活困窮者が支援を受けやすい環境づくりを今後の展望として述べた。

次章では、地域と密な繋がりがあるという観点から公立図書館に焦点を当てる。また、公立図書館サービスにおいて貧困がどのように扱われているかを明らかにするため、公立図書館サービスと公立図書館における貧困に関するサービスを概観する。

---

1 経済企画庁. 平成7年度国民生活白書 第1節 戦後50年の国民生活の歩み. 内閣府.

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h7/wp-pl95-01101.html>. (2019/11/15 参照)

2 阿部彩. 生活保護・貧困研究の50年：『季刊社会保障研究』掲載論文を中心に. 季刊・社会保障研究. 国立社会保障・人口問題研究所, 2014, Vol.50, p.4-17.

3 経済企画庁. 昭和31年度年次報告書 国民生活. 内閣府.

<http://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je56/wp-je56-021102.html>. (2019/11/09 参照)

4 山口春子. 戦後混乱期の養護施設. 東京都立大学人文学部人文学報 社会福祉学, 1985, No.1, p.231-250.

5 宮地克典. 日本における失業対策事業史再考—失業者の雇用・生活問題を中心に—. 経済学雑誌, 2015, 115(2), p.29-31.

6 宮地克典. 日本における失業対策事業史再考—失業者の雇用・生活問題を中心に—. 経済学雑誌, 2015, 115(2), p.29-49.

7 経済企画庁. 昭和31年度年次報告書 低所得層の問題. 内閣府.

<http://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je56/wp-je56-021102.html>. (2019/10/20 参照)

8 阿部彩. 生活保護・貧困研究の50年：『季刊社会保障研究』掲載論文を中心に. 季刊・社会保障研究. 国立社会保障・人口問題研究所, 2014, Vol.50, p.4-17.

9 総理府統計局. 家計調査 昭和38年度. 内閣府.

<http://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je63/wp-je63bun-11-04h.html>. (2019/10/18 参照)

10 阿部彩. 生活保護・貧困研究の50年：『季刊社会保障研究』掲載論文を中心に. 季刊・社会保障研究. 国立社会保障・人口問題研究所, 2014, Vol.50, p.4-17.

11 財務省財務局. 財務省財務局60年史. 財務局.

- 
- [https://www.mof.go.jp/about\\_mof/zaimu/60years/1-1.htm#03](https://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/60years/1-1.htm#03). (2019/10/30 参照)
- 12 橋木俊詔. 格差社会 何が問題なのか. 第2刷. 岩波書店. 2006, p.36-58.
- 13 内閣府. 平成21年度年次経済財政報告. 内閣府. [http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je09/09b03020.html#a3\\_2\\_2](http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je09/09b03020.html#a3_2_2). (2019/03/15 参照)
- 14 大沢真理. 特集2 反貧困 最前線貧困大国としての日本—舵を切り替えるのか. 学術の動向, 2009, Vol.8, p.50-53.
- 15 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室. 生活困窮者自立支援制度について. 厚生労働省, <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/2707seikatukonnkyuushajiritsusienneidonituite.pdf>, 2013. (2019/11/23 参照)
- 16 厚生労働省. 相対的貧困率等に関する調査分析結果について. 厚生労働省, [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01_1.pdf). (2019/11/23 参照)
- 17 阿部彩. 生活保護・貧困研究の50年：『季刊社会保障研究』掲載論文を中心に. 季刊・社会保障研究. 国立社会保障・人口問題研究所, 2014, Vol.50, p.4-17.
- 18 厚生労働省. 厚生労働白書 第3章 日本の社会保障の仕組み. 厚生労働省, 2012, p.29-35.
- 19 厚生労働省. 厚生労働白書 第3章 日本の社会保障の仕組み. 厚生労働省, 2012, p.39-74.
- 20 厚生労働省. 生活保護制度. 厚生労働省, [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html). (2019/12/17 参照)
- 21 尾藤廣喜; 小久保哲郎; 吉永純. 生活保護「改革」ここが焦点だ. あけび書房, 2011, 158p.
- 22 中越みずき; 稲増一憲. メディアフレームと情報の立場性が生活保護の責任帰属に及ぼす影響：「責任がある」のは政府か受給者か. 社会心理学研究, 2019, 35(2), p.72-73.
- 23 堤未果; 湯浅誠. 正社員が没落する「貧困スパイラル」を止めろ！. 2009, p.138-142.
- 24 原田哲一郎. 社会保障と法：社会保障と法政策 無料定額宿泊所といわゆる「貧困ビジネス」. 社会保障研究, 2018, 3(1), p.126-128.
- 25 高木博史. 「貧困ビジネス」論と「日常生活支援住居施設」に関する一考察—特定非営利活動法人ほっとポットの事例から—, 地域経済, 2019, Vol.38, p.55-59.
- 26 栗田健一. 生活保護のスティグマに関する経済学的研究のサーベイ. 経済論究, 2017, Vol.158, p.3-4.
- 27 五石敬路, 派遣村から生活困窮者自立支援に至る思い (インタビュー), ソーシャルアクション, 2015, Vol.3, p.4-10.
- 28 生活困窮者自立支援法 (平成二十五年十二月十三日法律第百五号)
- 29 厚生労働省 社会保障審議会. 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書. 厚生労働省, 2013, p.9-14.
- 30 厚生労働省 社会保障審議会. 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告

---

書. 厚生労働省, 2013, p.4-6.

31 厚生労働省. 自立に向けて、踏み出す力を育む支援—生活困窮者自立支援制度に関する調査—東京都大田区・京都府八幡市・沖縄県における自立相談支援と任意事業の推進状況報告書, -厚生労働省 政策統括官付政策評価官室 アフターサービス推進室, 2018, p.1-3.

32 厚生労働省. 自立に向けて、踏み出す力を育む支援—生活困窮者自立支援制度に関する調査—東京都大田区・京都府八幡市・沖縄県における自立相談支援と任意事業の推進状況報告書, -厚生労働省 政策統括官付政策評価官室 アフターサービス推進室, 2018, p.1-2.

33 厚生労働省 社会・援護局. 生活困窮者自立支援法の円滑な施行に向けて. 厚生労働省, 2014, 11p.

34 厚生労働省 社会保障審議会. 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書. 厚生労働省, 2013, p.5-8.

35 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室. 生活困窮者自立支援制度と関係制度等の連携について. 厚生労働省, 2017, p.1-7.

36 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室. 生活困窮者自立支援制度等の推進について ①改正生活困窮者自立支援法について. 厚生労働省, 2018, p.4-6.

37 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 厚生労働省老健局振興課長. 生活困窮者自立支援制度と高齢者向けの施策との連携について. 厚生労働省, 2017, p.1-6.

38 生活困窮者自立支援法（平成二十五年十二月十三日法律第百五号）

39 厚生労働省 社会保障審議会. 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書. 厚生労働省, 2013, p.9-11.

40 厚生労働省. 生活困窮者自立支援制度. 厚生労働省,  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>, (2019/12/17 参照).

41 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室. 平成 30 年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査 集計結果. 厚生労働省, p.1-4.

42 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室. 平成 30 年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査 集計結果. 厚生労働省, p.5-6.

43 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室. 平成 30 年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査 集計結果. 厚生労働省, p.6-7.

44 原田正樹. 社会資源の活用、連携・協働、開発. 厚生労働省, p.2-4.(2019/01/04 参照)

45 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課生活自立支援室. 平成 28 年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果. 厚生労働省, [http://www.mhlw.go.jp/file/06-](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000139277.pdf)

[Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000139277.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000139277.pdf). (2019/11/17 参照)

46 志賀文哉. 生活困窮者支援の現状と課題. 富山大学人間発達科学部紀要, 2015, 9(2), p.137-140.

47 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会. 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理, 厚生労働省, 2017, p.35-37.

- 
- 48 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会. 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理, 厚生労働省, 2017, p.43-44.
- 49 厚生労働省 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(第7回). 生活困窮者自立支援制度の現状と課題について. 厚生労働省, 2017. P.3-5.
- 50 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室. 生活困窮者自立支援制度等の推進について①改正生活困窮者自立支援法について. 厚生労働省, 2018, p.4-11.
- 51 下村功 学力向上論の欺瞞と居場所としての学校 第2節 福祉現場の貧困 生活困窮者支援の現場から. 教育文化総合研究所, 2017, p.15-p.21.
- 52 辻浩. 現代教育福祉論：子ども・若者の自立支援と地域づくり. ミネルヴァ書房, 2017, 209p.
- 53 仁科典宏. <教育>化する社会保障と社会排除. 教育社会学研究, 2015, Vol.96, p.188-189.
- 54 教育文化総合研究所. 学力向上論の欺瞞と居場所としての学校 第2節 福祉現場の貧困生活困窮者支援の現場から, 2017, p.15-p.21.
- 55 西尾祐吾. ステイグマと社会福祉—我が国の公的扶助をめぐる—. 社会福祉学, 1988, 29(2), p.9-13.
- 56 清水浩一. 生活保護法の硬直化とその本質的原因—選別と差別の構造に関連させて—. 季刊・社会保障研究, 1996, 32(3), p.323-326.
- 57 吉武理大. 貧困母子世帯における生活保護の受給の規定要因 なぜ貧困なのに生活保護を受給しないのか. 福祉社会学研究, 2019, Vol.16, p.157-178.
- 58 三宅雄大. 生活保護利用有子世帯の養育者による「自立」の解釈—養育者の語りを通して—. 社会福祉学, 2017, 57(4), p.14-27.
- 59 酒井朗. 教育における排除と包摂. 教育社会学研究. Vol.96, 2015, p.5-23.
- 60 大岡頼光. 教育・育児保障の財源調達—高齢者にどう納得してもらおうのか—. 社会政策, 2017, 9(1), p.48-55.
- 61 酒井朗. 教育における排除と包摂. 教育社会学研究. Vol.96, 2015, p.5-23.
- 62 大岡頼光. 教育・育児保障の財源調達—高齢者にどう納得してもらおうのか—. 社会政策, 2017, 9(1), p.48-55.



### 3. 公立図書館サービスにおける貧困に関するサービス

前章で述べたように、生活困窮者自立支援では地域の一員として参画できるよう、生活困窮者が自立することが、同制度上の目標として求められている。また、地域住民の支え合いによる支援も求められており、「地域のつながり」が強調されている。

本章では、地域と密な繋がりがあるという観点から公立図書館に焦点を当て、公立図書館サービスにおいて貧困がどのように扱われているか明らかにする。第1節では、地域における公立図書館サービスを明らかにするために公立図書館の位置づけと公立図書館サービスの概要、地域と公立図書館サービスの関わりを述べる。第2節では、公立図書館サービスのうち貧困に関するサービスの現状を概観するため、公立図書館における貧困に関するサービスの沿革と貧困に関するサービスの事例、貧困対策の要素を内包する公立図書館サービス明らかにする。第3節では、第1節と第2節の内容を踏まえ、公立図書館における貧困に関するサービスの課題を考察する。

#### 3.1 地域における公立図書館のサービスの役割

##### 3.1.1 公立図書館とサービスの理念

本節では、地域における公立図書館サービスを明らかにするために、図書館の設法の法的根拠である図書館法に基づき、公立図書館の位置づけとサービスの理念を述べる。

図書館法によると、第2条で「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であり、「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」施設である<sup>1</sup>。更に、教育と文化の発展に寄与することを目的としており、「国及び地方公共団体は、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるもの」と定められている<sup>2</sup>。地方自治法の第224条では、公共図書館が公の施設に該当し<sup>3</sup>、公共図書館は地域住民の福祉の増進に努めなければならない。同条では「地方公共団体は正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」、「住民が公の施設を利用する際、不当な差別をされてはならない」と規定している。このように、公共図書館は誰もが無料で利用が可能である公的施設であり、平等で公平な利用がなされるよう公共図書館は努める必要がある。また、社会教育機関として、教育と文化の発展に寄与することが推奨されている。そして、全ての人に図書館サービス・資料を提供するという観点から、利用者が図書館利用に関する障害を有しているのではなく、図書館側に利用を阻む障害があり、図書館側に対応が可能な範囲で、図書館利用における利用者の障害をなくしていくことに努めている<sup>4</sup>。潜在的利用者の「図書館はつまらない、行きたくない、関係のない所と思っている」という考えについても、潜在的利用者が結果的に図書館を利用できない状態に置かれていることを障害があると捉えている<sup>5</sup>。

本研究では、図書館の中でも、地域における図書館の役割を強調するという観点から、公共図書館ではなく、公立図書館の用語を用いる。地方公共団体が設置する図書館は公立図書館と称し、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。また、公立図書館と私立図書館を合わせた図書館が公共図書館である。公立図書館は地方公共団体の税収を活用しており、「図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿った」運営が求められる。そして、幅広い層の地域の人々が、誰でもが図書館を利用できるよう、分館を設置している。また、分館の設置により、同一の地方公共団体において、住民にきめ細かく図書館サービスを届けるよう努めている。

公共図書館は、国民の誰もが利用可能な施設であり、図書館利用における障害を取り除くよう努めている。そして、人々の学習に必要な資料や情報の提供が可能な施設としてサービスの提供が行われている。加えて、公立図書館は、広域なサービスが行き渡るよう努めており、地域に寄り添った運営が志され、地域住民との密接な繋がりを持つ基盤を有している。公立図書館サービスにはこれらの事情が反映され、サービスの利用における障害を取り除き、地域に寄り添い、全ての地域住民に資料や情報を届けるよう努める姿勢が、公立図書館サービスの理念として含有されている。

### 3.1.2 公立図書館サービスの類型

図書館サービスについて、『図書館情報学用語辞典』によると、図書館がサービスの対象者の情報ニーズに合わせて提供するサービス全体であり、図書館で行われる図書の利用と情報の伝達に関わる幅広いサービスを含む概念を指している<sup>6</sup>。また、図書館の種類、利用者の種類、サービスを提供する施設の目的に寄って異なる。機能や業務の観点から見ると、資料の選択と組織化を行い、蔵書を構築・管理する間接的サービスの部門と、蔵書を活かして利用者へのサービスを行う直接的サービスの部門から構成されるという特徴がある。また、デジタル資料が急速に増加し、蔵書という概念も変化した。そのため、図書館に対し、利用者が種々の形式をとる情報源から、時には図書館員の手助けを受けて情報を入手する場所であるという指摘もある。

公立図書館は、地方公共団体が設置する図書館であり、主に市立図書館と県立図書館に分かれる。市区町村立図書館では、「貸出」や「児童サービス」、「高齢者サービス」といった資料の貸出サービスやその他のサービスに注力しており、先述した直接的サービスの提供に強みを持つ<sup>7</sup>。また、サービス圏から遠い地域の居住者や、来館が困難な住民に対し、移動図書館や団体貸出といったサービスや、アウトリーチサービスを実施している。移動図書館やアウトリーチサービスは公立図書館が行う傾向のあるサービスでもある。一方、都道府県立図書館は、市区町村立図書館への支援サービスを実施する傾向にある。また、実用書や一般書の収集の他、専門書や全集・叢書を中心とした収集やレファレンスブックの充実を図っている<sup>8</sup>。県立図書館の在り方については、経営の合理化や図書館サービスの見直しにより、県立・市立図書館の統合や公共図書館と他機関の複合化<sup>9</sup>といった事例も存在する<sup>10</sup>。

具体的なサービスの内容としては、おおよそ、資料の整備、資料の貸出サービス、情報提供サービス、広報活動、図書館利用教育、集会活動に関するサービス、その他のサービス、図書館協力に分かれる。各サービスの概要については以下の表に示す。

表 1：図書館サービスの類型

図書館サービスの類型	図書館サービスの例	図書館サービスの内容
資料の整備	選書や情報資源の管理	利用者のニーズを満たし、図書館の運営方針に沿った資料の収集を行い、情報資源を構築する
	目録作成	利用者の利用に資するため、収集した資料の分類を行い、目録を作成する
	配架	利用者が閲覧できるよう配架を行う
	電子化	所蔵する資料を電子化し、ウェブサイトを経由した情報発信や、貴重資料の保存を図る
資料の貸出サービス	閲覧	利用者が図書館内で資料を閲覧する
	貸出	利用者が図書館外で資料を利用する為、貸出を行う
	予約・リクエスト	貸出中の資料を予約したり、所蔵していない資料について購入、又は他館から資料を借用する
	団体貸出	団体や特定利用者を対象として大量の資料を貸出す
	電子化資料の提供	電子ジャーナルや電子書籍
	読書相談	利用者の読書に関するニーズに基づき、適切な資料を提供する
情報提供サービス	レファレンスサービス	質問に対する情報源を提示し、参考質問に対する回答を行う

	データベースやインターネットを利用した情報検索	利用者の情報要求に対し、オンライン検索・オフライン検索・インターネット検索を通じ、データや情報の提供を行う
	カレントアウェアネスサービス	利用者に、特定の分野に関する最新情報を定期的に提供するサービス
	課題解決支援サービス	地域住民の課題を解決するために必要な資料や情報を提供し、関連する講演会や相談会を実施する
	発信型情報サービス	今後、情報要求が見込まれる分野に関する情報源を整理し、提供に備える
	レフェラルサービス	外部の専門機関や専門家に問い合わせ、利用者の情報要求を満たす情報を提供する
広報活動	展示	図書館で実施されているサービスについて、特定のテーマに沿った資料の展示を通じて利用者へ発信する
	チラシ・広告の配布	利用者に、図書館の立地や設備に関する情報、提供するサービスや所有する資料に関する情報発信を行う
	ウェブサイト	
図書館利用教育	施設・資料の利用案内	オリエンテーションを通じて、図書館の利用に関する案内を行う
	情報活用能力の育成	情報の検索や文献の入手に関する指導を行う
集会活動に関するサービス	設備や資料の提供	利用者の学習や文化活動の為の場所を提供したり、講演会・映画会・読書会を開催する

その他のサービス	児童サービス	乳幼児から小学生を対象都市、蔵書構築や分類・読書相談・読み聞かせ・ストーリーテリングを実施する
	ヤングアダルトサービス	中学生や高校生を対象都市、蔵書構築・読書相談・映画界の開催・学習に関する情報の提供を行う
	成人サービス	一般成人を対象とし、読書相談やレファレンスサービス、生涯学習を支援する講習会や講演会を開催する
	高齢者サービス	高齢者を対象とし、資料や情報の利活用ができるよう設備面への配慮や、特有のニーズに応じた蔵書構築・情報提供を行う

	多文化サービス	地域に暮らす外国人を対象として、母語による資料・情報の提供や、日本語学習のための資料を提供する
	障害者サービス	図書館利用や図書館サービスの利用に関する障害を取り除くため、展示資料や録音資料の提供、遠隔地への宅配サービス、対面朗読サービスにより図書館の資料や情報の円滑な利用を図る
	アウトリーチ	来館が困難な人に対し、図書館が提供するサービスを受けられるよう、資料や情報の提供を行い、移動図書館等を用いた定期的な巡回を行う

図書館協力	相互利用	利用者の情報要求に必要な資料・情報が保存されていない場合、資料・情報が保存されている図書館に赴き、該当の資料・情報の閲覧や複写を行う
-------	------	--

(図書館情報学分野の図書館サービスに関する文献を参照<sup>11, 12, 13</sup>)

### 3.1.3 地域における公立図書館サービス

本項では、地域において公立図書館サービスがどのように機能しているかを明らかにするため、地域の課題解決や地域活性化に向けた取り組みを地域づくりとして、地域づくりにおける公立図書館サービスの機能へ言及した提言や先行研究の指摘を述べる。

まず、地域づくりに関する背景について述べる。日本では、2000年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、国家と地方公共団体が名目上の対等関係とされた。同法の背景としては、中央集権型システムの制度疲労が挙げられていた。加えて、国際化や少子高齢化を始めとする変動社会に対応し、地方公共団体の事情に即した運営を住民主導で行う必要性が挙げられている。真山達志は、住民は住民自治へ参画し、地方公共団体は住民自治に関する事務を処理するのが自治体であるものの、地方分権の推進には国家の都合も絡み、本来の主役である住民が脇役になる可能性に危惧を抱いている<sup>14</sup>。2018年12月に公表された中央教育審議会による「新しい地域づくりに向けた社会教育の振興(答申)」では、社会の大きな変革の下で、“人づくり・つながりづくり・地域づくり”を社会教育の基盤としている。その中でも、情報拠点としての機能が強調されており、住民の交流の場としての役割も期待されている。その他、情報拠点をを用いた支援について、地域の諸課題の解決や地域づくりにおける主体的な住民参画が言及されている。地域との結びつきを前提として、情報提供の機能を中心とした公的機関としての働きが求められている。

次に、地域づくりに関わる公立図書館サービスに言及した文献や先行研究の指摘を述べる。総務大臣や鳥取県知事を経験した片山善博は、地方自治と図書館の観点から公共図書館の情報提供機能について指摘した。著作の「知の地域づくりを地域再生の切り札に」において、公共図書館の中立的な姿勢で実施されるレファレンスサービスが、政府からの情報提供・権力への対抗軸となり得ると述べている。また、地方自治に関する見識から知的立国の必要性を唱えており、民主主義による政治の実現の為には、市民が主権者として自立する必要性があり、その自立支援のための知的インフラとして図書館があると指摘している<sup>15</sup>。また、知的インフラという観点について、糸賀雅児は、公共図書館は地域の情報基盤として、地域社会の様々な資源・情報を有効活用できるように供する必要があると述べた。そして、地域の課題解決・人々の取組の展開を支援し、地域の動的な「知」の拠点へ発展することが期待できると指摘している<sup>16</sup>。齋藤誠一は住民自治を実現するためには、多くの情報が公開

され、住民が自由に活用し、それによって自分の意見を表明していく必要性を述べた。そして、行政機関としての公共図書館の可能性の一つであり、「情報公開を支える行政機関」としてアカウントビリティの機能を求めている<sup>17</sup>。いずれも図書館を経由して多角的な視点・媒体の情報を入手し、情報源や情報の吟味を行った上で、住民が地域づくりの主体として入手した情報を活用し、住民自治へ参加する重要性を述べている。そして、民主主義を实践する差異、住民が利活用する情報を提供に貢献するサービスの一つとして公立図書館サービスが言及されている。

地域づくりと図書館の関係性については、まちづくりという言葉を用いた指摘もなされている。猪谷千春は、まちづくり計画の中核をになう首長部局へ移管される図書館の事例を述べ、図書館とまちづくりの接近を述べている<sup>18</sup>。糸賀雅児は、地域社会に存在する多様な主体の結びつきと参画により、地域の課題に図書館が寄与するという観点から、まちづくりのイメージを捉えている<sup>19</sup>。ここでは、情報の拠点としての機能の他、人と情報を結びつける拠点として、図書館が寄与する可能性が指摘されている。その他、観光や地方創生<sup>20</sup>、社会的包摂の視点で語られることもあり<sup>21</sup>、地域の中における課題や住民同士をネットワークで結びつけ、より良い地域づくりに努め、その際の社会との接点として図書館が語られている<sup>22</sup>。地域に点在する動的な要素を包摂し、結びつける公的な機関として公立図書館の働きが注目されており、これらの働きに貢献するサービスに期待が寄せられている。

## 3.2 公立図書館における貧困に関するサービスの現状

### 3.2.1 貧困に関するサービスの実施に至るまで

本項では、日本の公立図書館の貧困に関するサービスの沿革を明らかにするため、貧困に関するサービスの展開に関する経緯を概観する。

1995年から1998年の日本では、バブル崩壊による不景気により、2000年に4%を超えた失業率が社会的なニュースとして注目されていた<sup>23</sup>。このように長期化する経済的不況に対し、公立図書館でも図書館サービスを通じた働きかけが見られるようになる。1999年には、菅谷明子による報告書として『進化するニューヨーク公共図書館』が発表された。同書では、ニューヨーク公共図書館で実施されているサービスが紹介されており、中でも、ビジネス支援という取り組みが注目された<sup>24</sup>。実施されている主な支援の事例としては、資格や業界に関する資料コーナーの設置、マーケティング基礎資料の提供や、創業に関する専門家による講演会の開催、個別相談会の実施、ハローワークと連携した情報の提供が挙げられる<sup>25</sup>。アメリカのビジネス支援では、地域の中小企業の戦略情報ソースを提供し、労働者や失業者といった個人の奮闘に対し支援を実施することで、地域経済の発展へ貢献することを目的としている。中小企業や個人による多角的な情報収集や商用データベースの利用は手間とコストがかかり、円滑な情報の収集・利用は困難を極める。そのため、無料で個人や中小企業の、情報におけるハンディキャップを取り除き、公平な情報の利活用を図ることを目的として、公共図書館におけるビジネス支援が展開されている<sup>26</sup>。

2005年、図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会による、「地域の情報ハブとしての図書館—課題解決型の図書館を目指して—」が文部科学省のウェブサイトに掲載された。同書では、インターネットの普及に伴う高度情報社会における図書館の役割として、情報の体系化・整理を挙げている。更に、地方分権に伴い、行政自治や住民自治が注目された。その際、住民が地域の課題を解決する為、図書館は、情報の体系化・整理を行ない、住民自治に資する情報を提供する「知」の拠点としての役割<sup>27, 28</sup>が求められるようになった。地域の課題を解決する際、「知」の拠点としての役割を果たすために行われるサービスとして、課題解決型サービスが提唱された。

また、一部の公共図書館では、来館者に対する情報提供・相談業務の必要性があるとし、地域が抱える様々な課題に対する解決支援サービスが実施されるようになった。また、ビジネス支援が課題解決型サービスの一部として捉える図書館も現れた。課題解決型サービスにおけるビジネス支援では、起業や地域産興のための支援の他、資格取得のための資料収集・コーナー設置や、専門技術習得の解説書や参考書といった資料・コーナー設置、といった、労働者や就労に至る過程に必要な情報を提供している<sup>29</sup>。また、法務関連の情報提供や、行政関連・医療関連の情報提供が、手軽で経済的負担のない情報源を用いたサービスとして実施されるようになった。

2008年には、リーマンショックから始まった経済不況による厳しい雇用状況を踏まえ、政府は緊急雇用対策本部を中心に、貧困・困窮者等に対する雇用、住居、生活支援に関するワンストップサービスなどの施策を実施した。この状況を踏まえ、2010年当時の文部科学省生涯学習政策局社会教育課課長であった神代浩は、経済的な課題に着目し、ビジネス支援を実施する図書館に対して、失業者支援として図書館にできることはないか検討を行った<sup>30</sup>。検討の際の関係者や、神代浩による問い合わせに回答した公共図書館の間で構築された組織間のネットワークが図書館海援隊である。2010年には、ハローワーク等関係部局と連携した貧困・困窮者支援をはじめ具体的な地域の課題に資する取り組みを本格的に開始するという目的の下、「図書館海援隊」が結成された<sup>31, 32</sup>。図書館海援隊は、構築されたネットワークを基にした地域の課題解決に関する情報・事例共有が主となっている。また、結成にあたり着目された資料として、当時の鳥取県立図書館の司書である高橋慎太郎が作成した図がある。



○ 労働者の直面する問題と図書館のできること ○

～離職から再就職まで～

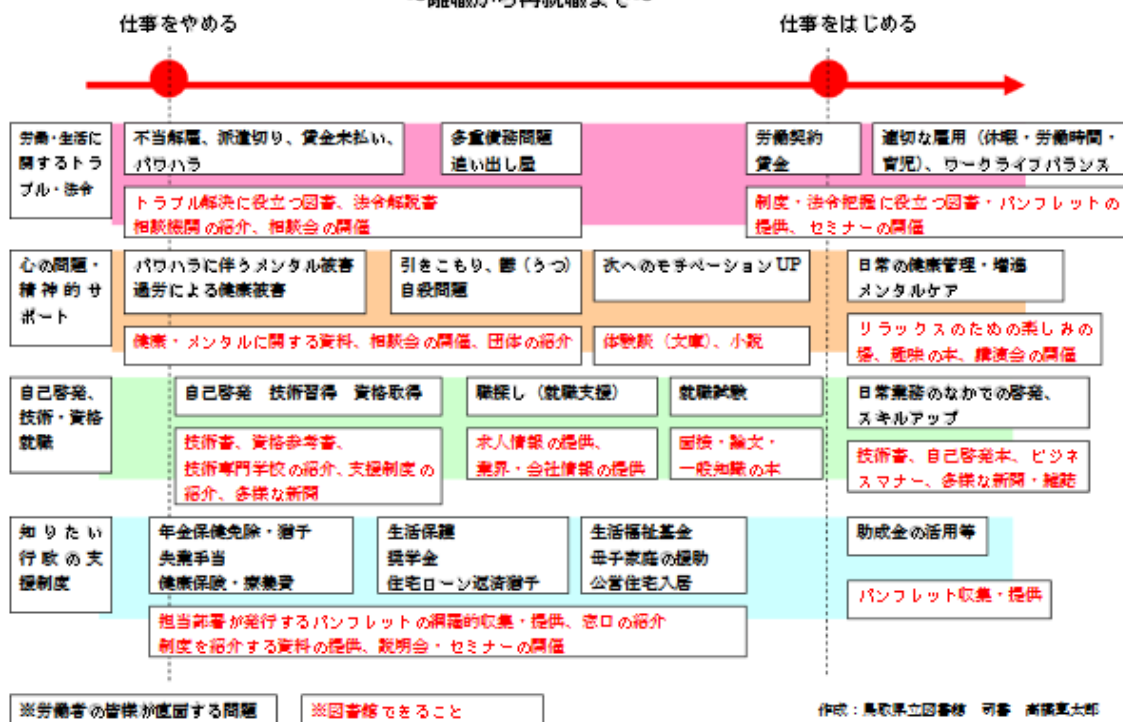


図1: 労働者の直面する問題と図書館のできること～就職から再就職まで～<sup>33</sup>

主な特徴として、情報へアクセスできる手段や機会を提供することを、公共図書館の役割として捉えている。また、2008年のリーマンショック以降、課題解決型サービスの一環で、一部の公立図書館では、ハローワークと連携した相談会や、法務関係の困りごと相談会が実施されるようになった<sup>34</sup>。2011年からは、図書館に路上脱出ガイドを設置する取り組みも実施されている<sup>35</sup>。先行研究では、貧困の状況下にある人を始めとして、公立図書館を誰もが利用できる居場所の選択肢の一つとして提唱している<sup>36, 37, 38</sup>。加えて、公立図書館は、様々な社会的・文化的背景を持つ人々が訪れる「場」を提供し、地域のコミュニティ構築といった交流の機会を提供する土壌を有する<sup>39, 40, 41</sup>。また、子どもの貧困を意識し、各地域の事情に即した取り組みとして、鳥取県立図書館による参考書の貸出や、長野県下諏訪町立図書館前に子どもの交流・飲食スペースを設けるといった、地方公共団体独自の取り組みが実施されている<sup>42, 43, 44</sup>。

公立図書館における貧困に関するサービスは、リーマンショックを契機とし、情報提供サービスを中心として展開されてきた。また、公立図書館が、居場所の選択肢となり、地域の多様な背景を持つ人との交流を行う場を提供する可能性が指摘されている。更に、子どもの貧困対策を課題とする地域では、図書館の情報提供サービスや地域の交流拠点としての機能を活用し、子ども貧困対策に関するサービスが実施されている。

### 3.2.2 貧困に関するサービスの事例と方針

本項では、公立図書館における貧困に関するサービスの現状を明らかにするため、日本の公立図書館サービスと貧困が関連する事例と、事例における取り組みの概要を述べる。また、3.3.1を参照し、事例を主に①情報提供を中心としたサービス、②「場」を提供するサービス、③人との交流の機会を提供するサービスの3つに分け、概要を述べる。

まず、情報提供を中心としたサービスについて述べる。図書館では、3.2.1で述べたビジネス支援の一環として、ハローワークと連携した相談会や、法務関係の困りごと相談会が実施されている。また、課題解決型サービスとして、ビジネス情報・法律情報を中心として、消費生活や雇用情報の提供が実施されている<sup>45</sup>。例えば、北中城村あやかりの社図書館では、就労関連の資料の提供のみでは就職活動に結びつかないという判断から、雇用サポートセンターと連携した最新の求人票を、図書館内の掲示板に掲載している。加えて、マナー講座やコンピューターの講習情報の掲示を行い、就労に関する情報を提供し、就労に関する講座を開催といった、学びに関する情報を提供している。インターネット利用席・レファレンスデスクと就労関係のコーナーを隣接させ、タブレット端末の貸し出しも実施しており、利用者の利便性に重点を置いたサービスを提供している<sup>46</sup>。大分県立図書館では、ビジネス支援に先行し、2010年から経営無料相談を、2012年に法テラスと連携した無料法律相談会の試行を開始した。匿名での参加により、偏見の視線を気にしなくて済むような配慮を行っており、法律情報を通じた地域社会の課題解決を図る取り組みとなっている<sup>47</sup>。小郡市立図書館の田中のぞみは、小郡市の人口が約五万九千人と小規模の地方公共団体であることに触れ、地域住民に密着したサービスが可能であるという地域特性を活かし市役所と連携し、就労支援に関する市役所の配布物や職業安定所の求人広告をファイリングし、閲覧可能にする活動を報告している。また、職業相談室が近隣に開設される際、ポスターや配布物を図書館内にも設置し、地域の就労関連情報の周知を図っている<sup>48</sup>。鳥取県立図書館の小林隆志は、資格取得・就職応援に関する書籍を活用した「働く気持ち応援コーナー」の設置を報告している。コーナー設置の趣旨として、今ある課題を解決し、次のステップに踏み出したい人が必要とする情報の提供を挙げている<sup>49</sup>。千葉県立東部図書館による高齢者支援や10代の青少年を対象とした、図書の検索や資料紹介（くらしに役立つ情報として掲載）が実施されている<sup>50</sup>。さいたま市立中央図書館による子育て支援コーナーの設置や日常のトラブルや手続きに関する資料のコーナー・チラシの配布が実施されている<sup>51</sup>。千葉県立東部図書館とさいたま市立中央図書館の事例は、貧困の状況下にある人に留まらず、生活に困りごとがある人を対象としたサービスとして展開されている。2011年からは、東京都新宿区の角筈図書館が生活支援情報のコーナーに路上脱出ガイドの設置を開始した。2015年には、東京都23区内の図書館40か所と大阪市内の図書館24か所では、ホームレス状態の人へ向けた路上脱出ガイドが設置されている<sup>52</sup>。いずれも地域の課題や利用者の困りごとに対し、情報へアクセスする手段や機会を提供してい

る。主に就労関係の情報や行政・法律関係の情報を提供しており、利用者の主体的な情報収集や学びをサポートするサービスとなっている。

次に、「場」を提供するサービスについて述べる。日本では1990年代以降、居場所について書かれた書籍や論文が増加している<sup>53</sup>。居場所の重要性は世代を問わずに指摘されており、公立図書館でも地域住民の居場所として図書館を捉える視点が存在している<sup>54,55,56</sup>。2.2で述べた通り、貧困の状況下にある人は、社会的に排除される傾向にあり、地域における居場所の獲得は貧困対策でも着目されている支援の1つである。湯浅誠は、図書館について、ホームレスを始めとする貧困の状況下にある人の「避難所」として提唱した。そして、居場所を確保し、人との交流を図る機能の重要性を強調している<sup>57</sup>。アメリカの図書館事情に関する報告書では、公共図書館においてホームレスが情報収集やインターネットの利用の他、安全で快適な場所として捉え、生活空間の一部としての利用が見られたことが報告されている<sup>58, 59</sup>。ここでは、情報へのアクセスの機会を提供すると共に、安心する「場」を提供していくこと<sup>60</sup>が、貧困の状況下にある人のみならず、多様な人を包摂する公共空間として機能している。

公的施設による貧困に関するサービスについて、居場所の提供を行う公的施設の1つとして公立図書館を挙げる地方公共団体もある。一方で、過去にホームレスや日雇い労働者を始めとした人の図書館への来館に対し、異臭が問題となり<sup>61</sup>、利用者や職員から苦言が成されていたという報告<sup>62, 63, 64</sup>もある。貧困の状況下にある人に留まらず、あらゆる人が来館できるような「場」への配慮が、結果的に貧困に関するサービスともなり得るのではないか。

最後に、人との交流の機会を提供するサービスについて述べる。図書館について、久野和子は「人々の関係性や日常生活の多様な活動を含みうる包括的でインタラクティブな概念」<sup>65</sup>とし、人々の活動や関係性が創出し、展開される「場」として図書館を捉えている。アメリカの公共図書館を参照した研究であるものの、社会的な交流や能動的な主体を生み出す基盤を図書館に見出した。青柳英治はまちづくりを通じて人と人との支え合いが行われる施設の一つとして公共図書館を挙げた<sup>66</sup>。末次健太郎は、まちづくりにおいて、「文化的に生きる権利」として、外部の人と交流し、社会の発展と繋がり生きる権利を保障するべきであるという見解を述べた<sup>67</sup>。山口真也は、末次健太郎の見解を踏まえ、まちづくりにおいて図書館は地域の拠点として、人と人をつなげる機能を有していると指摘した。近藤周子は、自身が図書館職員として勤務した経験から、図書館では資料を介した人と人との交流が可能であるとし、自分を語り、生きる手がかりが得られる「癒しと回復の場」であると述べている<sup>68</sup>。ロバート＝パットナム(Robert Putnam)によると、市民参加に支えられたコミュニティの基盤にはソーシャル・キャピタルの影響が強く、その蓄積の減少がコミュニティの変化と減退を齎しているという。ソーシャル・キャピタルとは、人間の有する3つの資本の1つである。ロバート＝パットナム(Robert Putnam)は、ソーシャル・キャピタルを「協調的行動を容易にすることにより、社会の効率を改善しうる信頼・規範・ネットワークのような

社会的組織の特徴」と定義づけた。加えて、公共図書館の分館を2つの性質の異なる地域の中間に設立し、異なる階層の人々が交流するようになったことをソーシャル・キャピタルの観点から指摘した<sup>69</sup>。ここで述べている異なる階層とは、人種や収入、学歴といった属性を社会的地位の観点から集団ごとに区分したものである。公共図書館において多様な人々との交流を促し、地域と住民を結びつける拠点として捉える視点は国内外に存在している<sup>70, 71, 72</sup>。ソーシャル・キャピタルの蓄積は、人間が生活する上での資本となり、地域への社会参画を促す。貧困の状況下にある人は、社会的な孤立傾向にあり、社会的な不利が指摘されている。人と人との交流を促すサービスの提供は、まちづくりや地域の活性化のみではなく、貧困の状況下にある人のソーシャル・キャピタルの蓄積に貢献しているサービスであると考えられる。

諸外国の貧困に関するサービスでは、アウトリーチの積極的な実施によるニーズの把握や交流を図っている<sup>73</sup>。アウトリーチの実施やニーズの把握を図る背景として、図書館を用いた情報格差の是正が挙げられる。ここでは、情報格差の是正の観点から、マイノリティを始めとする社会から疎外されがちなコミュニティに対する図書館サービスが実施されている。図書館サービスのため、図書館職員は、図書館利用を促す方法の模索や、貧困の状況下にある人と交流を図り、警戒心を解きほぐすよう努めている。また、口頭による情報提供や声掛けといったインフォーマルなコミュニケーションを行っている<sup>74</sup>。インフォーマルなコミュニケーションのような、気安さ・安心を感じさせるコミュニケーションを通じて交流を図る意図として、識字に関する事情や活字媒体の資料への忌避を考慮し、孤立傾向にあるマイノリティへの来館を促している。利用者や図書館職員のみならず、自分自身と対面する交流の機会を得ることは、社会参加や孤立感からの回復を促す一助となる。また、貧困の状況下にある人と図書館職員の交流を通じ、貧困の状況下にある人のニーズを把握することで、図書館利用を阻む要因を捉えるきっかけが掴める。インフォーマルなコミュニケーションは、図書館に対する印象を「気安さ」や「親しみやすさ」へイメージ改革するために重要な視点を与えると同時に、施設の活動を明確に伝える一助ともなる<sup>75</sup>。

### 3.2.3 公立図書館サービスに内包される貧困対策の要素

本項では、貧困に関するサービスとして実践されていないものの、貧困対策の要素を含む公立図書館サービスについて考察を行う。

永利和則は、「豊かな学びを支える図書館～公共図書館による学校教育支援の先進的な取り組み～」で、自治体と図書館をめぐる国の動きの項目において、「生活困窮者自立支援法」について取り上げている。また、図書館の有する情報提供機能や、教育支援の機能に着目しており、生活困窮者自立支援における自立を促進する支援となる可能性が考えられる<sup>76</sup>。利用者の能動的な情報収集や学びを支援する3.2.2で述べた事例もあり、生活困窮者自立支援に対し、情報提供を中心とする学びの観点からのサポートが可能ではないか。また、多面的な情報収集や講座の実施に努めてきた公立図書館は、自立に至るための学び

の資料や機会を提供する基盤を有する。貧困の状況下にある人のみならず、変化の著しい時勢では、社会や技術の発展の変化に即した、自らの為に主体的に施す学びが重要である<sup>77</sup>。学びの資料や機会を利用者のニーズに合わせて提供し、利活用を促進することは、生活困窮者の自立を支援することにもつながるだろう。

日本財団は、子どもの貧困対策のプロジェクトを実施するにあたり、社会的相続が必要であると指摘している。社会的相続とは、自立する力の伝達行為であり、人や社会と関わる力・思考や判断・学習意欲・生活習慣・技能といった自立に必要な力の伝達を指す。第三の場には、社会的相続の育成が期待されており、社会との接点や、対人関係の発達、基礎的生活習慣の定着の機会の提供が、貧困対策においても重要であると指摘されている<sup>78</sup>。公共図書館を第三の場の枠組みで捉え、地域の公共空間としての社会的価値の高い「場」として指摘する研究もある。第三の場は、公的な空間でありながら中立の領域であり、出入りが自由で気負うことが無く、居心地の良い「場」を指している<sup>79</sup>。第三の場理論を構成する要素に、図書館の特徴は全て当てはまらないものの、図書館が一部、第三の場の要素を内包するといった知見も見られる<sup>80, 81</sup>。公共図書館を高齢者の学びや生きがい創出の「場」として捉える研究もあり<sup>82</sup>、公立図書館にも多元的な機能を果たす「場」を提供するサービスを実施する土壌があると考えられる。生活困窮者自立支援を始めとする公的支援については、支援が必要な状況下にあるにも関わらず、スティグマの影響で支援を忌避する事例が確認されている。偏見のない環境下で、あらゆる利用者を包摂する空間づくりは、貧困の状況下にある人が安心して過ごせる「場」を提供することにもつながり、貧困に関するサービスともなり得る。図書館は、個々の居場所や人間の関係性を創出する「場」として多元的に機能する土壌を有することが先行研究で指摘されている<sup>83</sup>。このように、貧困の状況下にある人を始めとする利用者を包摂し、あらゆる人が利用しやすい空間を提供するサービスを提供する施設の一つとして、公立図書館が含まれるのではないか。

更に、東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所の共同研究によると、読み聞かせの頻度と学習意欲について、正の相関が見られた<sup>84</sup>。また、お茶の水女子大学による研究では、家庭における読書活動や生活習慣への働きかけ、親子間のコミュニケーションや文化的な活動といった因子が、学力と正の影響を及ぼしていた。特に家庭における読書活動が子どもの学力に最も強い影響を及ぼしていた<sup>85, 86</sup>。子どもの貧困の貧困対策における社会教育の支援の在り方について調査した、“子供の貧困対策における社会教育の支援の在り方”では、公立図書館の支援として、子どもの居場所づくりへの貢献、読み聞かせを通じた家庭教育に対する支援、学校教育に対する支援が、子どもの貧困に関連する支援として挙げられている<sup>87</sup>。また、公立図書館の児童サービスは、子どものみではなく、親に対する支援としても機能し、親子の交流の促進や読み聞かせによる読書習慣の定着が子どもの貧困対策としての要素を含む側面がある<sup>88</sup>。居場所作りや読み聞かせ、家庭教育に対する支援、学校教育に対する支援は子どもの貧困対策として実施されているものではない。

しかし、既存の図書館サービスに対し、子どもの貧困対策の要素を含む可能性が指摘され、子どもの貧困対策に図書館サービスを組み込む地方公共団体の事例も存在する。公立図書館を始めする他機関のサービスと貧困対策の関係性を検討することは、多面的な支援を要する貧困対策への一助ともなり、貧困に関する関連機関同士の連携による発展した支援に繋がるのではないか。

### 3.3 公立図書館における貧困に関するサービスの課題

本節では、公立図書館における貧困に関するサービスの課題を明らかにし、その展望について述べる。

横浜市立図書館の吉田倫子は、貧困・困窮者支援を中心とした課題解決型サービスを実践する図書館海援隊の課題として、内輪で閉じている傾向にあることを指摘し、情報共有の重要性を述べた<sup>89</sup>。3.2.3では、公立図書館の既存のサービスに内包される貧困対策の要素を改めて確認することで、多面的な支援を要する貧困対策への一助ともなり、貧困に関する関連機関同士の連携による発展した支援に繋がる可能性を指摘した。公立図書館サービスの再検討と共に、情報提供のノウハウを共有し、活発な情報発信を行うことで、地域ごとの特性を活かしたサービスを検討することが重要であると考えられる。

また、貧困に関するサービスの情報発信の手法も課題となる。2.3では、公的扶助に対する偏見の視線にさらされ、貧困の状況下にある人が公的扶助や支援を忌避する傾向があることを述べた。この傾向を考慮し、貧困に関するサービスを忌避しないような形態でサービスを提供する必要がある。3.2.3では、図書館であらゆる人が利用者を包摂する空間づくりが結果的に貧困に関するサービスとなり得る可能性を述べた。貧困に関するサービスということを経験せず、貧困の状況下にある人が偏見の視線にさらされることなく、利用できるようなサービスへの配慮も課題となるだろう。また、2.3で指摘した通り、誰もが無料で利用できるという公立図書館の特性を活かし、生活困窮者自立支援制度の周知を図り、地域住民の生活困窮者自立支援への理解を促進する重要性を増すのではないかと考えられる<sup>90, 91</sup>。

更に、貧困に関するサービスについては、事例報告が多数を占める。公立図書館における貧困に関するサービスの効果を測定した研究は管見の限りない。地域の公的機関として可能な支援を検討し、他の公的機関や民間団体と、各々の機関ごとに可能な支援を、地域ごとに把握することも課題となる。このように関連機関同士の連携を促進し、各々の公立図書館の役割を果たすことで、多面的な支援が必要な貧困対策への一助となる。

また、貧困に関するサービスに当たり、貧困の状況下にある人の図書館利用の状態や生活上ニーズ面を含めた情報収集も課題となる。図書館職員の態度や図書館内の空間づくりが、貧困の状況下にある人の来館を妨げる要因となる可能性が示唆されている<sup>92, 93</sup>。更に、貧困の状況下にある人は自己肯定感が低く、能力を活用する思考や実生活の行動といった側面でハンディキャップを負うと傾向にあるという<sup>94</sup>。その他、図書館の潜在的利用

者に対し、図書館が「硬い」「知的」といった権威的な印象<sup>95,96</sup>を与えていることが示唆されている。図書館利用の促進と権威的な印象の緩和にあたり、アウトリーチにより貧困の状況下にある人のニーズを捉え、コミュニケーション上のバリアや心理的な圧迫を取り除くよう努めることで、図書館利用の障害を取り除いていく必要がある。図書館利用上における「障害」と捉えているもののうち、コミュニケーションのバリアや心理的な圧迫というバリアがある。コミュニケーションのバリアの例として、利用者と意思疎通ができず、サービスができないといったものがある。心理的な圧迫の例として、図書館はつまらない、行きたくない、関係のない所と思っていることから、心理的な障害を感じることもあるという。その他、職員や他の利用者が困惑した態度を取ると、それだけで来てほしくないと感じる、といった例がある。更に、貧困の状況下にある人は、これまでの困難や否定的な態度を取られた経験から孤立傾向にあり<sup>97, 98, 99</sup>、日常的な活動領域が狭いといった報告<sup>100</sup>もなされている。貧困の状況下にある人は自らの境遇に対するスティグマや、いじめや公的機関の職員からの威圧的な態度により<sup>101, 102</sup>、周辺環境から心理的な圧迫を受け、結果的に孤立する場合もある。図書館利用の障害を取り除くに当たり、貧困の状況下にある人が、図書館職員のみならず、地域住民の偏見の視線に合わない工夫を行い、結果的にあらゆる地域住民が利用しやすい図書館を目指す必要があるだろう。

また、貧困の状況下にある人がそもそも図書館を利用しているかを把握することも課題である。貧困の状況下にある人の図書館利用の現状は管見の限り明らかになっていない。しかし、社会的に排除されている人や低所得者層には、図書館の利用に価値を感じない<sup>103</sup>、又は図書館に全く行かない可能性が示唆されている<sup>104, 105, 106</sup>。更に、古い文献ではあるが、チャットマン＝エルフレッダ(Chatman Elfreda)の情報貧困理論によると、コミュニティによっては、自らが生きているコミュニティにおける役割や、これまでの生活を覆すような価値観や流行の情報を主体的に得ることはせず、情報を得ようと思った隣人や友人との会話で済んでしまうという<sup>107</sup>。インターネットが普及したものの、若年層は自ら積極的に情報を収集しない傾向や、自己肯定感の低さが、情報探索において、情報の入手途中で挫折を感じやすいといった負の影響を及ぼすという見解を示す先行研究もある<sup>108</sup>。一方で、宮島喬は、ソーシャル・キャピタルの観点から、アクセスが可能な領域の拡大が、文化的な背景の影響を緩和させるという見解を述べている<sup>109</sup>。アウトリーチのみならず、貧困の状況下にある人のニーズと図書館サービスを結びつけるという観点から、貧困に関するサービスを新たに提案する姿勢も必要となるだろう。そして、図書館を行き先と捉え、来館を促すような取り組みが、結果的に貧困に関するサービスとなり得るのではないか。

本章では、地域と密な繋がりがあるという観点から公立図書館に焦点を当て、公立図書館サービスにおける貧困の扱いに着目した。まず、公立図書館は、地域住民に細やかなサービスを受けられるよう努めており、地域住民が無料で公平な利用ができるようなサービスに

努めるよう法的に規定されていた。また、地域づくりにおける公立図書館の機能としては、情報提供機能を中心とした住民への支援が期待されていた。

貧困に関するサービスについて、公立図書館では、2008年のリーマンショックを契機として、一部の貧困に関するサービスが展開されてきた。貧困に関するサービスとしては、就労関係の情報提供を中心としたサービスが見られ、①情報提供を中心としたサービス②「場」を提供するサービス③人との交流の機会を提供するサービスの3つが提供されていた。

公立図書館の貧困に関するサービスの課題については、図書館やその他の機関と貧困に関するサービスの情報共有と、貧困に関するサービスの情報発信の手法を課題として挙げた。その際、貧困の状況下にある人が利用しやすいサービスへの配慮も課題とした。また、図書館であらゆる人が利用者を包摂する空間づくりが結果的に貧困に関するサービスとなり得る可能性を述べた。

加えて、貧困の状況下にある人の図書館利用には障害がある可能性や、そもそも来館したことがない層へのサービスを課題として述べた。その際、図書館利用の障害を取り除き、貧困の状況下にある人のニーズと図書館サービスを結びつけるという観点から、貧困に関するサービスを新たに提案する姿勢の重要性を述べた。また、図書館への来館を促すような取り組みが、貧困の状況下にある人の活動領域を広げ、結果的に貧困に関するサービスとなり得る可能性を指摘した。

次章では、第2章と第3章の内容を踏まえ、地域における公立図書館という観点から生活困窮者自立支援の課題に対応する公立図書館サービスを考察する。

---

1 図書館法, 昭和二十五年四月三十日法律第百八号 (改正: 令和元年法律第二十六号)

2 図書館法, 昭和二十五年四月三十日法律第百八号 (改正: 令和元年法律第二十六号)

3 公益法人日本図書館協会. 公立図書館の指定管理者制度について—2016 (案) .

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/kenkai/siteikanrikenkai2016an.pdf>. (2019/12/29 参照)

4 日本図書館協会障害者サービス委員会. 図書館利用に障害のある人々へのサービス (上巻) 利用者・資料・サービス編. 日本図書館協会, 2018, p.19-35.

5 日本図書館協会障害者サービス委員会. 図書館利用に障害のある人々へのサービス (上巻) 利用者・資料・サービス編. 日本図書館協会, 2018, p.22-23.

6 日本図書館情報学会. 図書館情報学用語辞典. 第四版, 2012, p.177

7 金沢みどり. 図書館サービス概論. 学文社, 第2版, 2016, p.26-27.

8 金沢みどり. 図書館サービス概論. 学文社, 第2版, 2016, p.26-27.

9 《基調報告》図書館と複合施設・複合的サービス—そのメリットとデメリット—. 常世田良, 図書館界, 2017, 69(2), p.80-86.

10 図書館の法と政策, 管理運営の動向. 松岡要. 図書館界, 2018, 70(1), p.4-5.



- 
- 11 金沢みどり. 図書館サービス概論. 学文社, 第2版, 2016, p.14-18.
  - 12 小黒浩司. 図書館サービス概論. ミネルヴァ書房, 2018, p.14-25.
  - 13 上田修一/倉田敬子. 図書館情報学. 勁草書房, 2017, p.246-256.
  - 14 真山達志. 地方分権のあゆみとこれからの地方自治. 都市とガバナンス, 2018, Vol.29, p.1-6.
  - 15 片山善博, 糸賀雅児. 地方自治地と図書館 「知の地域づくり」を地域再生の切り札に. 勁草書房, 2016, 252p.
  - 16 糸賀雅児. 図書館の政策動向と課題解決支援. 社会教育, 2011, 66(7), p.6-12.
  - 17 齋藤誠一. 自治体図書館の可能性－地域活性化の情報拠点として. 地域政策研究. Vol.52, 2010, p.12-15.
  - 18 猪谷千香. まちづくりや地域コミュニティの中心としての図書館. Civil engineering consultant, 2017, Vol.275, p.10-13.
  - 19 糸賀雅児. まちづくりと図書館の接点. 図書館雑誌, 2017, p.288-291.
  - 20 末次健太郎. 伊万里をつくり市民とともに育つ市民の図書館：伊万里市民図書館の取組みについて. 図書館界, 2014, 66(2), 2014, p.112-117.
  - 21 山口真也. 社会と図書館－まちづくり・社会的包摂. 図書館界, 2018, 70(1), p.11-21.
  - 22 葉袋秀樹. 地域の活性化における公共図書館の役割. 地域政策研究, 2010, Vol.52, p.6-11.
  - 23 中小企業庁.1999年版中小企業白書. 中小企業庁, 2000,  
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H11/index.html>. (2019/11/30 参照)
  - 24 菅谷明子. 進化するニューヨーク公共図書館. 中央公論, 中央公論新社, 1999, 114(8), p.270-281.
  - 25 全国図書館協議会. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書. 全国図書館協議会, 2016, p.76.
  - 26 安藤晴彦. アメリカにおける公共図書館ビジネス支援サービス. 情報管理, 2014, 56(11), p.750-757.
  - 27 片山善博, 糸賀雅児. 地方自治地と図書館 「知の地域づくり」を地域再生の切り札に. 勁草書房, 2016, 252p.
  - 28 糸賀雅児. 図書館の政策動向と課題解決支援. 社会教育, 2011, 66(7), p.6-12.
  - 29 山崎博樹. 図書館のビジネス支援 課題解決型サービスとして広がる. 産学官連携ジャーナル, 2010, 6(4), p.19-21.
  - 30 神代浩. 困ったときは図書館へ ～図書館海援隊の挑戦～. (株)悠光堂 2014, 207p.
  - 31 生涯学習政策局社会教育課. 「図書館・公民館海援隊」プロジェクト. 文部科学省,  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/kaientai/1288450.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kaientai/1288450.htm). (2019/07/08 参照)
  - 32 文部科学省. 霞が関だより. 図書館雑誌, 2010, 104(3), p.154-155.
  - 33 高橋真太郎. 労働者の直面する問題と図書館にできること～就職から再就職まで～. 文部科学省,  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2010/01/05/1288525\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/01/05/1288525_1.pdf).(2019/12/24 参照)

- 
- 34 全国公共図書館協議会. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書, 2016, 76p.
- 35 朝日新聞. 「路上脱出ガイド」図書館で配布の輪広がる, 2015/02/16.(2019/12/02 参照)
- 36 清重知子.米国の図書館事情 2007-2006 年度. 国立国会図書館 調査研究レポート, 2008, No.40, p.316-317.
- 37 湯浅誠. 格差社会と図書館への期待. 図書館雑誌, 2017, 111(2), p72-74.
- 38 山口真也. 社会と図書館—まちづくり・社会的包摂. 図書館界, 2018, 70(1), p.14-17.
- 39 ジョン・E・ブッシュマン; グロリア・J・レッキ. 場としての図書館. 三崎良孝; 久野和子; 村上加代子訳. 京都大学図書館情報学研究会. 2008, p.241-260.
- 40 久野和子. 子どもたちの「第三の場」としての学校図書館・公共図書館—現代日本における子どもたちのニーズと権利—. 図書館雑誌, 2017, p.656-659.
- 41 Deborah Turner; Tim Gorichanaz. Collaborative Connection: Designing Library Services for the Urban Poor. Library Quarterly, 2018, Vol.88, p.237-255.
- 42 毎日新聞. 貧困家庭支援策 職員向けに講座（鳥取県立図書館）, 2017/05/19. (2019/12/20 参照)
- 43 独立行政法人 国立青少年教育振興機構. 地域の教育資源等を活用した子どもの貧困対策の推進, 内閣府, 2018, p.20-23.
- 44 長野日報. 下諏訪町「子ども未来バス」15日利用開始, 2019/12/14.(2019/12/22 参照)
- 45 全国公共図書館協議会. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書, 2016, p.41-61.
- 46 全国公共図書館協議会. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書, 2016, p.60-61.
- 47 全国公共図書館協議会. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書, 2016, p.58-59.
- 48 田中のぞみ. 図書館海援隊 小郡市立図書館の試み. みんなの図書館, 2010, 397(5), p.2-6.
- 49 小林隆志, 高橋真太郎. 文部科学省の「図書館海援隊」の取組と鳥取県立図書館の「字働く気持ち応援コーナー」の設置まで. みんなの図書館, 2010, 397(5), p.14-18.
- 50 神代浩, 田村調子, 小林隆志, 天野奈緒也. 図書館海援隊フォーラム 2013 開催報告. 図書館雑誌 2014, 108(2), p.99-98.
- 51 ビジネス支援図書館推進協議会. 図書館海援隊フォーラム 2014 報告書. ビジネス支援図書館推進協議会, 2014, <http://www.business-library.jp/activity/project/kaientai/20150630report/>. (2019/12/20 参照)
- 52 朝日新聞. 「路上脱出ガイド」図書館で配布の輪広がる, 2015/02/16. (2019/12/02 参照)
- 53 藤原靖浩. 居場所の定義についての研究. 教育学論究. 2010, (2), p169-177.
- 54 坂部豪. 座談会 青少年の居場所としての図書館. Lisn: Library & information science news. 2009, 142, p.1-21.
- 55 系数未希. 地域の居場所としてのこども図書館. こどもの図書館. 2016, 63(12), p.6-8.

- 
- 56 根本彰. 「場所として図書館」に関する議論. カレントアウェアネス, 2005, No. 286, p21-25.
- 57 湯浅誠. 格差社会と図書館への期待. 図書館雑誌, 2017, 111(2), p72-74.
- 58 清重知子. 米国の図書館事情 2007-2006 年度. 国立国会図書館 調査研究レポート, 2008, No.40, p.316-317.
- 59 山口真也. 社会と図書館—まちづくり・社会的包摂. 図書館界, 2018, 70(1), p.14-17.
- 60 川崎良孝. ホームレスの図書館利用と公立図書館の基本的役割：クライマー事件 アメリカ図書館協会. 京都大学教育学部紀要. 1996, No.42, p.53-72
- 61 松井佑次郎. 動向レビュー ホームレスを含むすべての人々の社会的包摂と公共図書館. カレントアウェアネス, 2013, No.318, CA.1805-1811.
- 62 川島章平. 図書館とホームレスのひとつとのかかわりを考える. みんなの図書館, 2016, Vol.474, p.41-49.
- 63 西河内晴泰. カウンターからみた「図書館とホームレス」問題. みんなの図書館, 1999, Vol. 268, p.31-43.
- 64 山口真也. 貧困と図書館 山谷・釜ヶ崎の福祉施設内の読書サービスから見えてくること. 現代の図書館, 2012, 50(3), p.163-174.
- 65 久野和子. 新しい批判的図書館研究としての「場としての図書館」(“Library as Place”) 研究—その方法論を中心にした考察. 図書館界, 2014, 66(4), p279.
- 66 青柳英治. ささえあう図書館 「社会装置」としての新たなモデルと役割. 勉誠出版. 2016, 256p.
- 67 末次健太郎. 伊万里をつくり市民とともに育つ市民の図書館：伊万里市民図書館の取り組みについて. 図書館界, 2014, 66(2), p.112-117.
- 68 近藤周子. 癒しと回復の場としての図書館. みんなの図書館, 1999, p.11-14.
- 69 Putnam, Robert.D. “Branch libraries: the heartbeat of the community” Better Together: Restoring the American Community. Simon&Schuster, 2009, p.34-54.
- 70 アントネッラ・アンニョリ. 知の広場 図書館と自由. みすず書房. 第3刷, 2013, p.99-111.
- 71 猪谷千春. つながる図書館—コミュニティの核をめざす試み. ちくま新書, 2014,238p.
- 72 青柳英治. ささえあう図書館 「社会装置」としての新たなモデルと役割. 勉誠出版. 2016, 256p.
- 73 Glen Holt, E; Leslie Holt, E. Library Card Campaigns and Sustaining Service: How Do Public Libraries Best Serve Poor Children?. Public Library Quarterly, 2015, 34(2), p.270-278.
- 74 Deborah Turner; Tim Gorichanaz. Collaborative Connection: Designing Library Services for the Urban Poor. Library Quarterly, 2018, Vol.88, p.237-255.
- 75 Subnum Hariff; Jennifer Rowley. Branding of UK public libraries. Library Management, 2011, 32(4), p.346-360.
- 76 永利和則. 第一回図書館業務専門講座 豊かな学びを支える図書館～公共図書館～, 2016, <https://www.library.pref.tottori.jp/member/H28-1senmonkouzasiryo.pdf>. (2019/12/13 参照)

- 
- 77 朝比奈大作. 図書館員のための生涯学習概論. 日本図書館協会. 2013. p.24-27.
- 78 日本財団. 子どもの貧困対策プロジェクト報告資料. 内閣府, 2016,  
[http://www8.cao.go.jp/kodomoNo.hinkon/iinkai/k\\_1/pdf/ref7.pdf](http://www8.cao.go.jp/kodomoNo.hinkon/iinkai/k_1/pdf/ref7.pdf). (2019/12/20 参照)
- 79 レイ・オルデンバーグ. サードプレイス コミュニティの核になる「とびきり居心地の良い場所」. みすず書房, 2013, p.67-69.
- 80 Lin Hui, Pang Natalie, Brendan Luyt. Is the library a third place for young people? . *Journal of Librarianship and Information Science*. 2015,47(2), p145-155.
- 81 吉田右子, 川崎良孝. アビゲイル・ヴァンスリックと図書館史研究. *図書館界*, 2009, 61(1), p12.
- 82 呑海沙織. 高齢社会における図書館サービス. *図書館雑誌*. 2014, 108(5), p.313-315.
- 83
- 84 東京大学社会科学研究所, ベネッセ教育総合研究所. 子どもの生活と学びに関する親子調査, 2015, p7-8.
- 85 お茶の水女子大学. 平成 25 年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究.お茶の水女子大学, 2014, p.249.
- 86 山野則子. 子どもの貧困対策～スクールソーシャルワークの視点から～. 内閣府,  
[http://www8.cao.go.jp/kodomoNo.hinkon/forum/pdf/h28\\_osk/kichoukouen.pdf](http://www8.cao.go.jp/kodomoNo.hinkon/forum/pdf/h28_osk/kichoukouen.pdf).(2019/12/20 参照)
- 87 全国都道府県教育庁協議会第 2 部. 子どもの貧困対策における社会教育の支援の在り方. 平成 27 年度研究報告書. 2016. No.2. 338p.
- 88 嶺井尚子. 公立図書館における児童サービス: 子どもの貧困対策に着目して. *図書館情報メディア研究*, 2019, 16(2), p.46-48.
- 89 ビジネス支援図書館推進協議会. 図書館海援隊フォーラム 2014 報告書. ビジネス支援図書館推進協議会, <http://www.business-library.jp/activity/project/kaientai/20150630report/>. (2019/12/20 参照)
- 90 仁科典宏. <教育>化する社会保障と社会排除. *教育社会学研究*, 2015, Vol.96, p.179-182.
- 91 大岡頼光. 教育・育児保障の財源調達—高齢者にどう納得してもらうのか—. *社会政策*, 2017, 9(1), p.48-55.
- 92 Subnum Hariff; Jennifer Rowley. Branding of UK public libraries. *Library Management*, 2011, 32(4), p.346-360.
- 93 山口真也. 貧困と図書館 山谷・釜ヶ崎の福祉施設内の読書サービスから見えてくること. *現代の図書館*, 2012, 50(3), p.163-174.
- 94 埋橋孝文; 矢野裕俊. 子どもの貧困／不利／困難を考える 理論的アプローチと各国の取り組み. ミネルヴァ書房, 2015, p.58-60.
- 95 長谷川幸代. 公共図書館の利用・非利用に関わる要因の分析と考察. 中央大学大学院文学研究科 博士論文,2015, p.120-134.

- 
- 96 庄司奈々恵; 小島降矢. 公共図書館の利用阻害要因となるネガティブな印象に関する研究, 日本建築学会環境系論文集, 2012, 77(681), p.829-836.
- 97 坂西友秀. 教育に関わる「社会問題」と心理学研究. 教育心理学年報, 2016, 55, p.183-202.
- 98 藤田英典. 現代の貧困と子どもの発達・教育. 発達心理学研究, 2012, 23(4), p.439-449.
- 99 菊池浩光. 単回性トラウマティック・ストレス受傷者への心理療法家の関与: resilience の概念に基づいて. 北海道大学大学院教育研究院紀要, 2018, p.106-111.
- 100 湯浅誠. 反貧困-すべり台社会からの脱出. 岩波新書, 2008, 226p.
- 101 清水浩一. 生活保護法の硬直化とその本質的原因—選別と差別の構造に関連させて—. 季刊・社会保障研究, 1996, 32(3), p.323-326.
- 102 三宅雄大. 生活保護利用有子世帯の養育者による「自立」の解釈—養育者の語りを通して—. 社会福祉学, 2017, 57(4), p.14-27.
- 103 Subnum Hariff; Jennifer Rowley. Branding of UK public libraries. Library Management, 2011, 32(4), p.346-360.
- 104 糸賀雅児. 公共図書館利用と文化活動の関連性—住民調査にもとづく文化行政への示唆—. Library and information Science, 1985, No.23, p.41-61.
- 105 野口康人, 岡部晋典. 社会階層と図書館利用, 社会情報学会発表, 社会情報学会, 2015.
- 106 Jeffrey Meyer. Poverty and Public Library Usage in Iowa. Public Library Quarterly, 2018, 37(1), p.53-56
- 107 Chatman Elfreda, A. The Information World of Low-Skilled Workers. Library & Information Science Research, 1987, 9(4), p.265-p.283.
- 108 三輪眞木子. 情報行動 システム志向から利用者志向へ. 勉誠出版, 2012, 205p.
- 109 宮島喬. 文化的再生産の社会学 ブルデュー理論からの展開. 藤原書店, 2017, 増補新版, p.160-181.

#### 4. 生活困窮者自立支援の課題に対応する公立図書館サービス

本章では、地域における公立図書館という観点から、生活困窮者自立支援の課題に対応する公立図書館サービスを考察する。生活困窮者自立支援では地域のつながりが重要視されている。そのため、1節では、生活困窮者自立支援を公立図書館で行う意義を明らかにするため、地域における公立図書館という視点で、公立図書館がどのように寄与できるかを述べる。2節では、生活困窮者自立支援に関係のある公立図書館サービスを把握する為、生活困窮者自立支援の課題と、課題に対応する公立図書館サービスを考察する。3節では、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの定義を行う。

##### 4.1 公立図書館で生活困窮者自立支援を行う意義

本節では、公立図書館で生活困窮者自立支援を行う意義を明らかにするため、貧困問題に関する公立図書館の役割を概観し、地域と図書館の関係性について考察を行う。

まず、貧困問題における公立図書館の役割について述べる。前章で述べたように、図書館法では公立図書館を「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」とし、「図書館資料を収集し、一般公衆の利用に供することの実施に努めなければならない」と規定している<sup>1</sup>。また、社会教育施設の一つとして、国民の教育と文化の発展に寄与することが目的とされている<sup>2</sup>。また、道中隆や林明子の貧困問題を取り扱う先行研究では、貧困が生じる原因の1つは貧困の連鎖であり、貧困の連鎖の要因の1つとして教育格差指摘されている<sup>3,4,5</sup>。その影響で、貧困対策の一つである生活困窮者自立支援でも子どもの学習支援が実施されている。金井利之は、学力の曖昧さと学歴・学力の作用が「確率的に高い」ことをこれまでの社会階層と学歴に関するデータから推測した。その一方で、社会階層の「地位形成機能」に有効な裁量的な新しい学力の重要性や、評価者が求める能力を見極め、育成する必要性を指摘している<sup>6</sup>。国民の誰もが利用可能な施設であり、人々の学習に必要な資料や情報の提供ができる施設である図書館は、学びの機会均等を保障し、教育格差是正の一助になるのではないかと考えられる。生活困窮者自立支援でも「学び」や「生活習慣の育成」を促す支援の必要性が指摘されていた<sup>7</sup>。3.2.3で述べた通り、ロバート＝パットナム(Robert Putnam)や久野和子らの図書館と「場」に関する先行研究では、公共図書館を、社会との接点の提供や対人関係の発達、基礎的生活習慣の定着の機会を提供するという観点から、貧困対策に関連するサービスを提供する施設の一つであると指摘されている。このように、公共図書館は、教育に関する機関であり、第三の場を内包する、公共空間として社会的価値の高い「場」であることが示唆されている<sup>8, 9, 10</sup>。

2018年12月に公表された中央教育審議会による「新しい地域づくりに向けた社会教育の振興(答申)」では、社会教育において、個人の学習に関する言及の他、地域の諸課題の解決への一助となる必要があると指摘している<sup>11</sup>。また、地域の課題の例として、ひとり親世帯の増加等を背景とした貧困問題にも触れられている。同書では地域づくりの観

点から、社会教育が貧困という課題と向き合う手段とされており、社会教育施設として公共図書館の情報提供の拠点としての役割が強調されている。更に、公共図書館は、情報資源を活用した、地域の事情に即した運営に努めている<sup>12</sup>。公共図書館に含まれる公立図書館も、地域の課題に向き合い、情報の提供を通じて、地域住民や地域づくりに貢献していくことが求められる。地域の課題が貧困である場合は、貧困の解決に向けた情報提供について模索していくことも重要である。

図書館の役割や理念との親和性やまちづくりの視点から、社会的包摂と図書館を関連付ける研究もある。1992年にEU(European Union、以下EUとする)は、社会的排除について、個人や集団が、社会的な統合・アイデンティティに関する実践と権利・社旗的な交流への参加から排除されていく動的な過程と、排除された結果の状態と定義づけた<sup>13</sup>。ここで述べられている社会的排除のリスクがある人々とは、移民・子ども・障害者・失業者やひとり親・高齢者も含まれる。社会的排除に対し、社会的包摂とは、「貧困及び社会的排除のリスクがある人々が、経済、社会及び文化的生活に参加し、かつその者が社会における標準的な生活水準と福祉を享受するために、必要な機会と資源を獲得することを保障するプロセス」である<sup>14</sup>。社会的排除という課題に対抗し、その状況下にある人が再び社会へ参加するプロセスを保障する理念が、社会的包摂である。この社会的包摂に関連する施設の一つとして考えられるのが、公立図書館である。誰もが利用可能で学びの機会が保障されているという観点から、公立図書館は社会的包摂の理念を内包した施設である。2003年の英国では社会的包摂を加味した図書館政策が展開され、公共図書館に対し、ソーシャル・キャピタルを形成する拠点としての機能が期待された。その際、コミュニティにおける社会的排除を課題とし、社会的包摂を推進する施設として図書館が取り上げられている<sup>15</sup>。また、国内の文献でも公立図書館と社会的包摂を結びつける指摘もあり<sup>16, 17</sup>、公立図書館は社会的包摂の理念からサービスの提供を行う施設として捉えることが可能であると考えられる。このように、社会的な意義から生活困窮者を始めとする貧困の状況下にある人への支援を行う施設の1つとしても公立図書館が挙げられている。

さらに、行政や公的機関、生活困窮者自立支援を行う団体へ赴かない生活困窮者をどのように可視化するかが課題となっている。厚生労働省社会・援護局による報告書『生活困窮者自立支援制度と関係制度等の連携について』では、他の公的機関に訪れた生活困窮者の把握といった、生活困窮者自立支援を受けていない状況下にある人を支援対象として捉えるために、関連機関の洗い出しと連携が推奨されている<sup>18</sup>。地域の関連機関として公立図書館が果たす役割に関しては、地域と地域住民を結びつける拠点の1つとして機能してきた先例が存在する。永田治樹は、コミュニティを「人々が属し、かつ構成員の間に連帯や助け合いの意識が動くような集団」と定義し、英国を中心として公共図書館とコミュニティの関わりを概観した。公共図書館とコミュニティに関する試みとして、シカゴ公共図書館における市民

が同時期に同じ本を読み語り合うといった人々が交流する活動を参照し、活動をソーシャル・キャピタルの観点から捉えた。そして、図書館には知識や情報の提供機能のみではなく、人と人のつながりを築き、コミュニティの構成と発展させていく機能があることを指摘した。更に、コミュニティの複雑化や破壊に対し、図書館がコミュニティを再建する拠点となる可能性について言及し、日本の公立図書館で参考になる動向として紹介している<sup>19</sup>。須永和之は、デイヴィット＝ランクス(David Lankes)のコミュニティにおける図書館職員の役割について言及した文献を踏まえ<sup>20</sup>、コミュニティを「利用者、図書館職員、図書館の設置母体の構成員、図書館を利用する可能性のある周囲の人々、さらには資料と情報、施設と設備の関係(つながり)」と解釈している<sup>21</sup>。また、フランスを中心に活動するNGO団体ATD Quart Mondeの活動「路上の図書館」による読書の推進に関する活動や工作といった表現活動から、社会から排除されがちな貧困家庭と図書館の活動による生まれる繋がりが、新たなコミュニティを生み出すと考察した。更に、地域住民への聞き取り調査を基に設立されたアイデア・ストアを例に挙げ、コミュニティを再生する試みとして検証している<sup>22</sup>。3.2で述べた通り、公立図書館でも地域住民の居場所として図書館を捉える視点や<sup>23, 24, 25</sup>、公共図書館を地域におけるソーシャル・キャピタルの蓄積の「場」として指摘した先行研究が存在する<sup>26</sup>。

その他、地域と人々を結びつける土壌を有する図書館は、生活困窮者に支援を届けるのみならず、公的機関としての連携を通じ、地域づくりで肝となる社会的紐帯を生み出す。ここで述べる社会的紐帯は、人々の結びつきのみならず、民間・公共機関や活動といった地域の動態との結びつきを指す。図書館では、講習会が開催される、図書館が主催する資料を用いたイベントへの参画といった、図書館における人と人の交流を促すサービスが提供されている。社会的紐帯の観点では、図書館を拠点として生活困窮者を始めとする地域住民と地域の動態を結びつける機能として、生活困窮者と公立図書館を結びつけるのみでなく、生活困窮者自立支援でも推奨される「地域づくり」の視点から、地域と生活困窮者を始めとする地域住民を結びつけることも可能となる。加えて、ソーシャル・キャピタルの蓄積は、地域住民の社会参画や協調的行動を促し、地域の活性化が期待される。よって、生活困窮者を始めとする地域住民と地域の人や機関・活動といった動態を結びつける、地域づくりやソーシャル・キャピタルの蓄積を促進する「場」の一つという意義からも、生活困窮者自立支援と公立図書館サービスを述べることもできる。

#### 4.2 生活困窮者自立支援の課題と公立図書館サービス

本節では、生活困窮者自立支援に関連する公立図書館サービスを検討する為、生活困窮者自立支援の課題の一部とその課題に対応する公立図書館サービスについて考察する。

生活困窮者自立支援の課題として、大人の保護や「学び」「生活習慣の育成」の促進、より生活困窮者や生活困窮者の抱える課題と関わりのある機関の検討を挙げた。3.2.2で述べた通り、公立図書館における貧困に関するサービスでは、生活の困りごとの解決を促す情報



を提供する、法律や債務関係の相談会を開催するといった、情報提供を中心としたサービスが実施されている<sup>27</sup>。この公立図書館サービスは、生活困窮者が自身の困窮の要因を解決し、自立するための「学び」を教育的な視点から支援していると捉えることもできる。また、3.2.3で述べた通り、第三の場は、対人関係の発達、基礎的生活習慣の定着の機会を提供すると指摘されており<sup>28</sup>、貧困の状況下にある人が陥りやすい「社会的孤独」の解消や、人との交流や情報の入手を通じた挨拶や社会常識の把握への一助となる。公立図書館に第三の場を適用した先行研究<sup>29, 30</sup>の知見も踏まえると、公立図書館サービスには、生活困窮者自立支援における自立のための「学び」を促し、対人関係の発達や基礎的生活習慣の定着を促す「場」を提供する土壌を有する。

更に、生活困窮者自立支援に関するデータを整備するにあたり、生活困窮者自立支援の事例や対応例の分析が必要であり、生活困窮者の現状や生活上のニーズを含めた生活困窮者自立支援に関するデータ分析が必要である。支援の対象者の現状や生活上のニーズを含めた支援の検討という課題については、公立図書館における貧困に関するサービスにおいても課題とされている。これらの課題の詳細については5章で述べる。

また、生活困窮者自立支援を受けていない生活困窮者の把握も課題となっている。自ら自立相談支援機関に相談することが難しい生活困窮者には、何らかの事情で相談機関に向向けない人と、自立相談支援機関に相談する必要性を感じない人、相談を行いたいものの相談する先がわからない人といったケースが想定される。自ら自立相談に向向けない人については、厚生労働省社会・援護局による報告「改正生活困窮者自立支援について」において、アウトリーチや見守り支援が対応例として紹介されている<sup>31</sup>。しかし、自立相談支援機関に相談する必要性を感じない人に対するアウトリーチを実践しても、自立相談支援機関に対するニーズはくみ取れない。このように支援の必要性を感じない人や潜在的利用者へのサービスに関する取り組みを行う例が図書館には存在する。その取り組みについて述べるため、コミュニティ主導型図書館サービスを参照する。コミュニティ主導型図書館サービスは、カナダを発祥とする図書館サービスのモデルであり、社会的に阻害されているコミュニティの人々との繋がりを構築し、コミュニティと共に図書館サービスを企画・実践していくことで、サービスの質の向上と、コミュニティのニーズ・要望を捉えるサービスである<sup>32</sup>。また、コミュニティ主導型図書館サービスは、コミュニティの人々が図書館利用における障壁を取り除くことも試みられている<sup>33</sup>。ここで提示されているコミュニティは、社会的排除の影響を受けやすいマイノリティや社会的弱者であり、コミュニティを包摂する機能を持つ施設として図書館が取り上げられている<sup>34</sup>。呑海沙織は、「地域包括ケアシステムのサービス提供者と利用者が協働する」「ともにアクションを起こす」という観点から、超高齢社会における図書館サービスを展開する上で必要な視点としてコミュニティ主導型図書館サービスを紹介している<sup>35</sup>。生活困窮者自立支援においても地域づくりの視点が注目されており、生活困窮者自立支援と公立図書館の関係性を考察する上でも重要な視点となるだろう。困ったときの相談先が分からない人に対しても、困りごとの前提知識に関する学びの支援を

行う教育的機能を持つ施設として、公立図書館の機能に期待ができる。

そして、生活困窮者が長期的に地域で孤立しない状態を作る支援や就労機会・地域参加の場といった社会資源の開拓も課題となっている<sup>36</sup>。生活困窮者の大人は、生活が不安定な環境にあり、孤立し、自己肯定感が低い傾向にある<sup>37</sup>。3.2 で指摘した通り、公立図書館では、「場」を提供するサービスや、人と人の交流の機会を提供するサービスが実施されている。また、情報提供として、ビジネス支援に関するサービスを実施している事例も存在する<sup>38</sup>。公立図書館をソーシャル・キャピタルと捉え、地域住民や生活困窮者自立支援の関連機関と連携することで、課題を解決する一助となるだろう。

更に、生活困窮者自立支援の課題として、地域住民への生活困窮者自立支援制度の周知が挙げられている。この課題は、自ら相談に訪れることができない状態の生活困窮者や、生活困窮者自立支援を知らない生活困窮者を、生活困窮者自立支援に繋げる為の課題である。一方で、2.3 で述べた通り、貧困の状況下にある人が、スティグマを回避する為、公的支援を受けることを拒絶する例も確認されている。生活困窮者についても、スティグマを回避するために公的支援を拒む可能性を考慮し、生活困窮者自立支援制度への理解を促進し、生活困窮者が支援を受けやすい環境づくりに留意していく必要性がある。公立図書館は、誰もが利用できる公的施設であり、利用が利用者の属性に制限されない。そのため、生活困窮者が公立図書館サービスを利用することは、生活困窮者への偏見と結びつかない。また、公立図書館では、地域の情報の拠点として、地域の行政資料の提供も行われており、生活困窮者自立支援制度の周知を図るための情報発信に取り組みも可能な施設でもある。生活困窮者を対象としたサービスの提供としてではなく、地域住民に対して生活困窮者自立支援に関する情報発信を行うことは、生活困窮者が偏見を受けない公立図書館サービスの利活用や生活困窮者自立支援に関する地域の人々の理解を促進し、結果的に生活困窮者が支援を受けやすい環境づくりに貢献するのではないか。

このように、生活困窮者自立支援の課題の一部へ対応する公立図書館サービスがあり、公立図書館は生活困窮者自立支援の課題を解決する一助となる公的施設として考えられる。貧困を課題とする地域の公立図書館でも、生活困窮者自立支援の視点を含んだサービスを検討していくことが重要となるだろう。しかし、生活困窮者自立支援の視点を含んだサービスの検討を行うに当たり、生活困窮者の図書館利用に関する現状やニーズを把握する必要性が生じる。日本において、貧困の状況下にある人の図書館利用について調査を行った先行研究は限られている。先行研究では、アンケート調査の結果から、社会的に排除されている人や低所得者層には、図書館の利用に価値を感じない<sup>39</sup>、又は図書館に全く行かないことが示唆されている<sup>40, 41, 42</sup>。また、図書館職員や利用者からの身なりや図書館利用の様子を見られることで行きづらさを感じ、来館を妨げる要因となる可能性も指摘されている<sup>43</sup>。一方で、日本でも貧困の状況下にある人に図書館利用に関するニーズがある可能性について言及する先行研究や、貧困の状況下にある人が図書館を利用する事例も確認されている<sup>44, 45, 46, 47</sup>。江良友子は、2010年に図書館海援隊の参加館35館に対し、貧

困・困窮者支援の実施の現状に関するアンケート調査を実施した。調査結果から、貧困・困窮者支援を実施している図書館は、支援の具体的な効果は把握していないものの、支援の重要性や需要の高さは認識していると考察している。

先行研究では、貧困の状況下にある人の図書館利用が少ない傾向があるものの貧困の状況下にある人による図書館利用の事例報告もなされていること、貧困に関するサービスを提供する公共図書館では貧困に関するサービスの重要性が認識されていることが指摘されていた。貧困の状況下にある人の図書館利用の現状について調査を行い、図書館利用を阻む要因を調査によって把握し、取り除いていくことが公立図書館サービスでも重要となるだろう。また、図書館利用を行う貧困の状況下にある人に対し、図書館利用に関するニーズを明らかにすることも、公立図書館サービスの検討にあたり必要となる。図書館利用の全くない人々に対しても、コミュニティ主導型図書館サービスの視点を参照したニーズの把握により、図書館利用を促すと同時に、図書館サービスの考案における生活困窮者の主体的な参加が期待される。図書館利用の現状とニーズの把握については、生活困窮者自立支援の視点を含んだ公立図書館サービスの検討においても同様の理由で重要である。しかし、生活困窮者の図書館利用の現状や図書館利用に関するニーズに関する調査は管見の限りみられない。生活困窮者自立支援の視点を含めたサービスの検討に当たり、生活困窮者の図書館利用の現状や、図書館利用に関するニーズとして知的ニーズを調査する必要がある。これらの課題の詳細は第5章で述べる。

#### 4.3 本研究における生活困窮者自立支援サービス

4.1 で述べた通り、公立図書館で生活困窮者自立支援の視点を含んだサービスを実施する意義として、教育格差の是正や地域の情報拠点としての役割、社会的包摂を内包する施設としての意義を述べた。また、地域と図書館を結びつける事例を参照しつつ、地域の多様な動態と生活困窮者を始めとする地域住民を結びつける拠点として図書が機能する可能性を述べた。また、生活困窮者自立支援の課題に対応する図書館サービスとして、情報提供を中心としたサービスを通じた「学び」への支援により、自立を促す支援が間接的に行えることを指摘した。また、第三の場の観点から、図書館が、生活困窮者が陥る傾向にある「社会的孤立」の解消に貢献する対人関係の発達や基礎的生活習慣の定着を促す「場」を提供する土壌を有することを述べた。その他、公立図書館における貧困に関するサービスのうち、①情報提供を中心としたサービス、②「場」を提供するサービス、③人との交流の機会を提供するサービスを用いて、生活困窮者自立支援の課題を解決する一助となることを述べた。加えて、公立図書館がコミュニティの拠点として機能し、生活困窮者と図書館とコミュニティを結びつける土壌を有していることを、コミュニティと図書館の関係性に関する事例を基に指摘した。このように、生活困窮者自立支援の視点を含む公立図書館サービスでは、公立図書館の役割として生活困窮者に対するサービスを行うのみでな

く、公立図書館が生活困窮者を始めとした地域住民と地域を結びつける拠点として機能するようなサービスを提供していくことが期待される。

更に、4.2 で述べた通り、貧困の状況下にある人が図書館を利用しない傾向にあることを示唆した先行研究に留意し、生活困窮者自立支援の視点を含んだ公立図書館サービスの検討において、生活困窮者の図書館利用を阻む要因を把握する重要性を指摘した。加えて、コミュニティ主導型図書館サービスを参照し、図書館利用をする生活困窮者のニーズのみならず、生活困窮者自立支援や図書館サービスを利用しない生活困窮者のニーズを明らかにすることを、生活困窮者自立支援の視点を含んだ公立図書館サービスに必要な視点として述べた。

これらを踏まえ、本研究における公立図書館の生活困窮者自立支援サービスの定義は、コミュニティ主導型図書館サービスの知見を踏まえ、コミュニティを地域における動態と幅広くとらえた図書館情報学者の須永和之とデイヴィット＝ランクス(David Lankes)のコミュニティの定義を参照し、「生活困窮者の図書館利用における障害を取り除き、生活困窮者と図書館とコミュニティ（利用者、図書館職員、図書館の設置母体の構成員、図書館を利用する可能性のある周囲の人々、さらには資料と情報、施設と設備の関係）との繋がりを構築するため営みを支援するサービス」と定義する。

本研究における生活困窮者自立支援サービスでは、支援の対象者として貧困の状況下にある人のみを想定したサービスは除く。また、課題解決型サービスやビジネス支援、居場所の提供といったサービスの内容が限定される定義とはしない。あくまでも時代や状況に応じて生活困窮者の図書館利用を阻む障害を取り除き、生活困窮者を始めとする地域住民と地域の動態を結びつける支援を行うことで、生活困窮者の自立を促し、地域へ参画する一助となるようなサービスを生活困窮者自立支援サービスとしたい。また、コミュニティ主導型図書館サービスを参照し、図書館の利用にニーズを持たない又は図書館利用が視野にない人と図書館を結びつけるサービスの検討も実施する。

本章では、生活困窮者自立支援に対応する公立図書館サービスについて考察を行った。生活困窮者自立支援を公立図書館で行う意義について、教育格差の是正や情報提供の拠点としての機能、社会的包摂や第三の場の観点から指摘を行った。また、公立図書館の機能が「地域住民と地域の動態を結びつける」という観点から、生活困窮者自立支援の課題を解決する一助となることを述べた。更に、公的機関を訪れない生活困窮者に対する支援を検討に対し、コミュニティ主導型図書館サービスの視点を参照した。そして、公立図書館は、生活困窮者が偏見に合わない図書館利用や、地域住民に対する生活困窮者自立支援に関する情報発信を通じて、結果的に生活困窮者が支援を受けやすい環境づくりに貢献する可能性を述べた。一方で、生活困窮者自立支援の視点を含んだ公立図書館サービスの検討にあたり、生活困窮者の図書館利用を阻む要因の把握する重要性を述べた。加えて、図書館利用のある生活困窮者の知的ニーズや、図書館の利用にニーズを持たない又は図書館利用が視野にない人の知

的ニーズを明らかにすることも課題として述べた。

そして、生活困窮者自立支援に対応する公立図書館サービスを踏まえ、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスを「生活困窮者の図書館利用における障害を取り除き、生活困窮者と図書館とコミュニティ（利用者、図書館職員、図書館の設置母体の構成員、図書館を利用する可能性のある周囲の人々、さらには資料と情報、施設と設備の関係）との繋がりを構築するため営みを支援するサービス」定義づけた。

次章では、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの在り方を検討する為、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにすることを目的とする。

- 
- 1 図書館法, 昭和二十五年四月三十日法律第百八号 (改正: 令和元年法律第二十六号)
  - 2 図書館法, 昭和二十五年四月三十日法律第百八号 (改正: 令和元年法律第二十六号)
  - 3 道中隆. 生活経済政策-(特集)都市の下層社会「保護受給層の様相-保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖」. 生活経済政策研究所, 2007, 543(127), p.14-20.
  - 4 林明子. 生活保護世帯に育つ子どもの中卒後の移行経験に関する研究. 教育社会学研究, 2014, Vol. 95, p.5-24.
  - 5 酒井朗. 教育における排除と包摂. 教育社会学研究. Vol.96, 2015, p.5-23.
  - 6 金井利之. 学力向上論の欺瞞と居場所としての学校 第4節. 結局、“貧困”“学力”とは何か. 教育文化総合研究所, 2017, p.28-40.
  - 7 辻浩. 現代教育福祉論: 子ども・若者の自立支援と地域づくり. ミネルヴァ書房, 2017, 209p.
  - 8 Lin Hui, Pang Natalie, Brendan Luyt. Is the library a third place for young people? . *Journal of Librarianship and Information Science*. 2015,47(2), p145-155.
  - 9 久野和子. 「第三の場」としての学校図書館. 図書館界. 2011, 63(4), p.296-313.
  - 10 久野和子. 子どもたちの「第三の場」としての学校図書館・公共図書館—現代日本における子どもたちのニーズと権利—. 図書館雑誌, 2017, p.656-659.
  - 11 中央教育審議会. 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申). 文部科学省, 2018.(2019/12/16 参照)
  - 12 図書館法, 昭和二十五年四月三十日法律第百八号 (改正: 令和元年法律第二十六号)
  - 13 Commission of the European Communities. Towards a Europe of solidarity: Intensifying the fight against social exclusion, fostering integration. <http://aei.pitt.edu/4819/1/4819.pdf>, 1992. (2019/01/06 参照)
  - 14 Council of the European Union. Joint report by the Commission and the Council on social inclusion, Council (Employment, Social Policy, Health and Consumer Affairs), 2004, [https://ec.europa.eu/employment\\_social/soc-prot/soc-incl/final\\_joint\\_inclusion\\_report\\_2003\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/employment_social/soc-prot/soc-incl/final_joint_inclusion_report_2003_en.pdf). (2020/01/29 参照)
- ※参考: 近藤倫子. 社会的包摂 (ソーシャル・インクルージョン) 政策の展開—我が国と諸外国の実践から—. *ダイバーシティ (多様性) 社会の構築: 総合調査報告書*. 国立国会図書館, 2017, p.3-15.

- 
- 15 須賀千絵. 英国の公共図書館政策への社会的包摂理念の導入：「すべての人々に開かれた図書館」の分析を中心に. *Library and Information Science*, 2006, No.55, p.225-46.
- 16 望月道浩; 平井歩美. ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望 児童サービス論. 学文社, 2015, p.101-102.
- 17 嶺井尚子. 公立図書館における児童サービス：子どもの貧困対策に着目して. *図書館情報メディア研究*, 2019, 16(2), p.38-40.
- 18 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室. 生活困窮者自立支援制度と関係制度等の連携について. 厚生労働省, 2017, p.1-7.
- 19 永田治樹. 公共図書館とコミュニティ：知識・情報伝達と人びとをつなぐ. *情報の科学と技術*. 2014, 64(10), p.392-393.
- 20 David Lankes, R. *Except more: Demanding better libraries for today's complex*, 2<sup>nd</sup> ed, 2016, <https://davidlankes.org/new-librarianship/expect-more-demanding-better-libraries-for-todays-complex-world/>. (2019/12/22 参照)
- 21 須永和之. コミュニティをつくる図書館. *現代の図書館*, 2017, 55(3), p.107-108.
- 22 須永和之. コミュニティをつくる図書館. *現代の図書館*, 2017, 55(3), p.113-115.
- 23 坂部豪. 座談会 青少年の居場所としての図書館. *Lisn : Library & information science news*. 2009, 142, p.1-21.
- 24 糸数未希. 地域の居場所としてのこども図書館. *こどもの図書館*. 2016, 63(12), p.6-8.
- 25 根本彰. 「場所として図書館」に関する議論. *カレントアウェアネス*, 2005, No.286, p21-25.
- 26 Putnam Robert, D. "Branch libraries: the heartbeat of the community" *Better Together: Restoring the American Community*. Simon&Schuster, 2009, p.34-54.
- 27 全国公共図書館協議会. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書, 2016, p.41-61.
- 28 日本財団. 子どもの貧困対策プロジェクト報告資料. 内閣府, 2016, [http://www8.cao.go.jp/kodomoNo.hinkon/iinkai/k\\_1/pdf/ref7.pdf](http://www8.cao.go.jp/kodomoNo.hinkon/iinkai/k_1/pdf/ref7.pdf). (2019/12/20 参照)
- 29 Lin Hui, Pang Natalie, Brendan Luyt. Is the library a third place for young people? . *Journal of Librarianship and Information Science*. 2015,47(2), p145-155.
- 31 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室. 生活困窮者自立支援制度等の推進について①改正生活困窮者自立支援法について. 厚生労働省, 2018, p.4-11.
- 32 Epl.ca. *Community-Led TOOLKIT*, 2008, p.41-46.
- 33 Lukasik Laura, *Leveraging Partnerships in a Community Community-Led Library Model*. *Feliciter*, 2013, 59(3), p.10-11.
- 34 Hans Elbeshausen. *Public libraries in postindustrial societies: challenges and opportunities*. *Library News : Scientific Theoretical Applied Journal*, 2015, 230(6), p.11-12.
- 35 呑海沙織. 講演 超高齢社会と図書館. *図書館界*, 2017, 69(1), p.9-10.
- 36 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室. 生活困窮者自立支援制度等の推進について①改正生活困窮者自立支援法について. 厚生労働省, 2018, p.4-11.

- 
- 37 教育文化総合研究所. 学力向上論の欺瞞と居場所としての学校 第2節 福祉現場の貧困生活困窮者支援の現場から, 2017, p.15-p.21.
- 38 全国公共図書館協議会. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書, 2016, p.41-61.
- 39 Subnum Hariff; Jennifer Rowley. Branding of UK public libraries. *Library Management*, 2011, 32(4), p.346- 360.
- 40 糸賀雅児. 公共図書館利用と文化活動の関連性—住民調査にもとづく文化行政への示唆—. *Library and information Science*, 1985, No.23, p.41- 61.
- 41 野口康人, 岡部晋典. 社会階層と図書館利用, 社会情報学会発表, 社会情報学会, 2015.
- 42 Jeffrey Meyer. Poverty and Public Library Usage in Iowa. *Public Library Quarterly*, 2018, 37(1), p.53- 56.
- 43 山口真也. 貧困と図書館 山谷・釜ヶ崎の福祉施設内の読書サービスから見えてくること. *現代の図書館*, 2012, 50(3), p.163-174.
- 44 山口真也. 貧困と図書館 山谷・釜ヶ崎の福祉施設内の読書サービスから見えてくる. *現代の図書館*, 2012, 50(3), p.163-174.
- 45 湯浅誠. 格差社会と図書館への期待. *図書館雑誌*, 2017, 111(2) , p.72-74.
- 46 川島章平. 図書館とホームレスのひとびとのかかわりを考える(特集 地域で生きる 地域に活かす). *みんなの図書館*, 2016, No. 474, p.41-49.
- 47 西河内靖泰. カウンターからみた「図書館とホームレス」問題 (特集 カウンターでの気持ちよい対応のために--カウンター周辺のテクニックあれこれ). *みんなの図書館*, 1999, No. 268, p.31-43.

## 5. 生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズに関する調査

前章では、生活困窮者自立支援と公立図書館サービスの関係性について考察を行い、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスを定義づけた。本章では、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの在り方を検討する為、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにすることを目的とした調査を行う。第1節では生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズに関するインタビュー調査の概要を述べる。第2節では、インタビュー調査に当たり、図書館利用の現状と知的ニーズに関する先行研究を参照し、調査項目の検討を行う。第3節では、調査の結果と考察を述べる。

### 5.1 調査の概要

#### 5.1.1 調査目的と調査方法

本研究の目的は、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにし、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの在り方を検討することである。そのため、第2章では生活困窮者自立支援の現状と課題を明らかにし、第3章では公立図書館サービスと公立図書館の貧困に関するサービスについて概観した。更に、第4章では生活困窮者自立支援の課題に対応する公立図書館サービスについて考察を行った。

2.2で述べた通り、生活困窮者は経済的な困難やメンタルヘルス、社会的な孤立を始めとする複数の課題を有し、社会的に排除される傾向にある。生活困窮者自立支援では、生活困窮者の背景として、困窮の要因に複数の課題が潜む可能性を留意し、「自立」のための支援が実施されている。その際、各人の事情を把握した上で、生活困窮者自身が望む結果にたどり着けるような支援を行うことが推奨されていた。一方で、2.3で述べた通り、生活困窮者自立支援では、大人の保護や「学び」「生活習慣の育成」の促進、生活困窮者が長期的に地域で孤立しない状態を作る支援、就労機会・地域参加の場といった社会資源の開拓、相談窓口に来ることができない生活困窮者を支援に繋げることが課題の一つとして挙げられていた。

また、3.1.1で述べた通り、公立図書館サービスはではかつて、利用対象に応じたサービスを展開していた。しかし、その後は利用対象のみではなく、図書館利用における困難を取り除き、全ての人々が利用しやすいよう努めるサービスへと転換していった。公立図書館は、現在でも設置されている地域の課題を理解し、利用者が遭遇する可能性のある障害を取り除くことで、全ての利用者が図書館を利用しやすい環境づくりに取り組んでいる<sup>1</sup>。先行研究では、貧困の状況下にある人が、公立図書館の利用から排除されている環境下にある可能性も示唆されていた。この視点を含み、公立図書館では、全ての人々が公立図書館サービスを利用できるよう、貧困の状況下にある人を取り巻く環境を把握し、利用における障害を取り除く必要がある。3.2では、公立図書館は貧困に関するサービスとして、自立学習を促進するサービスについて述べた。貧困に関するサービスとしては、情報提供を中心としたサー



ビスや「場」を提供するサービス、講座や来館を通じた人との交流の機会を提供するサービスを提供している。こうしたサービスの背景として、インターネットの普及による情報化社会の到来や、情報化社会の到来に伴う情報提供機能の強調、地域の事情に即した運営の必要性が指摘されている。また、3.3で述べた通り、貧困に関するサービスは、地域住民の事情に即し、各々の事情を抱えた地域住民の利用を促すサービスでもあった。それは結果的に、貧困の状況下にある人に留まらず、図書館の利用者がより自らのニーズに即した利用が可能となるようなサービスを提供している。このような取り組みは、生活困窮者が偏見を受けない図書館サービスの利用に繋がり、公立図書館の資源を活用した地域の課題解決への一助ともなるだろう。

また、4.1で述べた通り、公立図書館は、教育格差の是正や情報提供の拠点としての機能、社会的包摂や第三の場の観点から、生活困窮者自立支援の視点を含んだ公立図書館サービスを行う理念を内包している。また、3.2.2と3.2.3で述べた通り、公立図書館は、生活困窮者をはじめとする地域住民の居場所の一つでもある。更に、公立図書館によるアウトリーチやイベントの開催といった諸活動により、社会的に排除されてきた人と図書館が結びつき、新たにコミュニティが形成された事例もあり、公立図書館には生活困窮者をはじめとする地域住民と地域の動態を結びつける機能が期待される<sup>2</sup>。ここでは、公立図書館に対し、社会的孤立の回避や地域参画の場としての側面が見られ、社会的資源としても生活困窮者自立支援に貢献し得ると考えられる。その際、生活困窮者自立支援の課題の一つであった、生活困窮者が長期的に地域で孤立しない状態を作る支援、就労機会・地域参加の場といった社会資源の開拓を解決する一助となるだろう。このような観点から、今後、生活困窮者自立支援を展開する地域でも、公立図書館で生活困窮者自立支援サービスを実施することが求められると考えられる。しかし、公立図書館で生活困窮者自立支援サービスをどのような姿勢でサービスに取り組むべきかを検討するにあたり、生活困窮者の図書館利用に関する現状は明らかになっていない。4.2で述べた通り、先行研究によると、貧困の状況下にある人は図書館利用が少ない傾向があるものの、日本の生活困窮者の図書館利用の現状は明らかになっていない。また、貧困の状況下にある人による図書館利用の事例報告もなされているものの、生活困窮者の図書館利用に関するニーズを明らかにした先行研究は管見の限り存在しない。図書館を全く利用しない潜在的利用者についても、コミュニティ主導型図書館サービスの観点から、ニーズをくみ取ることが重要視されており、生活困窮者の図書館利用の現状や、図書館利用に関するニーズを調査することが求められる。そこで、本調査では、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにすることを目的とする。

調査方法として、対面による半構造化のインタビュー調査を実施する。本調査では、生活困窮者が抱える課題や困難を踏まえ、調査対象者の様態や心理的な状況に合わせた調査を行う。公立図書館の利用についても、図書館に抱くイメージやこれまでの利用経験に関する調査対象者への考慮も重要である。更に、生活困窮者が日常生活で体感していることや、これまでの経験の振り返りもくみ取り、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズに関す

る調査を行う。このように、状況に合わせた流動的な調査を実施し、各人の応答に沿った質問を展開するため、対面による半構造化インタビューを選択した。

インタビュー調査の質問項目の図書館利用の現状については、図書館利用の経験や、図書館に関する印象、図書館サービスへの要望を調査する。質問項目の詳細については付録に添付する。また、図書館利用に関するニーズとして、生活困窮者の知的ニーズについて調査を行う。生活困窮者の知的ニーズについては、日常生活での悩みや解決方法、情報を獲得する際の行動を調査する。なお、知的ニーズの定義づけや詳細については次節で述べる。調査では、抽象的である知的ニーズをくみ取ることに重きを置き、日常生活において生活困窮者が知的ニーズを抱いてから解決と見なすまでに至る過程も調査する。これらの調査結果を通じ、今後の生活困窮者自立支援サービスの在り方に関する論考への反映を試みる。

インタビュー調査の対象地域は、貧困の状況下にある人の割合が全国的に高く、生活困窮者自立支援事業に関する経験を有する地域とする。この条件を課した理由は2つある。1つ目は、生活困窮者自立支援に関する取り組みが地方公共団体に一任されているためである。貧困対策の一つである生活困窮者自立支援の実施状況は、地方公共団体や住民の経済状況により差がみられる。地方公共団体ごとに経済状況や住民の特性は異なり、貧困対策は、貧困が課題となっている地方公共団体で行われているためである。本調査では、貧困の状況下にある住民の割合が高い地方公共団体を、貧困が課題となっている地方公共団体と見なし、調査対象地域とする。2つ目は、生活困窮者自立支援事業に関するノウハウの蓄積も、地方公共団体によって差が見られるためである。生活困窮者自立支援事業は、自立相談事業が必須であるものの、他の事業の展開については地方公共団体の状況により任意とされている。そのため、どのような生活困窮者自立支援が実施されているかは、生活困窮者自立支援事業の充実性や展開の度合いは地方公共団体ごとに大きく異なる。生活困窮者自立支援を受けている人や生活困窮者自立支援に携わる人に調査を行う為、生活困窮者自立支援が機能しており、ある程度の支援事例やノウハウが蓄積されていることが前提となるためである。これらの理由から、貧困の状況下にある人の割合が高く、生活困窮者自立支援事業に関する蓄積がある地域を、インタビュー調査の対象地域とする。

インタビュー調査の対象は、生活困窮者とその支援に携わる人とする。生活困窮者のみならず、生活困窮者の支援に携わる人を調査対象とした理由は2つある。1つ目は、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの利用対象として生活困窮者の支援に携わる人の存在も想定しているためである。本研究では、生活困窮者自立支援サービスを、「生活困窮者の図書館利用における障害を取り除き、生活困窮者と図書館とコミュニティ（利用者、図書館職員、図書館の設置母体の構成員、図書館を利用する可能性のある周囲の人々、さらには資料と情報、施設と設備の関係）との繋がりを構築するため営みを支援するサービス」と定義づけた。そのため、コミュニティには生活困窮者自立支援に携わる人も含まれる。また、生活困窮者との繋がりを構築する営みの支援にあたり、生活困窮者の現状や、支援における姿勢について、生活困窮者自立支援に携わる人の知見を取り込むことも求められる。2つ目

は、生活困窮者自身が把握していない知的ニーズや情報を獲得する際の行動を捉えるためである。生活困窮者のみを対象としたインタビュー調査では、生活困窮者自身が把握していない知的ニーズや生活困窮者に関する情報行動を、調査者が捉えることは困難である。そのため、生活困窮者と接する機会があり、生活困窮者に関する知見を有する、生活困窮者への支援に携わる人に対し、生活困窮者の知的ニーズや情報行動について調査を行う。調査対象地域と調査対象については、次項で述べる。

### 5.1.2 調査対象地域と調査対象者

調査対象地域は、貧困の状況下にある人の割合が高く、生活困窮者自立支援事業が実施されている地域とする。この条件を満たす地域として、沖縄県を調査対象地域とする。また、沖縄県のうち、那覇市・浦添市・沖縄市で生活困窮者自立支援を受ける生活困窮者と生活困窮者自立支援に携わる人を調査対象とする。

まず、調査対象地域を沖縄県とした理由を述べる。沖縄県は、人口約 147 万人を有し、日本の南部に位置する県である。面積は約 2281km<sup>2</sup>であり、全国で 4 番目に面積の小さい都道府県である<sup>3</sup>。人口密度は約 644 (人/km<sup>2</sup>) であり、全国で 9 番目に人口密度が高い。そして、47 都道府県のうち、最も相対的貧困率が高い県である。2012 年の全国消費現状調査を基にし、都道府県別貧困率を算出した調査によると、沖縄の相対的貧困率は 34.8%であった<sup>4</sup>。また、内閣府は沖縄県が実施した貧困率に関する調査結果を踏まえ、2015 年の沖縄県の子どもの貧困率が 29.9%、子どもがいる世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率が 58.9%であることを公表した<sup>5</sup>。内閣府は、子どもの貧困が全国平均の 2.2 倍であり、全国と比較して非常に深刻であると指摘し、2015 年から沖縄の地方公共団体や地域の団体らと連携し、子どもの貧困対策に向けた取り組みを実施している。取り組みとしては、子どもの貧困対策支援員の配置や、子どもの居場所提供として食事提供・無料学習塾・生活指導が実施されている<sup>6</sup>。沖縄県は、第二次世界大戦後、国民の約三分の一が死亡し、アメリカ政府の統治下におかれた。1975 年には日本への復帰を果たしたものの、経済格差の開きがあり、当時の日本における平均的な学力に後れを取った。2019 年時点では、相対的貧困率は全国一位であり、高等教育機関への進学率も 40.19%<sup>7</sup>と全国最下位であり、離婚率は 2.24%と全国一位である<sup>8</sup>。加えて、基地問題や売春、未成年の非行といった多様な問題を抱えており、文化の独自性と貧困の要因となるリスクが複雑に絡む地域である<sup>9</sup>。沖縄県も関連機関や NPO 法人と連携し、就労支援や子どもの貧困対策事業<sup>10</sup>、生活保護制度の周知を行っており、貧困の状況下にある人が制度を利用しやすい環境づくりを行っている。また 2010 年度から 2012 年度にかけて、「内閣府パーソナル・サポート・モデルプロジェクト」の一つとして、生活困窮者自立支援制度のモデル的事業として位置づけられる「沖縄県パーソナル・サポート・サービスモデル事業」が実施されていた<sup>11</sup>。同事業では、一人一人の状況に応じた「個別的支援」、相談者の心に寄り添った支援・行動を行う「寄り添い型支援」、生活困窮者の複合的な課題に分野横断による支援を実施する「包括的支援」の三つが特色として挙げられて

いる。沖縄県パーソナル・サポート・サービスモデル事業は 2012 年度で終了したものの、厚生労働省による生活困窮者自立促進支援モデル事業の一つである「沖縄県生活困窮者自立促進支援モデル事業」に部分的に引き継がれた。その他、2013 年度からは沖縄県事業として「沖縄県パーソナル・サポート事業」が、2014 年度にはうるま市で生活困窮者自立促進支援モデル事業が開始された。2015 年度には、厚生労働省による事業として、生活困窮者自立支援事業が開始され、名護市・うるま市・沖縄市・宜野湾市・浦添市・那覇市・豊見城市・糸満市・南城市・宮古島市・石垣市の 11 市と沖縄県を合わせた 12 の主体による事業が実施されている。また、沖縄県パーソナル・サポート事業も、2013 年度から引き続き実施されている。沖縄県には、生活困窮者自立支援制度のモデル的事業の実施されており、2015 年度から生活困窮者自立促進支援事業も 12 の主体により実施されている。沖縄県は、貧困の状況下にある人の割合が全国的に高い地域であり、貧困の要因やリスクを抱えている人の割合も高い。加えて、全国的にみて初期の段階から生活困窮者自立促進支援事業が実施されており、支援の事例やノウハウが蓄積されている。これを踏まえ、沖縄県は調査対象地域とする条件を満たしていると考えた。

次に、沖縄県の生活困窮者自立支援事業のうち、那覇市・浦添市・沖縄市の生活困窮者自立支援事業を調査対象とした理由を述べる。那覇市は、沖縄県における生活困窮者支援事業（委託事業）は、支援の件数が沖縄県で生活困窮者自立支援事業を実施する 12 の主体のうち、1068 件と最も多い<sup>12</sup>。また、中核都市による事業として、都道府県を經由せず、厚生労働省と直接的に連携した取り組みも実践されている。那覇市は県庁所在地であり、市町村の中でも雇用先や住民数が最も多く、支援対象となる住民が多いことも特徴である。その為、那覇市は調査対象となる可能性がある生活困窮者の総数が多く、生活困窮者自立支援に携わる人も対応事例の蓄積が多いと考えられる。浦添市は、沖縄県における生活困窮者支援事業の実施主体別の増収者数が最も高い。また、那覇市に隣接した都市であり、人口も沖縄県の市町村のうち 4 番目に高く、支援事例の増加が見込まれる地域である。その為、浦添市は、調査対象となる生活困窮者の総数もおり、生活困窮者自立支援に携わる人のノウハウや知見を有することが見込まれる。沖縄市は、沖縄県における生活困窮者自立支援事業の相談件数が那覇市に次いで多い。また、人口当たりの支援件数は 10.6 件であり、沖縄県の市町村のうち最も高い。沖縄市は、人口は沖縄の市町村のうち 2 番目に高く、生活困窮者の割合の高さや支援に関する事例の蓄積が伺える。このように、生活困窮者自立支援の支援に関する事例やノウハウが見込まれ、調査の条件を満たした生活困窮者と生活困窮者自立支援に携わる人への調査が可能であると考え、那覇市・浦添市・沖縄市を調査対象地域とした。

また、調査対象者のうち、生活困窮者と生活困窮者自立支援に携わる人の条件について述べる。生活困窮者のうち、生活困窮者自立支援法の定義に基づき、生活保護を受けるに至らないが経済的に困窮している人を調査対象とした。生活困窮者自立支援のうち、就労支援を受けた経験のある人を調査対象とする。那覇市・浦添市・沖縄市において、生活困窮者自立支援の必須事業の他、三つの地方公共団体で実施されていたのは就労支援であった。生活

困窮者の自立には、経済的自立と日常生活の自立、社会的自立が含まれており、その全ての自立を果たすためには就労の有無が重要となる。そのため、調査対象は、就労支援を受けた経験のある又は就労に意欲のある生活困窮者とする。また、生活困窮者自立支援に携わる人については、過去に就労支援に関する事業に携わった経験のある人とする。



図 2：沖縄県の市町村（沖縄県社会福祉協議会ウェブサイトより引用）<sup>13</sup>

## 5.2 調査項目

本節では調査項目の検討を行う。また、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズに関する調査項目に関する検討を行い、調査項目一覧は付録として巻末に記載する。

### 5.2.1 図書館利用の現状について

本項では、生活困窮者の図書館利用の現状を明らかにするための調査項目を設定する。第 3 章と第 4 章から、生活困窮者は図書館へ訪れた経験が乏しく、図書館を行先の選択肢として含まない傾向にある可能性を指摘した。そのため、初めに図書館の印象と図書館利用の現状に関する調査を扱った先行研究を概観する。次に、生活困窮者の図書館利用に関して図書館の印象が与える影響を踏まえ、生活困窮者の図書館利用の現状に関する調査項目を検討する。

初めに、図書館の印象と図書館利用の現状に関する調査について述べる。公立図書館で

は、地域の事情に即した運営という観点から、兼ねてから利用者を対象とした図書館利用に関する調査が実施されてきた。このような調査では、図書館利用の頻度や利用目的に加え、図書館利用に影響する要因として、利用者が図書館にどのような印象を抱くかが調査されている。

森耕一らの調査では、6つの市立図書館の利用者を対象とした、図書館利用に関するアンケート調査を実施している。図書館利用に関する調査の一環として、図書館の印象に関する調査項目が設けられている。その結果、図書館の利用者は、明るい・近代的といった肯定的なイメージを抱く傾向にあるという結果となった<sup>14</sup>。船崎尚は、武雄市立図書館の利用者に対し、図書館のイメージについてのアンケート調査を行っている。同調査では、図書館のイメージに関する選択肢にそれぞれ5段階の評価を選択する形式となっている。その結果、気楽に入れる・静か・親しみやすさの3つの選択肢の得点が、他の選択肢の評価の平均点を上回っていた<sup>15</sup>。古い調査ではあるが、公立図書館の利用者は図書館に対し、肯定的なイメージを持つ傾向にあることを明らかにしている。これらの調査では、公立図書館の利用者のみが調査対象となっている。国立国会図書館による「図書館利用者の情報行動の傾向及び図書館に関する意識調査」では<sup>16</sup>、公立図書館の利用者に対し、図書館利用に関する現状について調査を行っている。そのうち、図書館を利用しない理由についての調査結果として、「図書館に行く必要性を感じない、興味がない」を選択した人が最も多かった（35.7%）。

これまでの先行研究や調査では、図書館の利用者を対象とした図書館利用に関する調査が実施されている。一方で、図書館の利用者のみを対象としない、図書館利用の現状に関する調査を実施した先行研究・調査は限られている。長谷川幸代は、図書館の図書館利用に関する現状についてアンケート調査を実施している。同調査では、図書館の印象として当てはまる形容詞を幾つか提示し、被調査者が複数回答可で形容詞を選択する形式の調査を実施した。また、調査結果から、選択された形容詞と図書館利用に関する考察を実施している<sup>17</sup>。庄司奈々恵は、図書館の印象を調査するに当たり、形容詞を選択肢として提示して調査を実施しており、頻出単語を用いた分析を実施している<sup>18</sup>。双方の先行研究によると、潜在的利用者は図書館に対し、「知的」「硬い」といった権威的イメージを抱く傾向にあった。この他、先行研究では、生活困窮者の図書館利用に障害がある可能性が示唆されている。本研究では、図書館の利用者と潜在的利用者の双方を想定した調査項目を設ける。また、先行研究を参照し、調査対象者が図書館に抱く印象を表現する足がかりとして、形容詞で公立図書館を表す項目を設ける。その他、先行研究から、図書館利用者が図書館に対して肯定的な印象を抱く傾向にあることも想定する。その際、図書館へ肯定的な印象を抱く要因について質問項目を設ける。潜在的利用者については、図書館を利用しない理由について調査を行う。

次に、生活困窮者が抱く図書館の印象が、生活困窮者の情報行動へ与える影響について考察を行う。図書館のイメージとしてアメリカ合衆国のアイオワ州をフィールドとしたア

ンケート調査では、低所得者の図書館利用の頻度が中間所得層・高所得者層と比較して低い傾向にあった<sup>19</sup>。調査結果から、低所得者であることが図書館利用の頻度の低さを示す直接的な要因であると断定することはできない。しかし、図書館の利用頻度の低さ、図書館に対するイメージや関心度合いが図書館利用に与える影響も考慮する必要があると考えられる。情報環境については、低所得者層と一口に語ることはできず、所得や年齢、人種といった社会的・文化的要因が、情報行動に影響を与える可能性が示唆されている。情報環境は所属するコミュニティに左右され、社会生活を営む人々の周囲から生まれる領域との相互作用により成立している<sup>20</sup>。また、アゴスト＝デニス(Agosto Denis)とヒューズ＝ハッセル(Hughes Hassell)によると、アメリカ合衆国の都市在住の若者に対するインタビュー調査と活動に関する写真や音声といったデータの解析から、図書館や図書館職員を情報源として嫌う傾向にあると考察している<sup>21</sup>。その他、情報行動については、情緒的側面が情報の生産から利用に至る全過程へと影響が指摘されている<sup>22</sup>。生活困窮者の情報行動についても、自らの情緒的な側面や周辺環境の影響を受けている可能性がある。情報行動への影響を踏まえ、図書館に抱く印象を明らかにし、図書館利用に関する現状に迫る必要がある。本調査では、調査対象者の情報行動について、これまでの周辺環境に留意した上で図書館利用に関する質問が可能となるような質問項目を設ける。加えて、図書館に抱く印象について、これまで利用した図書館やサービスに関する自由回答を行う項目も設ける。調査対象者の情報行動に影響を与えると考えられる要因を踏まえた上で、図書館利用の現状を明らかにする。

### 5.2.2 知的ニーズについて

本調査では、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにすることを目的としている。本節では、知的ニーズに関する調査項目の作成にあたり、知的ニーズの定義と知的ニーズを捉える調査項目について検討を行う。

まず、知的ニーズに関する調査項目について述べる。図書館利用に関するニーズについて、情報ニーズの定義を述べる。情報ニーズは、図書館情報学用語辞典によると、「何らかの問題を抱えた人間が、自分の知識や経験によっては問題を処理できないと判断し、問題の処理、解決に役立つ情報を外部に求めようとする認識状態」と定義されている<sup>23</sup>。一方で、尋ね方がわからない、不満感はあるがそれを表す言葉がわからない、問題であると認識していても解決する必要性を感じていないといったケースがある。ニーズは必ずしも他者にわかる形で表出されているとは限らず、外部に求めようとする段階の明確な状態のニーズに対する調査のみでは、利用者が抱くニーズを全て表現できるとは限らない。外部に情報を求める段階では、何が問題となっているか、ある程度焦点形成され、他者に向けて伝える意志を伴った、具現化されたニーズが問いとして現れる。

テイラー＝ロバート(Taylor Robert)は、図書館のレファレンスサービスにおいて、個人の情報ニーズが定式化されるプロセスを分析した。また、その分析結果から、ニーズにつ

いて下記のように、4種類に分類を行った<sup>24</sup>。

**Visceral need**： 必要な知識の不足について漫然とした不満足感が確かに存在するが、どのような知識が欠けているか、意識されていないニーズ

**Conscious need**： 意識はされているが、人にどのようなものか明確に述べることはできないが、不足している知識に関する領域は把握している、曖昧な状態のニーズ

**Formalized need**： 欠けた知識の定義が明瞭であり、答えの欲しい疑問として表現されたニーズ

**Compromised need**： 図書館職員の理解度や状況、オンライン検索における検索式といった、具体化な質問をする対象を想定したり、情報メディアやサービスを利用するときの手がかり（アクセス・ポイント）として表現されたニーズ

テイラー＝ロバート(Taylor Robert)の定義では、情報ニーズに関する個人の内的な意識過程が動的であることを表している。公立図書館におけるレファレンス・インタビューでは、個人の内的な意識についても留意し、「何を知りたいか」「どの程度知りたいか」「すでにどこまで調べたか」を利用者に尋ねることが推奨されている<sup>25</sup>。「何を知りたいか」を具体的に絞り込み、「どの程度知りたいか」を特定するためには、利用者が表現したニーズのみを把握するだけでは不十分である。その際、テイラー＝ロバート(Taylor Robert)の情報ニーズに関する動的な意識過程を参照することで、利用者の抱くニーズを表現する一助となる。生活困窮者自立支援サービスにおける生活困窮者のニーズの反映についても、他者に対し表現されたニーズのみを個人が抱いているニーズと捉えるのではなく、そのニーズの前段階に至るまでの動的な意識の変容を含めたニーズを把握した上で、反映させていく必要がある。

ライン＝モーリス(Line Maurice)は、情報の要求と利用に関するニーズについて、利用者が意識的に抱えるニーズのみでなく、社会的に必要であると考えられるニーズも含めている。ニーズは Need、Want、Demand、Use に区分され、以下のような状態を示す<sup>26</sup>。

**Need**： 本人が意識するとしなにかかわらず、個人が仕事、研究、教育、レクリエーションなどのために得るべきもの。潜在的な Want である。

**Want**： 個人が得たいと思っているもの。Want は図書館などに対する Demand として表現されることも表現されないこともある。潜在的な Demand である。

**Demand**： 個人が図書館などに対して請求するもの。満たされてみたら結局 Want とは別の者であると判明することもある。潜在的な Use である。

**Use**： 個人が実際に利用するもの。偶然利用してみたら役に立ったというように必ずしも Want に対応していない。

ライン＝モーリス(Line Maurice)の区分による Need は、社会的な文脈との関わりをもとに情報ニーズを示している。図書館法第三条では、「土地の事情及び一般公衆の希望に沿



い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意すること」と定められている。そのため、公立図書館は、公衆の希望のみではなく、地域の事情に即した運営にも努めている。公立図書館は誰もが利用できる公的な施設であることも合わせ、社会的な文脈を意識したニーズに基づいたサービスを提供することは重要である。

チャットマン=エルフレッダ(Chatman Elfreda)は、「小さな世界」とされる独自の領域において、情報があっても探さない、利用しない人々の存在を示唆している。ここでは、「小さな世界」の住人を、マイノリティや貧困層、狭いコミュニティで生きる人といった、独自の価値観やある程度の関心の下に生きる人々を指している。また、チャットマン=エルフレッダ(Chatman Elfreda)によると、彼らは、自らが生きている社会での役割で生活しており、それらの役割や生活の規範を乱す情報を主体的に得ることはせず、情報を得ようと思った場合、隣人や友人との会話を通じた情報の入手で済ませてしまうという<sup>27</sup>。チャットマン=エルフレッダ(Chatman Elfreda)の他、社会的階層や所属するコミュニティと情報の入手に関する研究・調査は、2000年代にも存在する。日本において、20代やそれ以下の若者が他の年代層と比較し、自身の関心のある領域の情報しか入手しようとしないう傾向にあると調査結果が示された。また、アメリカの低所得者層を対象とした情報ニーズに関する研究として、地域に関するニーズは関心が高いものの、教育や雇用、政治に関する関心が低い傾向にあるといった研究が見られる<sup>28</sup>。自身の関心のある情報や、地域に関連する情報に対するニーズはあるもの、所属するコミュニティが貧困の状況下にある人の情報ニーズに影響を与える可能性が示唆される。その他、先行研究では、所得や年齢、人種といった社会的・文化的要因が、情報行動に影響を与える可能性が示唆されている。そのため、社会的・文化的要因が情報行動に与える何らかの影響を当てていること、問題を抱えることが情報を得るための行動に結びつくとは限らない場合も想定される。これらを踏まえ、意識面に踏み込み、個人の認識や利用者の現状を踏まえ、どのようなサービスを提供できるかという視野を含めた調査が求められる。

また、貧困の状況下にある人の情報ニーズを満たす知見の一つとしては、デボラ=ターナー(Deborah Turner)による先行研究がある。ここでは、図書館プログラムへの参与観察を通じた分析により、貧困の状況下にある人の図書館利用において、口頭による情報のやり取りが可能かどうかという点が重要であると指摘されている。また、口頭による情報提供や格式張らない交流といったインフォーマルコミュニケーションは、図書館サービスの利用を通じた情報の入手のみならず、貧困の状況下にある人の図書館利用の障壁を取り除き、社会的孤立を防ぐと考えられる<sup>29</sup>。

このように、図書館利用や情報に関するニーズを生活困窮者自立支援サービスに還元するには、利用者が問題を認識し、解決するとみなすまでの動的な過程を含む必要がある。また、公立図書館が地域の事情に即した運営が求められているという視点から、社会的な文脈を考慮したニーズを含めて、図書館利用におけるニーズを検討することが重要である。その際、公立図書館におけるサービスを検討するため、利用者の希望のみではなく、図

書館の役割を果たすという観点から、利用者の特徴や社会的な要因を踏まえたサービスも検討していく必要がある。よって、先行研究を踏まえ、本研究における知的ニーズの定義を、「意識の明確さに関わらず、何らかの問題を抱えた人間が、自分の知識や経験によっては問題を処理できないと判断し、解決のために得たいと思ったもの、または、所属している社会で生活を営む上で得るべきとされているもの」とする。

次に、知的ニーズに関する質問項目について検討を行う。本研究の知的ニーズの定義は抽象性が高く、調査対象者が質問の意図を捉えにくい。そのため、知的ニーズのみならず、生活困窮者が実際に起こした情報行動について、一連の経緯を調査することで、情報行動に内包される知的ニーズを明らかにする。情報行動については、情報を得ようとするきっかけから、実際の行動への反映までの過程について、包括的に調査を行う。この前提から、生活困窮者の知的ニーズを明らかにするための調査において、①知的ニーズ②知的ニーズを満たすための情報行動の2点を項目として設定する。知的ニーズを満たすための情報行動に関する質問項目は、生活困窮者自立支援で実践されている支援の分野に基づき作成する。生活困窮者自立支援では、自立を促す支援が実施されており、自立の内訳として「経済的自立」「日常的自立」「社会的自立」が求められている。「経済的自立」を果たすために就職に関する支援や経済的な支援が、「日常的自立」のために、経済的な支援や学習に関する支援が、「社会的自立」のために対人関係に関する支援が実施されている。これらの自立を果たすための支援は、生活困窮者が抱える傾向にある課題に基づいて実践されている。そのため、生活困窮者が抱える傾向にある課題は、生活困窮者自身も問題として捉え、問題の解決を志向する行動を取った経験があると仮定する。この仮定から、生活困窮者自立支援の分野を参考とし、就職・経済的な事情・学習・対人関係について、生活困窮者の情報行動の現状を調査する。生活困窮者の情報行動の現状として、過去に経験した悩みや問題について、生活困窮者やその支援に携わる人が解決したと見做すまでの過程を調査する。情報行動の現状を調査するにあたり、過去に経験した悩みや行動に関する質問項目を設定したのは、現在抱えている悩みの解決では、問題が解決又は乗り越えていない場合が想定される為である。そのため、過去に経験した悩みや問題を解決したと見做すまでの過程を調査することで、情報行動の指針となる要素をくみ取る。

情報行動の過程については、知的ニーズの発生から、知的ニーズを満たすまでの一連の経緯を調査する。この経緯を明らかにするための枠組として、ブレンダ＝ダーヴィン(Brenda Dervin)の意味付与アプローチを採用する<sup>30</sup>。ブレンダ＝ダーヴィン(Brenda Dervin)は、「状況」「ギャップ」「成果」の枠組を用いることで、人間が現実の「状況」と実現したい「成果」の間にギャップを感じると、そのギャップに橋を架けるために情報を探索するという、情報探索行動を説明した。また、情報を探索した結果、これらの「状況」や「ギャップ」に対し、独自の意味付けが行われるという。この情報探索行動について、ブレンダ＝ダーヴィン(Brenda Dervin)は、現在置かれている状況に応じて、情報ニーズを満たすために、解消すべき欠落が人によって異なること、欠落の程度や置かれて

いる状況の文脈によって得られる成果も異なることを指摘した。ブレンダ＝ダーヴィン (Brenda Dervin)の意味付与アプローチに対し、社会的行為として他者の行為が探索者に影響する可能性を許容していない、探索者自らが意味を付与する過程を余すことなく描写できない、暇つぶしのためのネットサーフィンといったギャップを生じない情報行動の可能性の欠如が挙げられている<sup>31, 32</sup>。本研究では、生活困窮者の知的ニーズを明らかにすることを目的としている。この目的を達成するために、知的ニーズを満たすための行動やその結果が、調査対象者が知的ニーズに関する問題を解決したと見做す際に与えた影響について調査を行う。そのため、情報行動そのものを捉えることに焦点を当てていない。また、他者の行為が探索者に与える影響については、図書館利用の現状に関する調査で着目している。意味を付与する課程を余すことなく描写ができないこと、個人による目的のないインターネットサーフィンをすることへの考慮は、調査対象者の知的ニーズを捉えるという調査目的と焦点が異なる。そのため、ブレンダ＝ダーヴィン(Brenda Dervin)の意味付与アプローチにおける批判のような欠点が研究へ影響を齎さないと判断した。

よって、本調査では、生活困窮者が遭遇する困難であり、支援が実施されている「就職」「経済事情」「学習」「対人関係」に関する課題を解決するための情報行動に着目する。そして、生活困窮者の知的ニーズを捉える為、遭遇した課題の「状況」「ギャップ」「成果」をそれぞれどのように捉え、解決と見なしたかを問う質問項目を設けた。

### 5.3 結果と考察

調査対象者の概要は表の通りである。

調査は生活困窮者自立支援を実施する団体の拠点の一室や、隣接する施設のベンチや休憩スペースで実施した。

なお、調査対象者の希望により、調査対象者のプロフィールや調査場所は記載しない。

表 2: 調査対象者（生活困窮者）一覧

調査対象者	日付	時間	年代
A	9月17日	15:05～15:36	60代
B	9月18日	14:35～15:20	40代
C	9月20日	10:39～11:14	20代
D	9月20日	11:45～12:58	40代
E	9月25日	16:20～17:00	40代
F	9月27日	10:25～11:34	60代
G	10月9日	14:27～15:33	70代
H	10月9日	17:11～17:59	50代

表 3: 調査対象者（生活困窮者の支援に携わる人）一覧

仮名	日付	時間	年代
O	9月17日	13:50～14:25	60代
P	9月18日	13:25～14:25	不明
Q	9月25日	15:00～15:40	50代
R	9月27日, 10月1日	9月27日 11:41～12:00, 13:03～ 13:30 10月1日 10:00～10:30	30代
S	10月3日	15:06～16:27	40代
T	10月4日	9:59～10:18 10:50～11:25	20代
U	10月4日	11:30～12:20	40代
V	10月9日	16:05～17:05	40代
W	10月9日	18:07～19:20	40代

また、本調査では、生活困窮者のうち、生活困窮者自立支援事業に含まれる就労支援を受けた経験の有る人を調査対象としている。その為、生活困窮者自立支援事業を実施する団体の拠点へ赴き、生活困窮者自立支援に携わる人を仲介して、就労支援を受けた経験の有る人を対象に、調査協力者を募った。生活困窮者自立支援に携わる人については、生活困窮者自立支援事業を実施する団体へ赴いた交渉、電話やメールを通じて調査協力者を募った。また、調査協力を許諾した生活困窮者や生活困窮者自立支援に携わる人に対し、対面で口頭により調査に関する説明を行い、改めて調査の許諾を得られた人を対象として、調査を行っている。本調査では、就労支援を受けた経験の有る人という要件を確実に満たす人へ調査を実施している。また、生活困窮者自立支援に携わる人についても、調査対象の多くが、調査時点で生活困窮者自立支援事業を行う団体の現役の職員であり、調査において、生活困窮者自立支援事業の現状に即した回答が得られるのではないかと考えられる。一方で、仲介を依頼した際、インタビュー調査を受けられる状態にない人の紹介が困難である、謝礼がなければ依頼を受けない人もいるといった事情もあり、調査対象者は、生活困窮者自立支援を受けることに肯定的である、調査を許諾するゆとりがある人といった点で偏りが見られる。また、生活困窮者自立支援事業に携わる人についても、業務に支障がない人や業務の隙間時間を用いての調査を依頼したため、支援の経験や見分に関するバランスを考慮した調査とはなっていない。

調査項目については、アイスブレイクを通じたやり取りを参考に、フレーズを変更したり、調査項目の順番を変更することで、質問を行っている。

調査項目の例として、知的ニーズに関する「知る必要は無いが、日常生活を送る上で知っておく必要があると考えていることは何か」という質問を、「生活していくうえで、知らなくても生きていける知恵や知識・情報は沢山あると思います。その中で、生活を送る上で、これは知っておいたほうが良い・役立つと考えるものって何があると思いますか?」というフレーズを用いて行った。

### 5.3.1 生活困窮者の図書館の利用経験

調査対象者である生活困窮者について、図書館利用の頻度には、個人差が見られた。調査対象者の生活困窮者のうち、最も多く訪れていた人は「1ヶ月に2,3回」であり、その他は「月に1回」、「半年に1回」、「2年に1回」、「数十年は来館していない」と差異があった。図書館利用の目的についても、個人差が見られた。最も多く寄せられたのは、調べ物の資料や好きな本を閲覧・貸出の為に訪れた経験であった。その他、全く行ったことがない、絵本の貸出、視聴覚の閲覧という回答があった。中には、図書館利用に関する質問に対し、「行ってみたいなどは思うんですよ、市の図書館。本当はどう入って、どうやって手続きしたらいいか、わからない、誰か一緒に行ってほしい。どうしたらいいんですか？すぐ入っていいんですか？」(A氏)と回答しており、手続きや入館方法を知らず、来館していないといったコメントもあった。生活困窮者を対象とした調査結果からは、生活困窮者の図書館の利用経験に関する特徴は見られなかった。

一方で、調査対象者である生活困窮者自立支援に携わる人を対象とした調査では、「図書館を利用する生活困窮者はいる」という回答が複数寄せられた(R)(S)(V)(W)。図書館を利用する頻度については回答が得られなかった。生活困窮者が図書館利用する目的として、「図書館に無職の人もいるイメージはあるよ。相談者にも無職で引きこもりだけど、家に居場所が無いから図書館は居場所だと思うっていう人いるしね。クーラーがついていて無料で入れるし。」(W氏)、「字が読めない割には相談者の方は図書館に行く人が多いですね、この近くの県立図書館とか。バラバラ眺めているだけで楽しいみたいです。アクティブな人は少なくて、引きこもりが多いですね、テレビもないからメディアに触れるのが、本かスマホ。おとなしい人が多いです。スマホのゲームにも言えることなんですけど、現実逃避もあると思います。」(S氏)といったコメントがみられた。その他、「何となく図書館に寄る」(S)、「新聞や雑誌を見ている」(R)(S)、「本を読んで没頭して現実逃避をする」(R)(S)、「居場所として訪れる」(R)(S)(W)という生活困窮者を見かけた、又は生活困窮者から聞いたことがあるというコメントもあった。一方で、生活困窮者の図書館に関する日常的な言動から、「綺麗で静かな施設へ来館する敷居の高さや、来館までのプロセスの手間を理由として訪れないのではないかと回答した人がおり」(P)(R)(T)(U)(V)、図書館で良い経験しなければ訪れないのではないかと回答もあった。更に、生活困窮者の図書館利用に関する質問に対し、「困窮の方とか、清潔を保持できない方もいるので、気後れしているんです。ここ(2018年に、生活困窮者自立支援を行う団体の事務所が拠点とする建物が新設された)ができていた時も、敷居が高いとっていました。キレイだから、臭いがしてもしなくても、同じ服を着ていて目立つ人は敷居が高いと思込んでいる人もいて」(S氏)、「行きづらくというか、本を読むっていう関心が無いし、勉強っていうイメージが苦手意識を持たせると思うんですよ。本を借りる人が行くっていう印象がないけど、ちょっと休憩で過ごせる、誰でも着ていいっていう情報があればいいなって。」(T氏)というコメントもみられた。図書館が書籍を有する施設であることから、「生活困窮者の中には真面目さや規則に拒絶反応を示す人がい

ることから、書籍に対して真面目さや厳しいルールを感じる人は行かないのではないか」(R)(V)という回答もあった。

第3章では、貧困の状況下にある人の図書館利用の頻度が少ない又は図書館利用に障害の存在が示唆されている、という先行研究が示された。本調査の結果からは、生活困窮者の図書館利用の頻度について断言できる特徴はなかった。一方で、本調査では、生活困窮者と生活困窮者の支援に携わる人の双方から、図書館を利用する生活困窮者も存在するという回答が寄せられた。また、利用目的については、生活困窮者からは、書籍の閲覧や貸出サービスを中心とした利用が回答として述べられた。生活困窮者の支援に携わる人からは「居場所として図書館を利用している生活困窮者もいる一方で、全く行かない人もいる」という回答があった。無料で誰でも利用が可能な施設という施設的特点に対し、居場所としての価値を感じることで、利用する生活困窮者の存在が示唆された。一方で、図書館を利用しない人の中には、一度も利用したことがなく、行く必要性がないと捉えている人や、真面目さや権威的な印象を始めとして、図書館利用に障害を感じている可能性が示された。生活困窮者自立支援に携わる人は、図書館利用が生活困窮者にとって必要である、又は利用することで恩恵を受けた経験がなければ、「図書館に行く」ということ自体が選択肢に入らないのではないかとコメントした。図書館利用によって得られる情報や機会、経験を具体例と共に発信していく必要がある。

### 5.3.2 生活困窮者の図書館への印象

調査対象者である生活困窮者が抱く図書館への印象の回答として最も多かったのは、「静か」(A)(B)(D)(F)(G)(H)、「本が好きな人がいそう」(A)(B)(F)(H)、「勉強が好きな人が行く」(A)(D)(H)であった。その他は、普通の人や行動的な人がいそうというコメントがあった。一方で、調査対象者である生活困窮者自立支援に携わる人が、生活困窮者が図書館に抱く印象については、「静か」(O)(P)(Q)(R)(S)(T)(U)(V)(W)、「子どもがいる」(P)(Q)(S)(U)、「綺麗」(P)(Q)(S)(T)(U)(V)、「非日常なところ」(P)(Q)(R)(S)(T)(U)(V)という回答が挙げられた。

調査対象者である生活困窮者と生活困窮者の支援に携わる人の共通の回答としては、図書館は静かなところであるという印象であった。調査対象者である生活困窮者の回答の特徴として、書籍や勉強と図書館を結びつけている傾向にあった。その他の、調査対象者である生活困窮者の回答の特徴は、図書館に来館する人の印象として、何らかの理由がある又は勉強が好きで図書館を訪れるといった、真面目さや勤勉さと図書館の印象を結びつけており、用事が無い状態又は居場所を求めて来館するといった気安さやリラクゼーションと図書館の印象を結びつけた回答はなかった。調査対象者である生活困窮者への質問のうち、図書館にどのような人がいる印象があるか、という質問に対する、「ああ、図書館は勉強が好きな人がいるんじゃないですかねー、あとは・・・本の好きな人。お堅いイメージがあります。字は読もうと思えば読めるけど、本は見ないですね。特に、最近はめっきり。」(H氏)、

「身近で図書館行く人がいないですよ、見かけるのは小学生が好きな本を目当てに騒いでいるとか、勉強してはいけないところもあるけど、ノートと借りてる本で勉強しているとか、えっと、社会人か浪人かはわからない。ご年配は男性が多くて、難しい本を一人椅子で座って読んでいるような。」(F氏)、といった回答のように、図書館を日常的に訪れる場所の一つとして捉えず、活字・勉強といったイメージと結びつけるコメントもあった。図書館から連想するものに対し、苦手意識を抱き、非日常的な場所と捉えている生活困窮者がいる可能性がある。また、生活困窮者自立支援に携わる人は、書籍や学習に関する印象ではなく、子どもに関する言及や、綺麗さや非日常さに触れており、空間が醸し出す雰囲気や特徴と生活困窮者が抱く図書館の印象を結びつけた回答をする傾向にあった。また、調査対象者である生活困窮者自立支援に携わる人は、図書館を生活困窮者が利用できる居場所の一つとしてコメントする人もおり、図書館という「場」の作り出す印象を重要視しているのではないかと考えられる。

### 5.3.3 生活困窮者の知的ニーズ

調査対象者である生活困窮者の回答は、「時事(A)(B)(C)(D)(F)(H)」「生活に必要な法律・制度(B)(D)(F)(G)」「就労関係の情報(B)(C)(F)(G)」「趣味(A)(B)(C)(F)(G)」であった。特に時事については、就職活動や就労にあたった役立つためであると回答しており、日常生活の営みにおいて意図的に入手しようと試みていた。また、入手した情報が必要に応じて即座に利用できるという観点から、日常的なトラブルを回避するための法律の知識や、生活に困った際に利用できる制度に関する情報を知的ニーズとして有する回答が見られた。また、就労関係の情報については、「調査対象者である生活困窮者が有している資格や生活困窮者の能力が実際の仕事に結びつくか」(C)(F)(G)、「生活困窮者の心身の状態が就職活動にもたらす影響」(B)に関する知的ニーズが、調査対象者である生活困窮者のコメントから見られた。調査対象者である生活困窮者に、自らの能力や心身の状態を把握し、就労関係の情報と照らし合わせたいという知的ニーズが伺える。その他の知的ニーズとして、休息やリフレッシュの手段に関する情報を入手したいと感じており、趣味に関する知的ニーズについては、回答する人と回答しない人が見られた。

一方で、調査対象者である生活困窮者自立支援に携わる人の全員が、生活困窮者がお金やアルコールを始めとする依存対象の為に動く人が多いと述べた。また、「世間で常識とされる知識を有していないことがある」(O)(P)(R)(U)(V)(W)、「自分に何ができて何ができないかがわかっていない」(P)(Q)(R)(S)(W)という回答があった。更に、「生活困窮者の一部は、何を知らないかがわからない状態にある」(P)(R)(S)(T)(V)という回答もあり、内包するニーズの把握ができない状態にあることが考えられる。

調査対象者の生活困窮者の知的ニーズとしては、就労や日常生活のトラブル回避に役立つ知的ニーズと余暇・休息の手段に関する知的ニーズが挙げられており、実生活に直結する知識や情報を仕入れたいと感じていた。また、調査対象者の生活困窮者自立支援に携わる人



は、生活困窮者が情報を入手する際の特徴として、金銭や依存対象に関するものが多いと回答していた。双方の見解から、生活困窮者の知的ニーズの特徴として、生活に根付ぎしており、即座に利用可能な情報であることが伺える。一方で、調査対象者の生活困窮者自立支援に携わる人は、生活困窮者の知的ニーズが何を知っておく必要があるかという質問に対し、「困窮者の人は、悩んでたとしても、どこに方向性を見出せばいいか、分からない人が多い、制度とか。自分も昔、困ったことがあって、役所で相談するまで知らないことだらけだったし。困窮者の人はなおさらそうだと思うよ。」(O氏)、「わからないところ、”なんくるないさ”が通じない部分もあるじゃないですか。情報が無いとたどり着けないのに、そこをほっておいて、何かあってから相談したり」(V氏)、「社会的に上手くいってない人多いんですよ、困窮しているって話を聞いていると、それぞれの特性が強く出ていることが多くて、それが原因の一つかもな、あれあれって。だから、それを知るためにもセミナーをいろいろやっているんです、そこで、できることできないこと、得意不得意を探して。好きだけど不得意とか。周囲の人と自分はどこが違ってるか、自分は出来ないけど、これは得意とかできるとか、自分の特性をわかって理解してようやく上手くいくってことも多いんです。」(R氏)といった回答があり、生活困窮者には自らの状態・能力を把握できていない人がいると回答していた。所属している社会・コミュニティの常識を知り、自分自身の能力・状態を把握することは、生活の営みにおいて重要な視点であり、社会の一員として生活するために考慮すべき知的ニーズでもある。生活困窮者の一部は、何を知らないかがわからない状態にあった。これらを踏まえた生活困窮者の知的ニーズとして、生活困窮者が何かを知るための土壌を作成する・前提条件となる情報や、自身の常識・スキルを客観的に判断する一助となる情報があることが伺える。所属するコミュニティで生活を営む上で必要なものという知的ニーズの定義からも、何を知らないかがわからない状態を緩和する為に、生活困窮者が陥りやすい状況・困難に関する資料や所属するコミュニティの現状、生活上のノウハウに関する情報提供が、知的ニーズを緩和する手段ではないか。

#### 5.3.4 生活困窮者の知的ニーズへの応対

調査対象者である生活困窮者について、知的ニーズに基づいて積極的に情報の入手を行うことは少なく、「テレビやラジオを聴き、BGMとして受動的に時事に関する情報を入手する」行動で知的ニーズを満たす回答が最も多く見られた(A)(B)(C)(D)(F)(G)(H)。また、「知りたい又は困ったと感じたまま、その状態を受け入れる」(B)(C)(D)(E)(H)という回答があった。その他、「軽度の悩み事であれば知人・友人へ話す」(A)(B)(C)(D)(G)(H)、「悩み事の解決や知的ニーズ満たすための相談相手が少ない」(A)(B)(C)(D)(E)(F)(G)(H)という回答があった。そして、「知りたいことや解決したい悩みは基本的に自力で行動して解決に努め、行き詰った場合に知人・友人や公的機関へ相談を持ち掛ける」(A)(B)(C)(F)(G)(H)とコメントした。自身の知的ニーズに関する情報を「インターネット検索や図書館の書籍を用いて調べる」(B)(C)(F)(G)といったコメントもみられた。

調査対象者である生活困窮者自立支援に携わる人は、生活困窮者の知的ニーズに関する行動について、「知人や周囲の似た環境の人に聞いている」(P)(Q)(R)(S)(T)(U)(V)(W)、「自分の記憶にある情報と陥った状況が繋がった時に行動に移す傾向にある」というコメントが見られた(P)(R)(S)(U)(W)。更に、生活困窮者の情報行動に関する質問に対する、「他の行政の窓口からくることも多くて。年金の対応で払えない、今の生活に困ってるって来たりして対応したり。あとはうちでお金もらえると来たり。そしたら、実は他にも問題があつてとか、家族が困っててとか。繋がることもある。他の行政とか人伝いで、本人がうちに来るつもりがなかったけど、結果的に来たっていうケース。」(P氏)といったコメントのように、「どこに相談していいかがわからないまま過ごしている生活困窮者がいる」(O)(R)(S)(T)(U)(V)、「もっと早く相談してほしかったという段階にいる生活困窮者(深刻な事態になってから相談に来る)」(P)(R)(S)(U)(V)、「自分の中に籠っていて相談してくれない生活困窮者」(P)(Q)(R)(S)(T)(U)(V)(W)という指摘があった。事例として、借金が重なって家賃が払えず、退去命令が出されてから相談に来る、就労の失敗への対処がわからず、十数年に亘る就労の不安定さと経済的困難を抱えるといった例が挙げられた。また、自ら情報を入手し、知的ニーズを満たす行動を取る人もいるが、「生活困窮者が自らの能力・状態に必要な情報と知的ニーズのマッチングが上手くいかず、結果に繋がらないという事例もあった」(P)(R)(S)(V)(W)。事例として、生活困窮者が自らの能力や長所を把握できず、履歴書や面談で表現できていない、生活困窮者が自身の困難の原因を生活困窮者の支援に携わる人への相談で把握するといった例が挙げられた。

調査対象者である生活困窮者と生活困窮者自立支援に携わる人の双方の回答として共通していたのは、知的ニーズを満たすための情報入手や相談を行わない、知的ニーズを満たす際も悩み事が深刻になり、事態が複雑化してから知的ニーズを満たす行動を起こすという回答であった。一方で、調査対象者の生活困窮者は、日常生活の情報行動について、「自分でインターネットとかでも調べます。うん、困ったら人に相談はします、します。ちゃんと相談しきってから。勿論、やることはやっていますよ……。でもあっちからしたら呆れてるかもしれませんね。昔、相談したけど、どうもあつてないというか。相談先があんまりいい感じはしないねってうちの友達も言ってた。私も相談しててあまりいい感じはしなかったし。今のところは。解決できない、どうしたらいいのかって、モヤモヤを抱えながら何を聴けばいいのかって、相談機関に行ってる、うん。」(B氏)、「事情が複雑すぎて、どこに行ったら教えてくれるのかがわからなくて、うん、うん。6年間、どこに聞いていいかわからなくてずっと我慢していたんですよ。ええ。制度の活用とか、扶養がどうか……。それが、もっといろんな方法で情報があれば、生活ももっと楽に生活できたんじゃないかなっていうのがあります。」(D氏)といったコメントがみられた。生活困窮者が知的ニーズを抱いたまま過ごし、行き詰まりや問題の深刻化を招くことがあるものの、問題に行き詰る前にどのような手段をもって知的ニーズを解消したらよいかを知る機会が無い可能性がある。また、5.3.3で述べた通り、何を悩んでいるかわからない状態の人がいれば、相談先が分から

ない人もいる。自らの状況に合わせ、知的ニーズを満たす具体的な手段やきっかけを把握する可能性は限られており、調べる必要性を感じる機会が無い場合はそもそも行動に移すことができない。相談先がわからない場合も、行動に移したいという要望はあっても、猶予のない状態では相談するか否かを検討したり、相談のために手間をかけることも困難であろう。自覚の有無に関わらず、知的ニーズを満たすための手段を知るための支援や、何でも相談できる相談先の確保が求められている。また、悩み事や生活上の課題を漠然と有したままの状態、長期間過ごしている生活困窮者がいる可能性がある。時には、悩み事や生活上の課題を解決しないことで、悪化したり複雑化する悩み事・生活上の課題も存在する。一方で、調査対象者の生活困窮者の中には、現在の自身の状況について、「母親にしか話していません。あとの家族には内緒、不安や心配をかけるので、内緒にしています。こちらの相談機関は別ですけど、あまり他の人には話していません。」(C氏)といったコメントがあり、相談できずに抱え込むことはあるものの、適切な相談先を見つけることで、自身の状況を打ち明ける人もいる。悩み事や生活上の課題について聞き出すのではなく、日常的な会話を通じて生活困窮者の近況を聞き、様子を伺うことが可能な機会を設け、深刻化する前に気づけるような環境づくりも必要となる。特に、生活困窮者は社会的に孤立する傾向にあると指摘されており、悩み事や生活上の課題に関する相談先の確保や、生活困窮者の様子が伺える環境づくりは社会的孤立を解消するためにも重要となるだろう。知的ニーズに対し、自ら調査を行うかどうかについては、差異が見られた。知的ニーズに基づいた積極的な情報収集を行う人が少ないことについては、調べる習慣が無い場合や、調べる必要性が無くとも成功した経験があるのではないかと考えられる。また、知的ニーズに基づいた情報の入手について、人との交流による思い込みの解消や生活困窮者に関する情報を通じ、自らの能力・状態を把握した上で情報の入手を行うことで、自らの知的ニーズを満たす一助となるだろう。

### 5.3.5 生活困窮者の図書館利用に関する課題

調査対象者である生活困窮者は、施設やサービスに関する要望を述べる人と、行かないからわからないと述べる人に分かれた。「施設に関する要望としては、外壁に華やかな色を用いてほしい」(A)(D)、「飲食が可能で話せる空間があれば行きやすい」(A)(C)(D)、「お水かお茶がほしい」(A)(B)(C)(D)(F)(G)、「堅苦しくなく気軽に入れるような見た目にして欲しい」(A)(B)(D)(G)とコメントを述べていた。図書館サービスに関する要望についての質問した際、「勉強するスペースがあればいいと思う。調べ事もできるし、時間が合えば利用したい、図書館の展示とか資料とか、役に立つ情報もあるんだったら、勉強したい」(F氏)、「図書館側からの目線で情報をピックアップしてくれる、情報の張り出し。(中略)そうですね、ニュースであっても、どんなものが社会的に注目されているか、張られてたらいいなと思います。」(C氏)、「ポスターを張ったり、もっと積極的に地元の情報を張ったりしてもいいなとは思っているんです。あとはふわっと見れるとか、地元で祭りをやっているとか、キャンペーンとか。何をやっているか見えてこないんです、行かないってのもありますけど。そうし

たら地元の情報をあそこに見に行けば知ることができるって思えるんじゃないですかねえ。あー、やっているかは知らないのでも何とも言えませんが。」(H氏)といった回答の他、「何ができるか、どのような役立つ情報があるかを具体例と共に発信してほしい」(B)(D)(F)(G)の回答のように、具体的な活用を前提とした情報発信に対するコメントがみられた。その他、「フィルタリングが掛かっていないパソコンを利用したい」(B)(F)(G)、普段は触れない文化・芸術に触れる機会を増やしてほしい」(B)(D)という回答があった。一方で、「図書館を全く利用しないという回答者もあり、「何ができるかわからないし、縁が無いから行かない」(G)(H)、「今までも何となく行ってなかった」(G)(H)とコメントしていた。

調査対象者の生活困窮者自立支援に携わる人は、「生活困窮者が感じるであろう堅苦しきや権威的な雰囲気を取り除くこと」(O)(R)(S)(U)(W)を挙げていた。また、「生活困窮者にとって必要な情報が置いてあるかをわかりやすく発信すること」(O)(P)(Q)(R)(S)(T)(U)(V)(W)が、図書館サービスに必要ではないかとコメントが寄せられた。その際に、図書館サービスにおいて必要な姿勢について、「図書館に情報がいっぱいあるから、それを利用できればいいと思うよ。ただ、そこまで行くのが気持ち的にどうかと・・・行くまでのプロセスが面倒だったり、敷居が高いんじゃないかな。(中略)窓口があって、どういうことを聞きたいか、案内できるように、総合案内窓口があればいいと思うよ。来た人は気軽にできるし助かると思う。」(O氏)、「支援員の先輩が言っていたんですけど、相談者の方が人を見る目があるとは聞きました。やっぱり自分に対して利益のある人からの助言は貰う、信頼関係を築くうえで、成功体験が一個でも出来たらそこから話がうまくいきます。」(R氏)といった回答を始めとして、「図書館では休憩が可能であり、リラックスしていい居場所の一つだと生活困窮者に認識してもらうこと」(Q)(R)(S)(U)(V)(W)、「わからない時にすぐ相談できて案内してくれる人が、どこにいるか明確にわかるようにする」(P)(R)(S)(V)といった課題を挙げていた。特に、図書館において生活困窮者にとって必要な情報の有無が明らかであるかが重要であると、調査対象者である生活困窮者自立支援に携わる人の全員が回答した。また、未知の領域に対する畏怖や雰囲気から感じる威圧感を取り除くといったコメントや、どのような来館者も受け入れ、気安さを感じるような空間づくりの姿勢といったコメントを、図書館利用を促す工夫として述べた。

調査対象者である生活困窮者と生活困窮者自立支援に携わる人の双方の回答から、生活困窮者の図書館利用に関する課題として伺えたのは、実生活に役立つ情報の具体例や、生活に即した情報の有無を発信していくことであった。具体例としては、身近な困りごとに繋がる社会保障の種類・仕組みや、時事のまとめ、自分の状況を認識する為のフローチャートであった。また、生活困窮者の日常的な行動範囲・行き先に関わる機関と情報共有を行うことが、生活困窮者が図書館の発信する情報について知る機会となるだろう。更に、図書館側が地域住民の困りごとや課題に基づいた情報提供を行うにとどまらず、知的ニーズに留意した情報を収集し、生活困窮者が把握しやすいような形式での情報発信することが求められる。また、調査対象者である生活困窮者は、飲料や涼しい席の提供といったリラクゼーショ

ン要素の重要性についてコメントしており、図書館利用者が快適に過ごせるような「場」づくりが結果的に生活困窮者の居場所作りに繋がると考えられる。調査対象者である生活困窮者自立支援に携わる人も、居場所の一つとして図書館を認識してもらうことを課題として挙げていた。あらゆる人が来やすく滞在できるような空間づくりを行うことは、生活困窮者を始めとした地域住民に対するサービスともなり、あらゆる地域住民の図書館利用の障壁を取り除き、図書館利用を促すきっかけの一つとなるだろう。

### 5.3.6 図書館における生活困窮者自立支援サービスに要する姿勢

調査対象者である生活困窮者自立支援に携わる人の回答で最も多かったのは、「とにかく聞くという姿勢」(O)(P)(Q)(R)(S)(T)(U)(V)(W)と「生活困窮者の言っていることを決めつけて否定しないという姿勢」(P)(Q)(R)(S)(T)(U)(V)(W)であった。生活困窮者自立支援に携わる人は、図書館サービスに必要な姿勢に関する質問への回答で、自身の経験を振り返り、「これが普通でしょ？常識でしょ？って思ってしまって。それで相談者の信頼失って離れたって失敗が沢山ある、自分がなぜいけないのかがわからなかったわけ。来た人が何故怒るのがわからなかった、自分も相手も傷ついて。それで何が必要なのかなって思った時に、勉強しなおして、その人を知ったり、寄り添うっていう考えで、学びなおした。」(P氏)  
「孤立っていうところで来る人も多いです。1人ではない、社会の制度もあるって、知ってほしい。(中略)図書館は情報を市民への発信しやすい、知名度があるという部分もあるけど、イメージとして堅いんです。柔軟性があって、図書館に行けば市の情報が全て拾えたらと思います。個々が抱えている問題が恥ずかしかったりするので、相談員はおけなくても、問題について調べられる端末を置くとか、そういった人が安心して行ければと思います。」(V氏)、「プライベートで図書館に行ったとき、キッズスペースがあっても子どもが走るのダメだけど本を見て興奮するのを咎める時に、よく怒る司書がいるんです。走るの危ないけど、本を読んで迷惑にならない程度にききやするならいいんじゃないって思います。しっしっというのは行きづらくなりますよ。」(S氏)というコメントがみられた。生活困窮者は、これまでに抱えてきた困難で心身ともに疲弊する傾向にあり、自己否定をされてきた経験を有していることもある。そのため、「生活困窮者と相対した際の状況を客観的に受け止め、頭ごなしの否定をせず、相手の主張を聞いたうえでどうするかを判断することが重要である」(P)(R)(S)(V)(W)というコメントがあった。また、調査対象者の生活困窮者自立支援に携わる人の回答に、生活困窮者は自己肯定感の低さから、「威圧的な口調や呆れ・怒りの感情を表すと身を引くことがある」(P)(R)(S)(T)という回答もあった。調査対象者の生活困窮者の中にも、図書館サービスに関する質問に対し、「全く喋ったらいけないわけじゃないけど、何かあったらしっしっ言われる気がして。講座みたいなものに行ったことがあるんですけどものね、少しだけ白熱することがあるじゃないですか、よく声が大きくなって怒られてて。シッって。ちょっとは声出すことが気軽にできたらって思います。」(G氏)といったコメントもみられた。声のかけ方や利用者に関

わる際の、口調や話の聞き方についても、生活困窮者の図書館利用への配慮の際に重要な視点となるだろう。また、図書館内で、暗黙のルールを破る、挙動不審な行動を取る人を見かけた場合でも、まずはコミュニケーションを取り、生活困窮者に関する知識を有した状態に対応するといった、相手の主張を聞いたうえでの判断が重要視されるのではないか。生活困窮者の一部には、時間や約束事を破り、頑なに同じ主張を続けるといった態度の人もあり、「相手に常識を当てはめた期待をしないこと」(P)(R)(S)(U)(V)といったコメントもあった。あくまでも公平な図書館利用の障害を排除する、又は自信自身と違う発想・文化をもった人間と接するよう心掛けることで、感情に左右されず、図書館サービスを届けることを心掛ける姿勢が求められる。加えて、「生活困窮者を対象とした支援であることを強調せず、生活困窮者自立支援サービスを行うこと」(P)(Q)(S)(V)、「社会保障に関する制度や法律といった困窮者を取り巻く環境の変化に対応した資料提供」(P)(Q)(R)(T)(U)(V)という回答があった。また、生活困窮者に対する図書館サービスとして、どのようなものがあるとよいか、といった質問に対し、調査対象者の生活困窮者自立支援に携わる人から、「専門的な本じゃなくてフローチャート、こういったことがありますかっていうハードルの低い、砕けてて、だれでも見れるような」(S氏)、「図書館が情報を発信できる力があるならば、例えば、貸し付けで言うと金銭的な困りごとの、ダイレクトに“生活困窮者”って出さずに、色んな人にとってためになるような、探し方とか手がかりとかがあればなど。図書館って、難しい区分も多いんですよ。私からしても。口語的なキーワードで検索できるとか、困りごとから書籍がつけられるとか。あとは、生活相談って言ったら、相談口はここにあるっていうリストがあればなどと思います。」(Q氏)といった回答があった。生活困窮者を対象とした支援であることを強調すると、周囲からの偏見を鑑み、支援を避ける可能性がある。また、5.3.6の結果でも、図書館が実生活に役立つ情報を発信するという認識が生活困窮者になれば、生活困窮者は図書館を利用しないという回答が寄せられた。更に、生活困窮者や生活困窮者を取り巻く環境に留意した情報提供は、生活困窮者のみならず、生活困窮者に関する現状を知ろうとする人に対する支援ともなる。生活困窮者の生活に役立つ情報を提供する為、又は、地域における生活困窮者自立支援の理解を促進する為にも、図書館側が生活困窮者自立支援に関する資料の鮮度に配慮することも重要となるだろう。その他、「図書館でボランティアや職場体験の受け入れを行う」(P)(R)(U)(V)、「図書館で開催される多世代と交流するイベントの情報が欲しい」(R)(S)(W)といった声も見受けられた。ボランティアや職場体験については、就労準備訓練の他、生活困窮者が図書館を知り、受け入れられている実感をもって図書館を利用する機会として参画を促すという提案があった。5.3.4の結果から、未知への畏怖や堅苦しさ・権威的な印象や、実生活へ役立つ実感の無さが、生活困窮者が図書館利用を避けることを促す。その他にも、図書館利用を避けていない、調査対象者の生活困窮者から、図書館に対する要望に関する質問に対し、「テレビにでも出てくる図書館にもコミュニティールームとか読み聞かせとか。近くでそういうことやってないかなと、図書館の職員が絵本

や読み聞かせをやって、それが週に何回かあれば。児童センターでもあると思うけど、こういうサービスは折角ならやってもいいなと思う。本について気軽に大人同士も喋れたらなど。(中略)身近に図書館に行く人はいないし、絵本の話とかしないから」(F氏)、  
「大学図書館に行ったことがあって、若い子と中で親しくなったり。文化祭も毎年行ってたんですよ。今年は具合悪くて行ってないですけど、模擬裁判の経験とか楽しかったです。(中略)子どものJICA(国際協力機構:Japan International Cooperation Agency)の絵本のイベントに行ったこともあって、その中で世界の絵本を、中国語の絵本を日本語で説明するっていうものなんですけど。図書館でやっているって知らなくて、どこでお知らせしてるんですかね。たまたま新聞で見たんです。子どもの後ろで参加して聞いてて、楽しかったです。」(G氏)といったコメントがみられた。調査対象者の生活困窮者自立支援に携わる人からも、生活困窮者は会話やコミュニケーションの機会を欲している人もおり、「社会的に孤立する傾向のある生活困窮者は、図書館で多世代との交流や会話を行うだけで娯楽になるのではないか」(R)(S)(W)というコメントもあった。図書館内で実施されている、無料で参加可能なイベントやボランティアの情報を地域の公的機関で共有し、図書館と関わりのない生活困窮者にも情報が伝達されるような取り組みが、図書館サービスを知るきっかけとなり、人との交流や会話を通じた娯楽の提供としても機能する可能性がある。

第5章では、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにすることを目的としたインタビュー調査の結果と考察を述べた。インタビュー調査からは、生活困窮者の図書館利用の経験は各々異なり、明確な特徴は見られなかった。また、生活困窮者自立支援に携わる人は、図書館を居場所とする生活困窮者がいると回答しており、先行研究による「貧困の状況下にある人は図書館を利用しない傾向にある」という考察とは異なる結論となった。加えて、生活困窮者の知的ニーズとして、時事や日常のトラブルに関する法律・社会保障や就労関係の情報といった日常生活に反映できる具体的な情報が挙げられた。その他、社会生活を営む上で必要な知的ニーズとして、所属している社会の常識や生活困窮者自身を取り巻く環境に関する情報、生活困窮者の能力・状態に応じた知的ニーズを満たす方法や、どこに相談していいかわからない悩みに対する相談先を知る手段が挙げられた。加えて、また、生活困窮者の図書館利用にあたり「図書館有する資源が生活困窮者に役立つとわかるような情報発信」や「居心地の良い空間づくり」、「人との交流や会話が可能な機会の提供」が課題であり、生活困窮者に対し常識や偏見を当てはめずに、生活困窮者の事情を傾聴した上で、適切な図書館サービスを提供する姿勢が求められていた。

次章では、第2章から第4章までの内容と第5章の調査結果と考察を踏まえ、今後の公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの在り方を論考する。

- 
- 1 日本図書館協会障害者サービス委員会. 図書館利用に障害のある人々へのサービス (上巻) 利用者・資料・サービス編. 日本図書館協会, 2018, p.19-35.
  - 2 須永和之. コミュニティをつくる図書館. 現代の図書館, 2017, 55(3), p.113-115.
  - 3 沖縄県庁. 沖縄の面積. 沖縄県,  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/land/sugata/ichitomenseki/menseki.html>  
(2019/12/28 参照)
  - 4 戸室健作. 都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、補足率の検討. 山形大学人文学部研究年報, 2016, Vol.13, p.39-41.
  - 5 内閣府沖縄振興局. 沖縄の子供の貧困に関する現状と取り組み. 内閣府, 2017, p.1-7.
  - 6 内閣府沖縄担当部局. 沖縄の子供の貧困対策に向けた取組. 内閣府,  
<https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/kodomo-hinkoNo.kinawakodomo.html>.  
(2019/12/22 参照)
  - 7 文部科学省. 令和元年度 学校基本調査 都道府県別大学・短期大学等への進学者数, 2019.
  - 8 総務省統計局. 日本の統計 2019 第2章 人口・世帯 16節 都道府県別出生・死亡数と婚姻・離婚件数. 総務省統計局, 2019.
  - 9 藤井誠二. 沖縄アンダーグラウンド 売春街を生きた者たち. 講談社, 2018, p.62-72.
  - 10 沖縄県庁. 沖縄県子どもの貧困対策について. 沖縄県,  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/seishonen/kosodatec/kodomoNo.hinkon.html> (2019/12/25 参照)
  - 11 濱里正史. 沖縄県における生活困窮者の支援に関する現状と課題—生活困窮者自立支援制度を中心に—. 全労済協会公募研究シリーズ 70, 2017, p.18-19.
  - 12 濱里正史. 沖縄県における生活困窮者の支援に関する現状と課題—生活困窮者自立支援制度を中心に—. 全労済協会公募研究シリーズ 70, 2017, p.22.
  - 13 沖縄県社会福祉協議会. 沖縄県民生委員児童委員協議会 あなたの街の民生委員活動, 沖縄県社会福祉協議会, <https://www.okishakyo.or.jp/minjikyo/minsei/>. (2019/12/19 参照)
  - 14 森耕一, 川崎良孝, 佐藤毅彦. 市立図書館の利用に関する調査. 現代の図書館. 1982, 20(2), p.65-84.
  - 15 船崎尚. 武蔵野市立図書館における利用調査. 情報の科学と技術. 1994, 44(2), p.315-321.
  - 16 国立国会図書館. 図書館利用者の情報行動の傾向及び図書館に関する意識調査. 国立国会図書館月報, 2015, Vol.6, p.13-19.
  - 17 長谷川幸代. 公共図書館の利用・非利用に関わる要因の分析と考察. 中央大学大学院文学研究科 社会情報学専攻 博士論文, p.70-p.76.
  - 18 庄司奈々恵; 小島降矢. 公共図書館の利用阻害要因となるネガティブな印象に関する研究, 日本建築学会環境系論文集, 2012, 77(681), p.829-836.
  - 19 Jeffrey Meyer. Poverty and Public Library Usage in Iowa. PUBLIC LIBRARY QUARTERLY, 2018, 37(1), p.53-60.



- 
- <sup>20</sup> Chatman Elfreda, A. The Information World of Low-Skilled Workers. *Library & Information Science Research*, 1987, 9(4), p.265-283.
- <sup>21</sup> Agosto Denis, E; Hughes Hassell, S. "Toward a model of everyday life information needs of urban teenagers, part 2: Empirical model,". *Journal of the American Society for Information Science and Technology*, 2006, Vol.57, p.1418-1426.
- <sup>22</sup> 岡澤和世. 情報と感情：情報探索行動に影響を及ぼす感情要因. *JOURNAL OF LIBRART AND INFORMATION SCIENCE*, 2012, Vol.26, p.9-32.
- <sup>23</sup> 日本図書館情報学会. 図書館情報学用語辞典. 日本図書館情報学会. 第四版, 2013.
- <sup>24</sup> Taylor Robert, S. "Question-negotiation and information seeking in libraries". *College and Research Libraries* , 1968, 29(3), p.178-194.
- <sup>25</sup> 竹之内禎. 情報サービス論. 学文社, 2013, p.32-37.
- <sup>26</sup> Line Maurice, B. Draft Definitions: Information and Library Needs, Wants, Demands and Uses. *Aslib Proceedings* .,1974, Vol.26, p.87.

(参照：長坂功. レファレンスワークに求められる質問者の認知行動の分析. *館灯*, 2001, Vol.36, p.11)

- <sup>27</sup> Chatman Elfreda, A. The Information World of Low-Skilled Workers. *Library & Information Science Research*, 1987, 9(4), p.265-283.
- <sup>28</sup> 三輪眞木子. 情報行動—システム志向から利用者志向へ—. 勉誠出版, 2012, p.143-146.
- <sup>29</sup> Deborah Turner; Tim Gorichanaz. Collaborative Connection: Designing Library Services for the Urban Poor. *Library Quarterly*, 2018, Vol.88, p.237-255.
- <sup>30</sup> Brenda Dervin. "What methodology does to theory: Sence making methodology as exemplar" In K. Fisher, S.Erdelez, L. McKechnie, (Eds). *Theories of Information Behavior, Information Today*, 2005, p.25-29.
- <sup>31</sup> 糸賀雅児. 情報利用における「意味」と「理解」－「意味付与」概念にもとづく情報ニーズの再検討－. *Library and Information Science*, 1991, No.29, p.8-17.
- <sup>32</sup> 三輪眞木子. 情報行動—システム志向から利用者志向へ—. 勉誠出版, 2012, p.143-146.

## 6. 公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの在り方

本章では、第2章から第5章までの内容を踏まえ、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの在り方を論考する。

### 6.1 生活困窮者の図書館利用における障害を取り除くサービス

図書館利用における障害とは、図書館サービスの利用にあたり、利用者側ではなく、図書館側が含有している利用者のサービスの利用を阻む障害を指す<sup>1</sup>。「障害」と捉えているものには、利用者と図書館職員のコミュニケーションのバリアや、図書館が利用者に与える心理的な圧迫も含まれる。

利用者と図書館職員のコミュニケーションのバリアについて、先行研究によると、貧困の状況下にある人は、図書館職員とのコミュニケーションの齟齬や<sup>2</sup>、図書館利用により何が得られるかが具体的にわからない場合、図書館利用を避ける傾向にあるという<sup>3</sup>。また、図書館利用におけるルールの厳しさや、図書館の空間づくりに、職員がルールの順守を強いる姿勢を反映させるといった、図書館内の雰囲気づくりやルールが、来館の障害となることが示唆されている<sup>4,5</sup>。インタビュー調査でも、生活困窮者に接する際の心がけとして、調査対象である生活困窮者自立支援に携わる人から、「生活困窮者の中には真面目さや規則に拒絶反応を示す人がいる」(R)(V)というコメントや、「わからない時に気軽にすぐ相談できる場所が明確にわかるようにする」(P)(R)(S)(V)といった、気軽に声をかけることができるよう努めるといったコメントがあった。理由として、サービスを提供する側が、威圧的な口調や呆れ・怒りの感情の印象を与えると、生活困窮者はサービスから身を引く可能性がある(P)(R)(S)(T)というコメントがあった。先行研究やインタビュー調査の結果から見られるように、公立図書館へ赴かない生活困窮者や、自己肯定感の低い生活困窮者は、未知の領域に対する畏怖や雰囲気から感じる威圧感を、図書館に対する印象として受け取ってしまう可能性があることに留意することも重要である。インタビュー調査でも図書館内で生活困窮者の行動や発言が目にとまった場合も、行動や発言を頭から否定せず、拝聴に徹する姿勢の重要性に関するコメントがみられた(P)(Q)(R)(S)(T)(U)(V)(W)。図書館で怒られた経験について述べる調査対象者(G)もあり、公立図書館における声掛けの方法や、接する態度を意識することも、図書館利用における障害を取り除く足がかりとなるだろう。また、図書館に対する印象の影響で来館することが叶わないことも踏まえ、来館者の対応において、図書館職員が傾聴の姿勢を心掛けることも、生活困窮者にとっての図書館利用の障害を取り除く一助となるのではないか。

また、図書館が利用者に与える心理的な圧迫について、先行研究から、図書館の潜在的利用者は図書館に対し、「知的」「硬い」といった権威的な印象<sup>6,7</sup>を抱く傾向にあることが示唆されている。インタビュー調査では、図書館に対し勉強する人が訪れるという印象を抱く人(A)(D)(H)(F)や、生活困窮者が図書館に対する本や活字のイメージから勉強を連想

している(R)(S)(T)(V)とこいうコメントがみられた。このように、インタビュー調査の結果からも、知的で勉強が好きな人が行くところという回答があり、一部の生活困窮者にとって、図書館が身近でないことが示唆された。公立図書館は、所有する情報源を活用し、地域の人々にとって情報の拠点として機能している。一方で、本研究により、本が置いてあるというイメージにより、具体的な活動内容や、公立図書館サービスの利活用の例が知られていない可能性が示唆された。その他にも、調査対象者である生活困窮者自立支援に携わる人は、「生活困窮者の中には、図書館が新築又は綺麗であると、汚してはいけないという緊張から来館を避ける人がいる。他には、図書館が静かという印象から、堅苦しさや権威的な雰囲気を感じる生活困窮者もいる」(O)(R)(S)(U)(W)というコメントが見られた。図書館が情報の拠点であり、書籍を有していることから、短期間で本から連想させる印象とは別の印象を与えること厳しい。また、清潔さや建物の状態への配慮は、公立図書館のみならず、あらゆる施設の利用の快適さを図るうえで欠かせない要素である。そのため、図書館に対する権威的な印象を和らげるためには、図書館の活動に関する情報を地道に伝えていくことが必要であると考えられる。例えば、地域住民の生活に役立つという目線で、公立図書館サービスの利活用の具体例を挙げ、公立図書館が地域住民の生活に身近な存在となり得ることを発信していくことが重要となるだろう。このような発信は、公立図書館サービスの活用を推進するのみではなく、公立図書館から連想する読書や勉強のイメージを払拭し、公立図書館を気軽に活用するきっかけにもなり得る。地域住民が公立図書館に抱く印象は個人差があり、それらを全て踏まえ、権威的とされる印象を取り払うことは厳しい。しかし、公立図書館の活動を知らない人に対し、生活に身近なサービスを提供していると発信していくことが、図書館に抱く印象に変化を齎し、図書館利用の障害を取り除く一助となる。その他、気軽に来館してもよいという印象を与える広報サービスといった図書館利用を促す活動や、図書館の居場所作りへの配慮を継続的に行うことが結果的に図書館に対する印象の変化を齎し、緊張感や堅苦しさを緩和することに繋がる工夫となるのではないか。

また、生活困窮者の図書館利用の障害について、利用者と図書館職員とのコミュニケーションのバリアや、図書館が与える心理的な圧迫の観点から考察を行った。その一方で、調査対象者である生活困窮者の支援に携わる人の中には、「図書館を居場所として捉え、日常的に利用する生活困窮者がいる」(R)(S)(W)という回答もあった。調査結果からは、居場所の選択肢がなく図書館を利用しているのか、図書館を居心地の良い居場所として捉え利用しているかは明らかになっていない。このように、図書館を利用する生活困窮者も存在し、図書館を居場所として利用しているという。そのため、生活困窮者自立支援の関連機関と連携し、公立図書館の潜在的利用者である生活困窮者が来館する機会を設け、実際に図書館利用を体験してもらうことも、図書館利用の障害を取り除くサービスとなるのではないか。図書館を利用したことがない生活困窮者については、先入観を取り除くことで、居場所として図書館を利用する際の障害も取り除いていくことが可能となる。

インタビュー調査では、調査対象である生活困窮者自立支援に携わる人から、「生活困窮者自立支援の一環で、居場所となる公的施設として図書館へ案内したことがあり、経験することで来館のハードルが下がって、その後、図書館を利用するようになった人もいる」(R)(S)というコメントもあった。このような前例にもある通り、実際に足を運んでもらい、一度は来館してもらうような取り組みが、図書館の潜在的利用者や、図書館の活動を知らなかったという人に対する、図書館利用の障害を取り除く工夫として挙げられる。

その他、公的施設であることが、図書館利用の障害となっている可能性もある。先行研究から、貧困の状況下にある人は自信の境遇への偏見や、公的機関の職員からの威圧的な態度により<sup>8,9</sup>、周辺環境からの偏見を恐れる人もいることが明らかになった。偏見の視線や威圧的な態度にさらされた記憶が、公的機関であり、「堅苦しさ」「権威的な」印象を抱く公立図書館の来館を妨げる障害となった可能性もある。このような知見を参照し、サービスの対象者を生活困窮者として掲げて限定的に支援を実施せず、地域の事情に即した情報提供や「場」づくりを行うことも、図書館利用の障害を取り除くサービスとして考えられる。地域の困りごとに対する情報提供といった、公立図書館サービスを通じた困りごとの解決への貢献は、地域住民に対する支援のみならず、生活困窮者が偏見の視線にさらい図書館利用にもつながる。公立図書館において、生活困窮者自立支援に関する情報発信を行うことも、生活困窮者が偏見の視線にさらされないサービスの提供となり、地域住民の生活困窮者自立支援制度の周知を図ることに繋がる。これらの活動は、生活困窮者や生活困窮者の属するコミュニティの図書館利用における障害を取り除き、あらゆる地域住民が利用しやすい公立図書館サービスへも繋がるのではないか。3章でも既述した通り、サービスの対象者を限定するのではなく、地域の課題や利用者の困りごとに対し、情報へアクセスする手段や機会を提供することで、生活困窮者に留まらない利用者も快適な利用が可能よう試みが重要となる。

一方で、インタビュー調査の結果から、図書館を全く利用しない人は、「図書館で何ができるかわからず、縁が無いから行かない」(G)(H)と回答した。4章では、コミュニティ主導型図書館サービスを参照し、生活困窮者のニーズを図書館側から発掘し、生活困窮者の図書館利用の障害を取り除き、生活困窮者自立と共にサービスを考案することで、生活困窮者のニーズを捉えるのみではなく、生活困窮者の主体性を尊重したサービスについて述べた。日本の公立図書館でも、アウトリーチにより、生活困窮者や生活困窮者自立支援の関連機関との連携を図り、生活困窮者のニーズに基づいたサービスを考案し、より自立を促す支援・サービスの実施に繋げる視点は参考となるだろう。また、インタビュー調査の結果から、「時事(A)(B)(C)(D)(F)(H)」「生活に必要な法律・制度(B)(D)(F)(G)」「就労関係の情報(B)(C)(F)(G)」「趣味(A)(B)(C)(F)(G)」といった生活に根付き、役立つものの、自発的には調べない情報に関する知的ニーズが明らかになった。調査対象者の生活困窮者自立支援に携わる人は、生活困窮者にとって必要な情報が入手可能でない状態で生活困窮者が来館することは困難であり、どのような情報があるか、具体例も踏まえてわかりやすく発信する必要性についてコメ

ントを行っている(O)(P)(Q)(R)(S)(T)(U)(V)(W)。公立図書館の活動を知らない人に対し、生活に身近なサービスを提供していると発信していくことが、図書館利用の障害を取り除くだけでなく、生活困窮者が求める情報の提供や生活困窮者の図書館利用の促進にも関連する。今後も、生活困窮者や生活困窮者に携わる人を対象としたニーズを継続的に調査し、反映させていくことで、より図書館利用における障害が少ないサービスが提供できると考えられる。

## 6.2 生活困窮者と図書館とコミュニティを繋ぐ営みを支援するサービス

第3章では、公立図書館の貧困に関するサービスとして、情報提供機能を中心とし、①情報提供を中心としたサービス②「場」を提供するサービス③人との交流の機会を提供するサービスといったサービスや、対象者を限定しない図書館の空間づくり、地方公共団体の事情に即したサービスと、幅広いサービスが提供されていた。また、第4章では、公立図書館で生活困窮者自立支援を実施する意義として、教育格差の是正や地域の情報拠点である社会教育施設としての役割、社会的包摂を内包する施設としての意義を述べた。生活困窮者自立支援の課題として、社会的孤立の状況下にある人や、生活困窮者を地域の一員として、地域住民と生活困窮者が支え合うよう、地域参画が図れるような支援の必要性が指摘された<sup>10</sup>。公立図書館は、貧困に関するサービスとして、地域住民の事情に即したサービスを実施しており、生活困窮者自立支援を実施する土壌を有していた。加えて、生活困窮者自立支援の課題における地域参画についても地域づくりや社会的包摂の観点から貢献し得る可能性を有する。また、地域における居場所作りや地域と図書館を結びつける事例を参照しつつ<sup>11, 12, 13</sup>、生活困窮者を始めとする地域の多様なコミュニティが社会と結びつく拠点として図書が機能する可能性がある。調査対象者である生活困窮者自立支援に携わる人は、「どこに相談していいかわからない生活困窮者がいる」(O)(R)(S)(T)(U)(V)とコメントを述べた。公立図書館は、自立的な学びに関する情報を提供しており、相談内容に関する土壌を形作るための情報の入手も可能である。その他にも、地域における居場所作りや地域住民との交流を図るイベントも行われており、社会的孤立の傾向にある生活困窮者とコミュニティを繋げる機会を提供している。このような既存の公立図書館サービスに加え、公立図書館の有する資源を用いて、行政資料に関するパンフレットの一覧や、時事に関するコーナーの設置といった、所属しているコミュニティの現状の把握の一助となるような支援が考えられる。所属するコミュニティにおける自身の立ち位置や、活用できる支援・サービスを知ることは、生活困窮者が自身の悩みを把握し、相談先を判断する一助となるのではないだろうか。その際、6.1で述べた通り、就労間関係の相談会や資料の収集、法律や社会保障の制度といった、図書館側が地域住民の困りごとや課題に基づき、生活困窮者の知的ニーズに即した情報提供を行っていることを、生活困窮者自立支援の関連機関との連携を通じて発信していくことも重要となろう。これは、他機関を利用する図書館の潜在的利用者に対する情報発信の他、他機関に図書館が可能なサービスを共有する

機会ともなる。また、生活困窮者にとどまらない図書館の利用者に対する生活困窮者自立支援制度の周知を図ることに繋がり、生活困窮者自立支援を行う機関について図書館の利用者が知ることも起こり得る。そのため、潜在的利用者を獲得することを意識した、生活困窮者自立支援の関連機関への情報提供や、他機関を経由した公立図書館サービスに関する情報発信を前提とした、広報を行う姿勢も課題となる。更に、生活困窮者についても、「図書館へ来館するという敷居の高さや、来館までのプロセスを手間をとして訪れない人がある」という回答を述べる人もおり(P)(R)(T)(U)(V)、図書館で良い経験しなければ訪れないのではないかというコメントがあった。生活困窮者が役立つと判断する情報を提示するためにも、制度や社会情勢といった困窮者を取り巻く環境の変化に対応した鮮度の高い資料を揃え、どのように活用できる情報であるかということも踏まえた情報発信を心掛けることが重要となる。このような取り組みは、生活困窮者と公立図書館を繋げるのみではなく、地域住民や地域の生活困窮者自立支援の関連機関といった動態と生活困窮者を結びつける契機ともなり得るだろう。

また、調査対象者である生活困窮者は図書館に対し、飲料の提供サービスといったリラクゼーション要素や、気軽さと誰が来館しても良いような空間づくりを求めている。あらゆる人が来やすく滞在できるような空間づくりを行う取り組みは、これまでの図書館で実施されてきた<sup>14, 15, 16</sup>。6.1で述べた通り、生活困窮者の図書館利用の障害を取り除くほか、地域住民にとっての居場所となるような図書館づくりが求められる。公立図書館が、あらゆる属性を有した地域住民の居場所となることで、人と人との交流を促すことも期待される。地域の住民が集う場として機能することは、生活困窮者を始めとするあらゆる地域住民と図書館についても、コミュニティの情報が相互に作用する場として機能する。公立図書館は、生活困窮者の相談先の一つとなることも可能である。その際、図書館職員が生活困窮者を始めとするコミュニティの課題の特性を把握し、偏見が少ない状態で利用者と接する姿勢に努めることで、地域の事情に即した情報を有した地域住民の相談先の一つとして機能する土壌を有しているためである。公立図書館は、地域の事情に即した運営に努めており、地域に対する理解を深め、地域住民の課題の解決を果たしていくことが、結果的に生活困窮者自立支援サービスとなるのではないか。

その他、調査対象者である生活困窮者自立支援に携わる人によると、生活困窮者の中には、多世代との交流や会話を娯楽と捉える人もおり、多世代との交流や会話が娯楽になるという(R)(S)(W)。人との交流の機会を提供する場として図書館を捉える視野は兼ねてから存在しており<sup>17, 18, 19</sup>、ソーシャル・キャピタルの蓄積にも繋がることを期待されている。あらゆる人が無料で利用可能な図書館を拠点としたソーシャル・キャピタルの蓄積は、地域活性化に貢献する可能性を秘め、多様な階層の人々が交流する糸口となる<sup>20, 21</sup>。社会的包摂と図書館の親和性を述べた先行研究もあり<sup>22, 23</sup>、公立図書館は、社会的孤立の傾向にある生活困窮者を地域で包摂し、地域参加を促す機会を提供する施設の一つでもある。4章で既述したように、社会的な意義という観点や地域における多様な主体と公立図書館を、生活困窮者と

図書館を結びつけるための支援が求められる。その際、生活困窮者がコミュニティに寄与する為の取り組みの視点として、調査対象者の生活困窮者自立支援に携わる人の、「図書館でボランティアや職場体験を受け入れ」(P)(R)(U)(V)、「多世代と交流するイベントの情報を他機関へ提供する」(R)(S)(W)といったコメントが参考になる。潜在的利用者へ公立図書館の利用を促すという視点のみならず、社会的な意義の観点から公立図書館の利用を促し、公立図書館を日常生活で訪れる場所の選択肢として提案することも、コミュニティとの繋がりの構築の一助となるだろう。その際、公立図書館における活動について広報を行う際、公立図書館の活動やイベントに関する情報を生活困窮者支援の関連機関でも共有していくことが重要となる。公立図書館に可能なサービスを紹介すると共に、潜在的利用者への来館を促すことは、地域と人々を結びつける拠点の1つとしての機能を活かすことができるだろう。永田治樹は、コミュニティを「人々が属し、かつ構成員の間に連帯や助け合いの意識が動くような集団」と定義し、図書館には知識や情報の提供機能のみではなく、人と人のつながりを築き、コミュニティの構成とコミュニティを発展させていく機能があると指摘した。情報を受動的に仕入れ、悩みを周囲に相談せず抱え込む傾向にある生活困窮者(A)(B)(C)(D)(F)(G)(H)がコミュニティとの繋がりを形成するプロセスにおいて、図書館のイベントへの参加を促し、情報提供の事例について積極的な発信を図っていくことも、サービスの一環として必要な視点である。その際、コミュニティ主導型サービスのように、生活困窮者のニーズを取り入れ、共に生活困窮者自立支援サービスの検討を行うことで、生活困窮者の現状に関する理解に努め、時勢や生活困窮者の状況に応じた生活困窮者自立支援サービスの検討と実施を図ることが求められる。

第6章では、第2章から第5章までの内容を踏まえ、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの在り方を論考した。その際、生活困窮者自立支援サービスの要素を①生活困窮者の図書館利用における障害を取り除くサービスと②生活困窮者と図書館とコミュニティ（利用者、図書館職員、図書館の設置母体の構成員、図書館を利用する可能性のある周囲の人々、さらには資料と情報、施設と設備の関係）との繋がりを構築するため営みを支援するサービスに分けて考察を行った。

①については、生活困窮者の図書館利用の障害として心理的ハードルやコミュニケーションのバリアの観点から、図書館の抱く印象の緩和を図るために公立図書館の活動を具体的な事例と共に発信すること、生活困窮者の主張に対し、傾聴の姿勢を取る重要性を述べた。

②については、地域の居場所作りや人との交流の機会を提供するサービスを通じ、地域と人々を繋ぐ図書館という観点から生活困窮者自立支援サービスについて述べた。また、地域住民に対するサービスを提供することで、結果として生活困窮者自立支援サービスとなり、地域住民の課題となる情報を公立図書館がくみ取り、その解決の一助となる情報の提供について重要性を述べた。また、ソーシャル・キャピタルの蓄積や生活困窮者と地域住民との交流という観点から、公立図書館の活動やイベントの情報について関連機関を経由して発

信することで、潜在的利用者へ来館を促す必要性を述べた。

次章では、研究のまとめと今後の研究課題を述べる。

- 
- 1 日本図書館協会障害者サービス委員会. 図書館利用に障害のある人々へのサービス (上巻) 利用者・資料・サービス編. 日本図書館協会, 2018, p.19-35.
  - 2 Deborah Turner; Tim Gorichanaz. Collaborative Connection: Designing Library Services for the Urban Poor. *Library Quarterly*, 2018, Vol.88, p.237-255.
  - 3 Subnum Hariff; Jennifer Rowley. Branding of UK public libraries. *Library Management*, 2011, 32(4), p.346-p.360.
  - 4 Subnum Hariff; Jennifer Rowley. Branding of UK public libraries. *Library Management*, 2011, 32(4), p.346-p.360.
  - 5 山口真也. 貧困と図書館 山谷・釜ヶ崎の福祉施設内の読書サービスから見えてくること. *現代の図書館*, 2012, 50(3), p.163-174.
  - 6 長谷川幸代. 公共図書館の利用・非利用に関わる要因の分析と考察. 中央大学大学院文学研究科 博士論文, 2015, p.120-134.
  - 7 庄司奈々恵; 小島降矢. 公共図書館の利用阻害要因となるネガティブな印象に関する研究, *日本建築学会環境系論文集*, 2012, 77(681), p.829-836.
  - 8 清水浩一. 生活保護法の硬直化とその本質的原因—選別と差別の構造に関連させて—. *季刊・社会保障研究*, 1996, 32(3), p.323-326.
  - 9 三宅雄大. 生活保護利用有子世帯の養育者による「自立」の解釈—養育者の語りを通して—. *社会福祉学*, 2017, 57(4), p.14-27.
  - 10 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室. 生活困窮者自立支援制度等の推進について①改正生活困窮者自立支援法について. 厚生労働省, 2018, p.4-11.
  - 11 永田治樹. 公共図書館とコミュニティ：知識・情報伝達と人びとをつなぐ. *情報の科学と技術*. 2014, 64(10), p.392-393.
  - 12 R. David Lankes. *Except more: Demanding better libraries for today's complex*, 2<sup>nd</sup> ed, 2016, <https://davidlankes.org/new-librarianship/expect-more-demanding-better-libraries-for-todays-complex-world/>. (2019/12/22 参照)
  - 13 須永和之. コミュニティをつくる図書館. *現代の図書館*, 2017, 55(3), p.113-p.115.
  - 14 坂部豪. 座談会 青少年の居場所としての図書館. *Lisn: Library & information science news*. 2009, 142, p.1-21.
  - 15 糸数未希. 地域の居場所としてのこども図書館. *こどもの図書館*. 2016, 63(12), p.6-8.
  - 16 根本彰. 「場所として図書館」に関する議論. *カレントアウェアネス*, 2005, 286, p21-25.
  - 17 アントネッラ・アンニョリ. 知の広場 図書館と自由. みすず書房. 第3刷, 2013, p.99-111.
  - 18 猪谷千春. つながる図書館—コミュニティの核をめざす試み. ちくま新書, 2014, 238p.
  - 19 青柳英治. ささえあう図書館 「社会装置」としての新たなモデルと役割. 勉誠出版.



---

2016, 256p.

<sup>20</sup> 須賀千絵. 英国の公共図書館政策への社会的包摂理念の導入：「すべての人々に開かれた図書館」の分析を中心に. *Library and Information Science*, 2006, No.55, p.225-46.

<sup>21</sup> Putnam Robert, D. “Branch libraries: the heartbeat of the community” *Better Together: Restoring the American Community*. Simon & Schuster, 2009, p.34-54.

<sup>22</sup> 望月道浩; 平井歩美. ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望 児童サービス論. 学文社, 2015, p.101-102.

<sup>23</sup> 嶺井尚子. 公立図書館における児童サービス：子どもの貧困対策に着目して. *図書館情報メディア研究*, 2019, 16(2), p.38-40.

## 17. おわりに

### 7.1 研究のまとめ

本研究では、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにし、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスを検討することを研究目的とした。また、生活困窮者自立支援と公立図書館の貧困に関するサービスの現状と課題、生活困窮者自立支援に対応する公立図書館サービスを明らかにすることを目的として文献調査を実施した。更に、文献調査の補完として、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにすることを目的として、インタビュー調査を実施した。

第1章では、日本の社会的な課題として貧困問題を取り上げ、貧困対策における生活困窮者自立支援の概要を述べた。加えて、生活困窮者自立支援の課題を取り上げ、その課題を解決する施設の1つとして、公立図書館を取り上げた。更に、公立図書館が生活困窮者自立支援に貢献できる要素を指摘した。そして、研究目的を述べ、先行研究を踏まえた研究課題を述べた。調査方法としては、文献調査とインタビュー調査を選択し、本論文の語句の定義と構成を記述した。

第2章では、日本の貧困問題が、長期的な経済不況による不景気と「貧困」概念の変容から生じたものであることを明らかにした。また、生活困窮者自立支援は地域の一員としての「自立」を基軸とした支援であると位置づけ、生活困窮者自立支援の特性として、生活困窮者の事情に即してあらゆる制度・支援を活用して自立を促し、地域の一員として生活する基盤を整えるための支援であることを述べた。加えて、生活困窮者自立支援では、生活困窮者が複合的な課題を有していることを前提しており、生活困窮者自立支援担当職員は、地域における渉外活動を通じた周知の促進と、就労機会・参加の場の開拓を試みていた。そして、生活困窮者自立支援における課題として、大人の保護や生活困窮者の主体化を促すような支援の実施、関連機関の検討と連携、相談支援機関による生活困窮者のニーズ調査や、地域における生活困窮者自立支援への理解の促進、生活困窮者が支援を受けやすい環境づくりを述べた。

第3章では、公立図書館に焦点を当て、公立図書館サービスにおける貧困に関するサービスに着目した。公立図書館は、地域住民が無料で公平な利用が可能となるよう努めることが理念として内包されており、情報提供機能を中心として、地域づくりへの参与が期待されていた。一方、公立図書館では、貧困に関するサービスとしては、就労関係の情報提供を中心としたサービスが見られ、①情報提供を中心としたサービス、②「場」を提供するサービス、③人との交流の機会を提供するサービスを始めとし、地方公共団体の事情に即したサービスが提供されていた。公立図書館の貧困に関するサービスの課題については、図書館や生活困窮者自立支援の関連機関の支援・サービスに関する情報共有と、貧困に関するサービ

スの情報発信の手法、貧困の状況下にある人を始めとするあらゆる地域住民が利用しやすいサービスへの配慮も課題として述べた。加えて、貧困の状況下にある人の図書館利用には障害がある可能性や、そもそも来館したことがない層へのサービスを課題として述べた。その際、図書館利用の障害を取り除き、貧困の状況下にある人のニーズと図書館サービスを結びつけるという観点から、貧困に関するサービスを提案する重要性を述べた。

第4章では、生活困窮者自立支援に対応する公立図書館サービスについて考察を行った。生活困窮者自立支援を公立図書館で行う意義について、教育格差の是正や、情報提供の拠点である社会教育施設としての役割、社会的包摂や第三の場を図書館に適用する視点から述べた。また、生活困窮者自立支援の課題である、生活困窮者自立支援における要支援者の把握を取り上げ、課題を解決する一助となる例として、コミュニティ主導型図書館サービスや地域づくりにおける図書館の事例を参照した。更に、生活困窮者が偏見の視線にとらわれず、支援を受けやすい環境づくりの土壌を、公立図書館が有することを指摘した。また、第2章から4章までの知見を参考に、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスを定義づけた。一方で、生活困窮者自立支援サービスの検討に当たり、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズが明らかにすることを課題として述べた。

第5章では、生活困窮者の図書館利用の現状と知的ニーズを明らかにすることを目的としたインタビュー調査の結果と考察を述べた。インタビュー調査からは、生活困窮者の図書館の現状に特徴は見られず、生活困窮者自立支援に携わる人によると、図書館を居場所とする生活困窮者の存在が確認された。加えて、生活困窮者の知的ニーズとして、日常生活に反映できる具体的な情報を求めている。その他の知的ニーズとして、所属している社会の常識や生活困窮者自身を取り巻く環境や生活困窮者の特性が上がった。また、生活困窮者の図書館利用にあたり、「生活に役立つ具体的な情報を伝える手段」や「相談しやすい情報拠点としての環境づくり」、「居心地の良い空間づくり」が課題であり、生活困窮者に対する拝聴の姿勢からサービスを提供することを重要な視点とした。

第6章では、第2章から第5章までの内容を踏まえ、公立図書館における生活困窮者自立支援サービスの在り方を論考した。その際、生活困窮者自立支援サービスの要素を①生活困窮者の図書館利用における障害を取り除くサービスと、②生活困窮者と図書館とコミュニティ（利用者、図書館職員、図書館の設置母体の構成員、図書館を利用する可能性のある周囲の人々、さらには資料と情報、施設と設備の関係）の繋がりを構築するため営みを支援するサービスに分けて考察を行った。結果として、生活困窮者の図書館利用の障害を取り除くために、コミュニケーションのバリアや心理的圧迫の観点から、図書館に気安さの印象を付与すること、生活困窮者の話を傾聴の姿勢で聞き、コミュニケーションを図る重要性を指摘した。また、生活困窮者と図書館とコミュニティを結びつけるための支援として、生活困窮者が生活で役立つと感じる情報を、具体的な事例と共に発信することを指摘した。そして、ソーシャル・キャピタルや会話や地域住民同士の交流を図るという視点から、関連機関を通じた情報発信といった、潜在的利用者へ来館の機会を促す工夫の必要性を述べた。

## 7.2 研究課題と今後の展望

本研究の調査では、生活困窮者自立支援事業で実施されている就労支援を受けた経験のある生活困窮者と、生活困窮者自立支援に携わる人を調査対象とした。そのため、本研究における自立に関わりの深い就労支援を受けた経験の有る人として、稼働年齢に該当する人を中心とした調査を実施している。生活困窮者には稼働年齢にない年金受給者も含まれている。今後は、高齢者を包括した調査を実施することで、生活困窮者自立支援サービスの在り方をより充実させることが課題である。更に、生活困窮者自立支援法の改正に伴い、子どもを対象とした進学支援が展開されている。生活困窮者自立支援や公立図書館の生活困窮者自立支援サービスの双方で、子どもの認知的な状態も考慮した支援の実施が望まれる。生活困窮者世帯の子どもの視点を通じた知的ニーズの把握も課題である。

更に、貧困に関する公立図書館サービスを実施する公立図書館のサービスの方針や現状を調査することで、生活困窮者自立支援サービスによる内実性の向上も課題となるだろう。

これらの研究課題を通じ、より公立図書館の現場に沿った生活困窮者自立支援サービスの在り方を追求することを今後の展望とする。

## 謝辞

本研究を進めるに当たり、多くの方にご協力頂きました。特に研究指導教員の呑海先生には、研究に真摯に取り組む様子と社会に向き合う姿勢に感銘を受け、研究の指針とさせていただきます。また、論文の執筆にあたり、体調を崩したり、精神面が不安定になったりと、大変なご迷惑をおかけしました。その際、研究に関するアドバイスだけではない沢山のお心遣いや、今後の糧となるようなご指導を頂けたこと、心より感謝しております。副研究指導教員の吉田先生にも、研究に関するアドバイスや、関連文献を紹介いただき、大変参考になりました。誠にありがとうございました。

また、インタビュー調査を受けてくださった調査協力者の方々に心からお礼申し上げます。お忙しい中、短くはない時間を割いて頂いた上、お話を拝聴することができたこと、とても光栄に思います。そして、浦添市・那覇市・沖縄市の就職・生活支援パーソナルサポートセンター、沖縄県の就職・生活支援パーソナルサポートセンターの南部支部・中部支部の方々には大変お世話になりました。インタビュー調査に加え、調査協力者の方を探すお手伝いをして頂きました。一介の学生に対し、職務で多忙であったにも関わらず、時間を縫って真摯に尽力してくださったお陰です。その他にも、調査以来の仲介等で多くの方々に協力して頂きました。このように、多くの沖縄県民の方々の優しさに支えて頂いたからこそ、無事に研究を実施することができました。重ねてお礼を申し上げます。

そして、研究や調査で行き詰った際に、友人や同期にはアドバイスや気晴らしで励まして頂き、立ち直るきっかけを与えてもらいました。更に、研究室の方々にも、合同ゼミや研究室での交流を通じて、意見や配慮を頂きました。1年間、誠にありがとうございました。

最後に、これまでの大学生活を、遠方の地から多様な側面から支えてくれた家族と、生活基盤を支えてくれたアルバイト先のご夫婦に対し、深く感謝の意を表し、謝辞と致します。

## 参考文献

1. Brenda Dervin; Michael Nilan. Information needs and uses. *Annual Review of Information Science and Technology*, 1986, Vol..21, p.3-33.
2. Chatman Elfreda, A. The Information World of Low-Skilled Workers. *Library & Information Science Research*, 1987, 9(4), p.265-283.
3. Deborah Turner; Tim Gorichanaz. Collaborative Connection: Designing Library Services for the Urban Poor. *Library Quarterly*, 2018, Vol.88, p.237-255.
4. Epl.ca. Community-Led TOOLKIT, 2008, 72p.
5. Glen Holt, E; Leslie Holt, E. Library Card Campaigns and Sustaining Service: How Do Public Libraries Best Serve Poor Children?. *Public Library Quarterly*, 2015, 34(2), p.270-278.
6. Hans Elbeshausen. Public libraries in postindustrial societies: challenges and opportunities. *Library News: scientific theoretical applied journal*, 2015, 230(6), p.8-15.
7. Jeffrey Meyer. Poverty and Public Library Usage in Iowa. *PUBLIC LIBRARY QUARTERLY*, 2018, 37(1), p.53-60.
8. Leslie Holt, E; Glen Holt, E. *Public library Services for the Poor: Doing All we can.* ALA Editions, 2010, 168p.
9. Lin Hui, Pang Natalie, Brendan Luyt. Is the library a third place for young people? . *Journal of Librarianship and Information Science*. 2015,47(2), p145-155.
10. Lukasik Laura, *Leveraging Partnerships in a Community Community-Led Library Model.* Feliciter, 2013, 59(3), p.10-11.
11. Line Maurice, B. Draft Definitions: Information and Library Needs, Wants, Demands and Uses. *Aslib Proceedings*. ,1974, 26(2), p.87.
12. Putnam Robert, D. “Branch libraries: the heartbeat of the community” *Better Together: Restoring the American community.* Simon& Schuster, 2009, p.34-54.
13. David Lankes, R. *Expect more: Demanding better libraries for today’s complex*, 2<sup>nd</sup> ed, 2016, <https://davidlankes.org/new-librarianship/expect-more-demanding-better-libraries-for-todays-complex-world/>. (2019/12/22 参照)
14. Sheila Ayers. *The Poor and Homeless: An Opportunity for Libraries to Serve.* *The Southeastern Librarian*, 2006, Vol.54:Issue1, p.66-74.
15. Stephen Krashen. *The Purpose of Education, Free Voluntary Reading, and Dealing with The Impact of Poverty.* *School Libraries Worldwide*, 2016, 22(1), p.1-7.
16. Subnum Hariff; Jennifer Rowley. Branding of UK public libraries. *Library Management*, 2011, 32(4), p.346-360.

17. Taylor Robert, S. "Question-negotiation and information seeking in libraries".  
College and Research Libraries, 1968, 29(3), p.178-194.
18. 青柳英治. ささえあう図書館 「社会装置」としての新たなモデルと役割. 勉誠出版.  
2016, 256p.
19. 朝比奈大作. 図書館員のための生涯学習概論. 日本図書館協会. 2013. 254p.
20. 阿部彩. 「豊かさ」と「貧しさ」：相対的貧困と子ども. 発達心理学, 2012, 23(4),  
p.362-374.
21. 阿部彩.生活保護・貧困研究の50年：『季刊社会保障研究』掲載論文を中心に.季刊・  
社会保障研究.国立社会保障・人口問題研究所,2014,Vol.50,p.4-17.
22. アントネッラ・アンニョリ. 知の広場 図書館と自由. みすず書房. 第3刷, 2013, 251p.
23. 安藤晴彦. アメリカにおける公共図書館ビジネス支援サービス. 情報管理, 2014, 56(11),  
p.750-757.
24. 井田浩之. 「知識創造型」の情報リテラシー教育の構築に向けて. 情報の科学と技術,  
2014, 64(1), p.8-p.14.
25. 猪谷千香. 特集 まちづくりや地域コミュニティの中心としての図書館. Civil  
engineering consultant, 2017, Vol.275, p.10-13.
26. 糸賀雅児. 公共図書館利用と文化活動の関連性—住民調査にもとづく文化行政への示唆  
—. Library and information Science, 1985, No.23, p.41-61.
27. 糸賀雅児. 図書館の政策動向と課題解決支援. 社会教育, 2011, 66(7), p.6-12.
28. 糸賀雅児. 情報利用における「意味」と「理解」—「意味付与」概念にもとづく情報ニ  
ーズの再検討—. Library and Information science, 1991, No.29, p.1-19.
29. 糸賀雅児. まちづくりと図書館の接点. 図書館雑誌, 2017, p.288-291.
30. 糸数未希. 地域の居場所としてのこども図書館. こどもの図書館. 2016, 63(12), p.6-8.
31. 上杉孝實. 子どもの貧困と教育の課題. じんけん：心と心、人と人をつなぐ情報誌,  
2018. Vol.443, p.2-7.
32. 上田幸夫; 辻浩, 現代の貧困と社会教育. 国土社, 2009, 211p.
33. 埋橋孝文; 矢野裕俊. 子どもの貧困／不利／困難を考える 理論的アプローチと各国の  
取り組み. ミネルヴァ書房, 2015, 272p.
34. 江口信清. 「貧困の文化」再考. 有斐閣, 1998, 325p.
35. 江良友子. 健康格差に対応する公共図書館サービス—社会的に不利な条件下の人々に果  
たす公共図書館の役割—. Journal of Library and Information Science, 2010, Vol.24,  
p.49-62.
36. 大沢真理. 特集 2 反貧困 最前線貧困大国としての日本—舵を切り替えるのか. 学術の  
動向, 2009, Vol.8, p.50-53.
37. お茶の水女子大学. 平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を  
活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究.お茶の水女子大学, 2014, 249p.

38. 岡澤和世. 情報と感情：情報探索行動に影響を及ぼす感情要因. *Journal of Library and Information Science*, 2012, Vol.26, p.9-32.
39. 大岡頼光. 教育・育児保障の財源調達—高齢者にどう納得してもらおうのか—. *社会政策*, 2017, 9(1), p.48-62.
40. 尾藤廣喜; 小久保哲郎; 吉永純. 生活保護「改革」ここが焦点だ, あけび書房, 2011, 158p.
41. 神代浩. 困ったときは図書館へ ～図書館海援隊の挑戦～. (株)悠光堂 2014, 207p.
42. 神代浩, 田村調子, 小林隆志, 天野奈緒也. 図書館海援隊フォーラム 2013 開催報告. *図書館雑誌* 2014, 108(2), p.98-99.
43. 片山善博, 糸賀雅児. 地方自治地と図書館 「知の地域づくり」を地域再生の切り札に. *勁草書房*, 2016, 252p.
44. 川崎良孝. ホームレスの図書館利用と公立図書館の基本的役割：クライマー事件 アメリカ図書館協会. *京都大学教育学部紀要*. 1996, No.42, p.53-72.
45. 川島章平. 図書館とホームレスのひとびとのかかわりを考える. *みんなの図書館*, 2016, Vol.474, p.41-49.
46. 紀日奈子. 身近な他者に相談しづらい困りごとについての情報行動に関する研究—援助要請行動の視点から—. *九州産業大学大学院臨床心理論集*, 2019, Vol.14, p.1-8.
47. 清重知子. 米国の図書館事情 2007-2006 年度. *国立国会図書館 調査研究レポート*, 2008, No.40, 380p.
48. 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室. 生活困窮者自立支援制度等の推進について①改正生活困窮者自立支援法について. 厚生労働省, 2018, 59p.
49. 厚生労働省 社会保障審議会. 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書. 厚生労働省, 2013, 54p.
50. 厚生労働省 社会・援護局. 生活困窮者自立支援法の円滑な施行に向けて. 厚生労働省, 2014, 11p.
51. 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 厚生労働省老健局振興課長. 生活困窮者自立支援制度と高齢者向けの施策との連携について. 厚生労働省, 2017, p.1-6.
52. 厚生労働省. 自立に向けて、踏み出す力を育む支援—生活困窮者自立支援制度に関する調査—東京都大田区・京都府八幡市・沖縄県における自立相談支援と任意事業の推進状況 報告書, —厚生労働省 政策統括官付政策評価官室 アフターサービス推進室, 2018, 85p.
53. 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室. 平成 30 年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査 集計結果. 厚生労働省, 2019, 33p.
54. 久野和子. 「第三の場」としての学校図書館. *図書館界*, 2011, 63(4), p.296-313.
55. 久野和子. 子どもたちの「第三の場」としての学校図書館・公共図書館—現代日本における子どもたちのニーズと権利—. *図書館雑誌*, 2017, 111(10), p.656-659.



56. 栗田健一. 生活保護のスティグマに関する経済学的研究のサーベイ. 経済論究, 2017, Vol.158, p.1-4.
57. 国立国会図書館. 「社会資本」としての図書館. 図書館情報学調査研究レポート, 1997, No.10, 148p.
58. 国立国会図書館. 図書館利用者の情報行動の傾向及び図書館に関する意識調査. 国立国会図書館月報, 2015, Vol.6, p.13-19.
59. 小林隆志, 高橋真太郎. 文部科学省の「図書館海援隊」の取組と鳥取県立図書館の「字働く気持ち応援コーナー」の設置まで. みんなの図書館, 2010, 397(5), p.14-18.
60. 近藤周子. 癒しと回復の場としての図書館. みんなの図書館, 1999, p.11-14.
61. 坂部豪. 座談会 青少年の居場所としての図書館. Lisn: Library & Information Science News. 2009, No. 142, p.1-21.
62. 酒井朗. 教育における排除と包摂. 教育社会学研究. Vol.96, 2015, p.5-23.
63. 坂西友秀. 教育に関わる「社会問題」と心理学研究. 教育心理学年報, 2016, Vol. 55, p.183-202.
64. 齋藤誠一. 自治体図書館の可能性－地域活性化の情報拠点として. 地域政策研究. Vol.52, 2010, p.12-15.
65. 笠木映里. 関連諸法との関係から見る生活保護法—近年の改正・立法の動向と残された課題—. 季刊社会保障, 2015, 50(4) p.378-388.
66. ジグムント・バウマン. コミュニティ 安全と自由の戦場. 筑摩書房, 2017, 250p.
67. 下村功. 学力向上論の欺瞞と居場所としての学校 第2節福祉現場の貧困 生活困窮者支援の現場から. 教育文化総合研究所, 2017, p.15-21.
68. 清水浩一. 生活保護法の硬直化とその本質的原因—選別と差別の構造に関連させて—. 季刊・社会保障研究, 1996, 32(3), p.323-326.
69. 社会・援護局. 社会援護局関係主管課長会議資料 新たな生活困窮者自立支援制度について. 厚生労働省. 2014, 31p.
70. 社会教育行政研究会編. 社会教育行政読本—「協働」時代の道しるべ—. 第一法規, 2013, 176p.
71. 庄司奈々恵; 小島降矢. 公共図書館の利用阻害要因となるネガティブな印象に関する研究. 日本建築学会環境系論文集, 2012, 77(681), p.829-836.
72. ジョン・E・ブッシュマン; グロリア・J・レッキ. 場としての図書館. 川崎良孝; 久野和子; 村上加代子訳. 京都大学図書館情報学研究会. 2008, 405p.
73. 末次健太郎. 伊万里をつくり市民とともに育つ市民の図書館：伊万里市民図書館の取組みについて. 図書館界, 2014, 66(2), 2014, p.112-117.
74. 須賀千絵. 英国の公共図書館政策への社会的包摂理念の導入：「すべての人々に開かれた図書館」の分析を中心に. Library and Information Science, 2006, No.55, p.225-246.

75. 菅谷明子. 進化するニューヨーク公共図書館. 中央公論, 中央公論新社, 1999, 114(8), p.270-281.
76. 鈴木晶子; 松田ユリ子; 石井正宏. 高校生の潜在的ニーズを顕在化させる学校図書館での交流相談—普通科課題集中校における実践的フィールドワーク—. 生涯学習基盤経営研究, 2013, No. 38, p.1-17.
77. 須永和之. コミュニティをつくる図書館. 現代の図書館, 2017, 55(3), p.107-115.
78. 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会. 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理, 厚生労働省, 2017, 60p.
79. セルジュ・ポートガム (川野英二/中条健志訳). 貧困の基本携帯 社会的紐帯の社会学. 新泉社, 2016, 409p.
80. 全国公共図書館協議会. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書, 2016, 76p.
81. 全国都道府県教育庁協議会第2部. 子どもの貧困対策における社会教育の支援の在り方. 平成27年度研究報告書. 2016. No.2. 338p.
82. 橘木俊詔. 封印される不平等. 東洋経済新報社, 2004, 232p.
83. 橘木俊詔. 格差社会 何が問題なのか. 第2刷. 岩波書店. 2006, 212p.
84. 田中総一郎. 生活困窮者自立支援制度はどのようにスタートしたか?—実施初年度の支援状況と課題—. 社会保障研究, 2017, 1(4), p.748-761.
85. 田中のぞみ. 図書館海援隊 小郡市立図書館の試み. みんなの図書館, 2010, 397(5), p.2-6.
86. 高木博史. 「貧困ビジネス」論と「日常生活支援住居施設」に関する一考察—特定非営利活動法人ほっとポットの事例から—, 地域経済, 2019, Vol.38, p.55-62.
87. 竹之内禎. 情報サービス論. 学文社, 2013, 128p.
88. 辻浩. 現代教育福祉論：子ども・若者の自立支援と地域づくり. ミネルヴァ書房, 2017, 209p.
89. 津田良成. 図書館・情報学概論. 勁草書房, 第2版, 1998, 240p.
90. 恒川和久; 柴田美里; 太幡英亮. 公共施設におけるアクティビティの分析と考察—アクティビティとキャパシティに着目した公共施設マネジメントに関する研究 その1—. 日本建築学会計画系論文集, 2015, 80(717), p.2617-p.2624.
91. 堤未果; 湯浅誠. 正社員が没落する 「貧困スパイラル」を止めろ!. 角川グループパブリッシング, 2009, p.270.
92. 東京大学社会科学研究所, ベネッセ教育総合研究所. 子どもの生活と学びに関する親子調査, 2015.
93. 呑海沙織. 高齢社会における図書館サービス：サード・エイジと図書館. 図書館雑誌. 2014, 108(5), p.313-315.
94. 呑海沙織. 講演 超高齢社会と図書館. 図書館界, 2017, 69(1), p.3-11.

95. 長坂功. 「レファレンスワークに求められる質問者の認知行動の分析」. 館灯, 2001, Vol. 39, p.8-17.
96. 永田治樹. 公共図書館とコミュニティ：知識・情報伝達と人びとをつなぐ. 情報の科学と技術. 2014, 64(10), p.388-394.
97. 中越みずき; 稲増一憲. メディアフレームと情報の立場性が生活保護の責任帰属に及ぼす影響：「責任がある」のは政府か受給者か. 社会心理学研究, 2019, 35(2), p.72-84.
98. 中村麻伊子. 社会的困窮者を包摂する仕組みと自治体の役割：パーソナル・サポート事業・生活困窮者自立支援法の先へ. 龍谷大学大学院政策学研究, 2015, Vol.4, p.123-127.
99. 西田芳正. 排除する社会・排除に抗する学校. 大阪大学出版会, 2012, p.262.
100. 仁平典宏. <教育>化する社会保障と社会的排除—ワークフェア・人的資本・統治性. 教育社会学研究, 2015, Vol.96, p.175-196.
101. 西澤晃彦. 貧困と社会. 放送大学教育振興会, 2015, 211p.
102. 西尾祐吾. ステイグマと社会福祉—我が国の公的扶助をめぐる—. 社会福祉学, 1988, 29(2), p.1-23.
103. 西河内靖泰. カウンターからみた「図書館とホームレス」問題 (特集 カウンターでの気持ちよい対応のために—カウンター周辺のテクニックあれこれ). みんなの図書館, 1999, No. 268, p.31-43.
104. 日本図書館情報学会. 図書館情報学用語辞典. 日本図書館情報学会. 第4版, 2013. 284p.
105. 根本彰. 「場所として図書館」に関する議論. カレントアウェアネス, 2005, No.286, p21-25.
106. 野口康人, 岡部晋典. 社会階層と図書館利用, 社会情報学会発表, 社会情報学会, 2015.
107. 原田哲一郎. 社会保障と法：社会保障と法政策 無料定額宿泊所といわゆる「貧困ビジネス」. 社会保障研究, 2018, 3(1), p.126-128.
108. 濱里正史. 沖縄県における生活困窮者の支援に関する現状と課題—生活困窮者自立支援制度を中心に—. 全労済協会公募研究シリーズ 70, 2017, 43p.
109. 長谷川幸代. 公共図書館の利用・非利用に関わる要因の分析と考察. 中央大学大学院文学研究科 社会情報学専攻 博士論文, 164p.
110. 林明子. 生活保護世帯に育つ子どもの中卒後の移行経験に関する研究. 教育社会学研究, 2014, Vol. 95, p.5-24.
111. 尾藤廣喜; 小久保哲郎; 吉永純. 生活保護「改革」ここが焦点だ. あけび書房, 2011, 158p.
112. 平沢和司. 社会階層と教育研究の動向と課題—高学歴化社会における格差の構造—. 教育社会学研究, 2013, Vol.93, p.151-191.
113. 藤原靖浩. 居場所の定義についての研究. 教育学研究, 2010, vol.2, p.169-177.
114. 船崎尚. 武蔵野市立図書館における利用調査. 情報の科学と技術. 1994, 44(2), p.315-321.

- 115.ベネッセ教育研究所. 進路選択に関する振り返り調査—大学生を対象として—(平成十七年度経済産業省委託調査). ベネッセ, 2005.
- 116.前原直子. 子どもの貧困と教育・雇用・ジェンダー格差—グローバル化と教育経済論—. 中央大学社会科学研究所年報, 2016, Vol.21, p.119-241.
- 117.松井佑次郎. 動向レビュー ホームレスを含むすべての人々の社会的包摂と公共図書館. カレントアウェアネス, 2013, No.318, CA.1805-1811.
- 118.松村智史. 子どもの貧困対策における福祉と教育の連携に関する一考察—生活困窮世帯の子どもの学習支援事業から—. 社会福祉学, 2017, 58(2), p.1-12.
- 119.真山達志. 地方分権のあゆみとこれからの地方自治. 都市とガバナンス, 2018, Vol.29, p.1-6.
- 120.葉袋秀樹. 社会教育をもっとわかりやすいものにするために. 日本生涯教育学会年報, Vol. 32, p.1-8.
- 121.葉袋秀樹. 地域の活性化における公共図書館の役割. 地域政策研究, 2010, Vol.52, p.6-11.
- 122.嶺井尚子. 公立図書館における児童サービス: 子どもの貧困対策に着目して. 図書館情報メディア研究, 2019, 16(2), p.37-51.
- 123.宮島喬. 文化的再生産の社会学 ブルデュー理論からの展開. 藤原書店, 2017, 増補新版, 359p.
- 124.宮地克典. 日本における失業対策事業史再考—失業者の雇用・生活問題を中心に—. 経済学雑誌, 2015, 115(2), p.29-49.
- 125.三輪眞木子. 情報行動 システム志向から利用者志向へ. 勉誠出版, 2012, 205p.
- 126.三輪眞木子. 情報を探しやすくするには. 情報の科学と技術, 2018, 68(11), p.536-541.
- 127.道中隆. 生活経済政策—(特集)都市の下層社会「保護受給層の様相—保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖」—. 生活経済政策研究所, 2007, 543(127), p.14-20.
- 128.三宅雄大. 生活保護利用有子世帯の養育者による「自立」の解釈—養育者の語りを通して—. 社会福祉学, 2017, 57(4), p.14-27.
- 129.望月道浩; 平井歩美. ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望 児童サービス論. 学文社, 2015, 128p.
- 130.森裕之. 公共施設の再編と住民参加. 政策科学, 2017, 25(1), p.23-32.
- 131.森耕一, 川崎良孝, 佐藤毅彦. 市立図書館の利用に関する調査. 現代の図書館. 1982, 20(2), p.65-84.
- 132.文部科学省. 霞が関だより. 図書館雑誌, 2010, 104(3), p.154-155.
- 133.山口真也. 社会と図書館—まちづくり・社会的包摂. 図書館界, 2018, 70(1), p.11-21.
- 134.山口真也. 貧困と図書館 山谷・釜ヶ崎の福祉施設内の読書サービスから見えてくる. 現代の図書館, 2012, 50(3), p.163-174.

- 135.山崎博樹. 図書館のビジネス支援 課題解決型サービスとして広がる. 産学官連携ジャーナル, 2010, 6(4), p.19-21.
- 136.山口春子. 戦後混乱期の養護施設. 東京都立大学人文学部人文学報 社会福祉学, 1985, No.1, p.231-250.
- 137.湯浅誠. 格差社会と図書館への期待. 図書館雑誌, 2017, 111(2), p.72-74.
- 138.湯浅誠. 反貧困-すべり台社会からの脱出. 岩波新書, 2008, 226p.
- 139.湯澤直美, 地方自治体における子どもの貧困対策～現状把握による貧困の可視化～, 国際文化研修, 2016, Vol.91, p.24-29.
- 140.吉田右子, 川崎良孝. アビゲイル・ヴァンスリックと図書館史研究. 図書館界, 2009, 61(1), p.2-15.
- 141.吉武理大. 貧困母子世帯における生活保護の受給の規定要因 なぜ貧困なのに生活保護を受給しないのか. 福祉社会学研究, 2019, Vol.16, p.157-178.
- 142.余田翔平. 子ども期の家族構造と教育達成格差—二人親世帯／母子世帯／父子世帯の比較—. 家族社会研究. 2012, 24(1), p.60-71.
- 143.米澤篤代. 小学校における貧困問題とその対策. 心理科学, 2017, 38(2), p.10-20.
- 144.レイ・オルデンバーグ(忠平美幸 訳). サードプレイス コミュニティの核になる「とびきり居心地の良い場所」. みすず書房, 2013, 480p.

付録

付録 A：生活困窮者に関する調査項目

日常的に関心を抱いているもの	知る必要は無いが、日常生活を送る上で知っておく必要があると考えていることは何か
	前述した回答に、関心を持たないといけないと考えた理由は何か
	日常的な生活を送る上で、興味を持っていることは何か
	前述した回答に、どのようなきっかけで関心を持つようになったか
日常的に関心を抱いているもののうち、解決に情報の入手が必要なもの	自分の知識・経験では解決できないと感じる問題のうち、解決の為に情報の入手が必要な問題はあるか
	前述した回答の問題を、どのようなきっかけで認識したか
日常的に関心を抱いていることを、自身の中でどのように位置づけているか	日常生活で知っておく必要があると考えていることについて、情報収集に関する行動を意図的に起こしているか
	興味を持っていることについて、日常生活を送るうえで情報収集に関する行動を意図的に起こしているか
	自分の知識・経験では解決できないと感じる問題のうち、解決の為に情報の入手が必要な問題について、日常生活を送るうえで情報収集に関する行動を意図的に起こしているか

経済的自立のうち、職業に関する自立に対する情報行動の現状	現在は解決した又は乗り越えたと考える職業関係の悩みがあれば、どのような悩みを抱えたことがあるか（雇用・業務中・離職に関する悩みのどれでも良い）
	悩みを解決するために、何らかの行動や取り組みを図ったか
	どのような結論によって、その悩みが解決した又は乗り越えたと思なしたか
日常的自立のうち、家計に関する自立に対する情報行動の現状	現在は解決した又は乗り越えたと考える家計関係の悩みがあれば、どのような悩みを抱えたことがあるか
	悩みを解決するために、何らかの行動や取り組みを図ったか
	どのような結論によって、その悩みが解決した又は乗り越えたと思なしたか
日常的自立のうち、学習に関する自立に対する情報行動の現状	現在は解決した又は乗り越えたと考える学習関係の悩みがあれば、どのような悩みを抱えたことがあるか
	悩みを解決するために、何らかの行動や取り組みを図ったか
	どのような結論によって、その悩みが解決した又は乗り越えたと思なしたか
社会的自立のうち、人間関係の構築に関する自立に対する情報行動の現状	現在は解決した又は乗り越えたと考える人間関係の悩みがあれば、どのような悩みを抱えたことがあるか
	悩みを解決するために、何らかの行動や取り組みを図ったか
	どのような結論によって、その悩みが解決した又は乗り越えたと思なしたか

図書館の利用について	図書館がどの程度、近くにあったら最寄りにあると感じるか
	過去に、図書館を利用した際の目的は何か
	現在利用している場合は、利用する理由は何か、利用しない場合はその理由があるか
図書館のイメージについて	図書館はどのような施設だと思うか
	図書館を形容詞で表す場合はどのようなものがあるか
	図書館を利用する人はどのような人だと思うか
図書館に求めるものについて	どのような図書館を利用したいと思うか
	図書館で行うと良いと感じるサービスはあるか
	図書館に改善してほしい点（利用したくないと感じさせる要因）はあるか
図書館サービスと知的ニーズ	日常的に知りたい又は知る必要があることに対し、図書館がどのようなサービスを実施すると良いと思うか
	自分の悩みに対する情報収集について、図書館がどのようなサービスを実施すると良いと思うか



付録 B：生活困窮者への支援に携わる人に対する調査項目

日常的に関心を抱いているもの	生活困窮者が、興味の有無を問わず、知る必要があると考えていることは何か
	前述した回答に、知る必要があると考えた理由は何か
	生活困窮者が、日常的な生活を送る上で、興味を持っていると感じることは何か
	支援に携わる人が、関心の有無を問わず、知る必要があると考えていることは何か
	前述した回答に、関心を持たないといけな いと考えた理由は何か
日常的に関心を抱いているもののうち、解決に情報の入手が必要なもの	支援に携わる上で、自分の知識・経験では解決できないと感じる問題のうち、解決の為に情報の入手が必要な問題はあるか
	前述した回答の問題を、どのようなきっかけで認識したか
日常的に関心を抱いていることを、自身の中でどのように位置づけているか	興味の有無を問わず、知る必要があることについて、生活困窮者は情報収集に関する行動をどのように起こしているか
	関心を抱いていることについて、日常生活で生活困窮者は、情報収集に関する行動をどのように起こしているか
	自分の知識・経験では解決できないと感じる問題のうち、解決の為に情報の入手が必要な問題について、生活困窮者は、日常生活を送るうえで情報収集に関する行動をどのように起こしているか
	自身と生活困窮者の情報収集に関する行動で、どのような同様な又は相違点があるか

経済的自立のうち、職業に関する自立に対する情報行動の現状	現在は解決した生活困窮者の職業関係の悩みがあれば、どのような悩み相談を受けたことがあるか（雇用・業務中・離職に関する悩みのどれでも良い）
	生活困窮者は、悩みを解決するために、何らかの行動や取り組みを図っていたか
	生活困窮者はどのような結論が得られた際、その悩みが解決した又は乗り越えたと思なしたか
日常的自立のうち、家計に関する自立に対する情報行動の現状	現在は解決した生活困窮者の家計関係の悩みがあれば、どのような悩み相談を受けたことがあるか
	生活困窮者は、悩みを解決するために、何らかの行動や取り組みを図っていたか
	生活困窮者はどのような結論が得られた際、その悩みが解決した又は乗り越えたと思なしたか
日常的自立のうち、学習に関する自立に対する情報行動の現状	現在は解決した生活困窮者の学習関係の悩みがあれば、どのような悩み相談を受けたことがあるか
	生活困窮者は、悩みを解決するために、何らかの行動や取り組みを図っていたか
	生活困窮者はどのような結論が得られた際、その悩みが解決した又は乗り越えたと思なしたか
社会的自立のうち、人間関係の構築に関する自立に対する情報行動の現状	現在は解決した生活困窮者の人間関係の悩みがあれば、どのような悩み相談を受けたことがあるか
	生活困窮者は、悩みを解決するために、何らかの行動や取り組みを図っていたか
	生活困窮者はどのような結論が得られた際、その悩みが解決した又は乗り越えたと思なしたか

図書館の利用について	図書館がどの程度、近くにあったら最寄りにあると感じるか
	過去に、図書館を利用した際の目的は何か
	現在利用している場合は、利用する理由は何か、利用しない場合はその理由があるか
図書館のイメージについて	図書館はどのような施設だと思うか
	図書館を形容詞で表す場合はどのようなものがあるか
	図書館を利用する人はどのような人だと思うか
図書館に求めるものについて	どのような図書館を利用したいと思うか
	図書館で行うと良いと感じるサービスはあるか
	図書館に改善してほしい点（利用したくないと感じさせる要因）はあるか
	生活困窮者自立支援に携わる人として、図書館で行うと良いサービスはあるか
	生活困窮者自立支援に携わる人として、図書館に改善してほしい点（利用したくないと感じさせる要因）はあるか
図書館のサービスと知的ニーズ	日常的に知りたい又は知る必要があることに対し、図書館がどのようなサービスを実施するとよいと思うか
	情報収集が必要な悩みに対し、図書館が情報収集に対してどのようなサービスをすると思うか
	生活困窮者自立支援に携わる人に対し、図書館でどのようなサービスがあると良いと思うか